

“快適で住みよい田園環境の広がる町”をめざして

平野南部地区 里づくり計画

平成 11 年 6 月

平野南部地区里づくり協議会

計画策定	平成 11 年 9 月
第 1 回変更	平成 26 年 3 月
第 2 回変更	令和 2 年 8 月

平野南部地区里づくり計画を策定するにあたって

平野南部地区里づくり協議会
会長 茨木 正弘

慶明、芝崎、向井の3集落は古くから農業用水の水利系統等を同じくし、農地の出入作の多いことからほ場整備事業を合同で実施することを前提として「明石川沿岸土地改良組合」を設立し、平成8年12月に事業認可を得て、ほ場整備事業等を実施することになり、平成9年1月から正式に事業に着手をしておりました。

一方で、神戸市が農業の振興や農村の活性化とあわせて、市民相互のふれあいをすすめるために条例を制定して「人と自然との共生ゾーンの整備」としてすすめられています。が、「活力と魅力にあふれた快適農村空間の形成、緑豊かで活力ある里づくり」をめざして、慶明、芝崎、向井の3集落でも平成10年3月に「平野南部地区里づくり協議会」を設立し、あわせて平成9年度に神戸市の「里づくりモデル地区」としての指定を受けました。

モデル地区指定後は、特に京都大学の高橋教授をはじめ各行政等のご指導を受けながら、また、住民の皆様のご協力をいただき、アンケート調査等を基に現地調査を行いました。

本地区は地区内を国道175号線、西神5号線が通過し、市街化区域に隣接していることから、虫食いの転用が進んでいますが、平成10年1月に実施した住民アンケートの結果からは、住民の意向は「開発よりむしろ農村的環境の維持、整備に主眼を置いて欲しい」という思いが主流であることが確認出来ました。

このような状況を踏まえて、「農村の振興、環境の整備、秩序ある土地利用」を主眼においた住民主体の「平野南部地区里づくり計画」をここに作成することが出来ました。

お陰をもちまして下水等の環境整備も平成13年度から平成15年度をめどに完成する運びとなり、各関係機関に対しまして心からお礼申しあげ、かつ、これからも里づくり活動等につきましましていろいろとご指導たまわりますようお願い申しあげます。

平野南部地区里づくり計画の策定にあたって

京都大学大学院農学研究科
教授 高橋 強

神戸市では、自然と調和した土地利用の実現と農村環境の創造に向けて、平成8年4月に「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」が制定されました。この条例に基づく里づくり計画の策定については、1日も早い実現を待ち望んできましたが、今回はからずも平野南部地区の里づくり計画策定のお手伝いをさせていただくことになったことは、この上ない喜びとするところです。

我が国の国土政策の面でも、平成10年3月に第5次全国総合開発計画ともいえるべき「21世紀の国土のランドデザイン」が閣議決定され、今後の開発理念として多自然居住地域の創造が示されました。また、平成11年7月には新しい農業基本法としての「食料・農業・農村基本法」が制定され、農業農村の多面的機能の十分な発揮が謳われました。里づくり計画の目指すところが国政の面でも理解されてきたといえましょう。

さて、初めて本地区を訪れたのは平成9年の秋でした。温室内の一面のカーネーションの彩りが印象的でしたが、すでに当地区では圃場整備の計画が進行しており、役員をはじめ関係者の方々の整備にかける強い熱意が感じられました。翌平成10年秋にはいよいよ工事が開始され、これにより農業生産基盤だけでなく、生活環境の面でも大きな効果が期待されます。

ところで、本地区の特徴は、市街化区域に隣接し、交通至便の地にあることです。そのため地域住民の快適で豊かな生活環境を実現するとともに、これまでに培われてきた農業生産環境や自然環境を保全し、近郊農村として親しまれる環境を維持していくことが重要です。アンケート調査でも環境保全の強い意向が示されました。まさに人と自然との共生が本地区の課題といえましょう。このような考えを基本として、平野南部里づくり計画の策定に取り組みさせていただきました。

しかし、里づくり計画の策定は里づくりの出発点にすぎません。重要なことは、これから国、県、神戸市当局の支援の元に計画を一步一步実現していくことですが、それには住民の方々が計画実現に主体的に参加していただくことが不可欠です。そのためにも里づくり協議会の活動はこれで終わりではなく、こうした計画の実現や社会情勢の変化に応じた調整を図るために継続して活動していくことが必要です。これを期に里づくり活動にいっそうの関心が高まることを期待します。

最後になりましたが、この里づくり計画の取りまとめは、主として京都大学農村計画学研究室助手の九鬼康彰氏と専攻生河村吉郎君の手によるものであり、また、里づくり計画の策定に当たっては里づくり協議会の茨木会長はじめ役員の方々、神戸市当局関係各位のご支援とご協力をいただきました。篤く御礼申し上げます。

平野南部地区里づくり計画 目次

第1章	計画対象地区の概要	1
1.1	地理的条件	1
1.2	気候条件	4
1.3	社会・交通条件	4
1.4	産業・経済条件	5
1.5	人口の推移と状況	6
1.6	地区の名所と旧跡	8
1.7	地域組織の状況	11
第2章	里づくりにかかる計画条件	13
2.1	神戸市総合基本計画	13
2.2	神戸市農漁業基本計画	15
2.3	神戸市農業振興地域整備計画	16
2.4	人と自然との共生ゾーン整備計画	19
第3章	土地利用と生活環境の現状	235
3.1	土地利用	25
3.2	営農状況	258
3.3	圃場整備計画	33
3.4	道路体系	35
3.5	生活環境	38
第4章	住民アンケート調査の結果	40
4.1	農業経営の現状	40
4.2	今後の農業経営と農用地整備の方向	42
4.3	生活環境について	48
4.4	地域整備について	51
第5章	計画対象地区の課題	55
5.1	土地利用の課題	55
5.2	道路整備の課題	56
5.3	生活環境整備の課題	56
5.4	農業振興の課題	57
5.5	向井山周辺の利用に関する課題	58
第6章	里づくり計画	59
6.1	基本方針	59
6.2	農村用途区域区分	59
6.3	道路網整備計画	644
6.4	農業振興計画	644
6.5	生活環境整備計画	688
付属資料		73
1	里づくり協議会委員名簿	733
2	里づくり協議会規約	744
3	里づくり協議会活動実績	746

第1章

計画対象地区の概要

1.1 地理的条件

神戸市西区は昭和 57 年 8 月 1 日に垂水区から分区した比較的新しい区で神戸市の西端に位置し、明石・三木の 2 市と加古郡稲美町に隣接している。面積は約 137.86km² で神戸市全体の約 4 分の 1 を占めている。地形的には区の大部分を占める緩やかな丘陵と、その間を縫うようにして流れる明石川水系とその段丘、そして水系の下流に広がる平野部から成っている。明石川水系とは主に明石川・櫛谷川・伊川の 3 つの川を指し、それぞれの川の中流域に位置する平野、櫛谷、伊川谷の各町では立地条件を生かした都市型農業が行われている。これら 3 河川は玉津町で合流し、玉津町は大部分が播磨平野に続く平野部であり都市化が進行している。明石川の上流は区の北東部に位置する押部谷町を貫いており、この他、区の北西には神出町、岩岡町が位置している。

平野町は西区の西部にあり、明石市に隣接している。明石川が町を東西に分断する形で流れており、明石川沿いの平坦地を囲む形で丘陵が広がっている。明石川沿いの平坦地では条里制によると思われる農地の区画も見られ、古くからこの地で農業が営まれてきたことを物語っている。町の東側に連なる丘陵は、かつてはアカマツを中心とする森林であったが、西神ニュータウンの開発により境界部は現在、わずかな森林が残るだけとなっている。西側の丘陵地帯は現在も森林地帯として残っており、平野町を取り囲む緑として地域の環境を守り、平野らしい景観を作り出している。計画地域の位置を図 1-1 に示す。

計画対象地区である平野南部地区は北から順に向井・芝崎・慶明と呼ばれる 3 つの集落からなっており（図 1-2）、最も南に位置する慶明集落は玉津町の市街化区域に隣接している。また、向井集落の北東部は市街化区域になっているため、今回の計画対象には入っていない。地区の東側には森林が広がり、それを縫うように西神方面へのバイパスが通っている（図 1-3）。

地区の北東部には西井大池と新池という 2 つの溜め池がつくられており、そこから農業用水として利用されてきた田中川が南西に向かって流れている。現在の田中川は流量も少なく、国営の東播用水事業によってこれまで期待されてきた用水路としての機能が無くなるため、周囲の山林からしみ出す雨水や地下からの湧き水が流れる自然河川へと変わりつつある。

また地区の中央には国道 175 号線が南北方向に縦断しており、周辺の平坦部に

は住宅や商売施設などが集まっている。中央の平坦部から芝崎集落の住居が密集したエリアをさらに西に進むと明石川の河岸段丘の縁にあたり、これを下ると、明石川沿岸の圃場整備が行われた農地が一面に広がっている。

注 1) 条里制とは古代から行われてきた地割制で、耕地を6町（654m）平方に区切ってこれを理と呼び、里を東西に並べたものを条という。

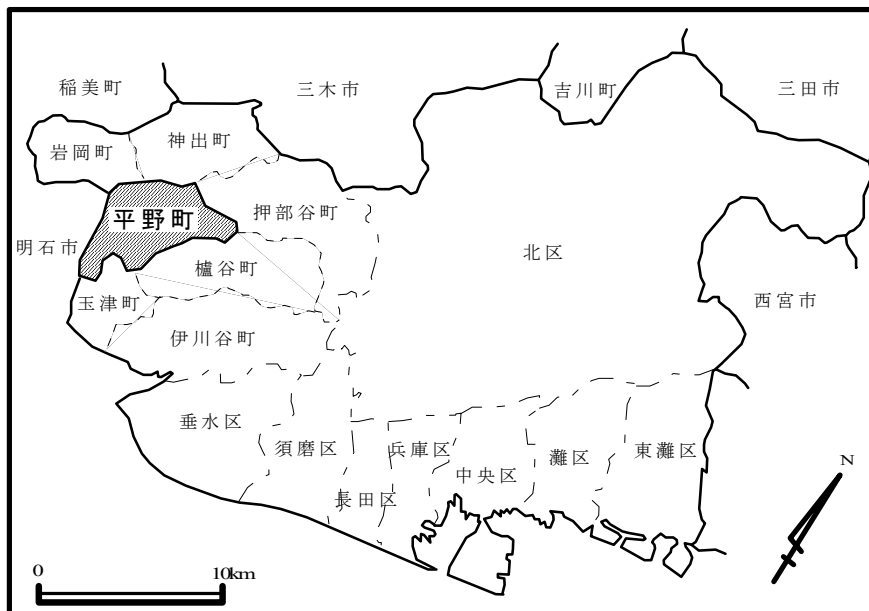


図 1-1 : 神戸市西区平野町の位置

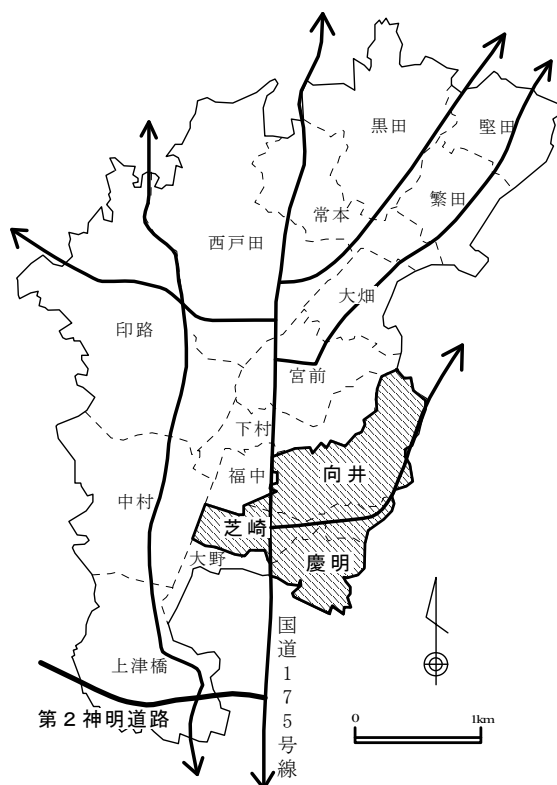


図 1-2 : 平野南部地区の位置

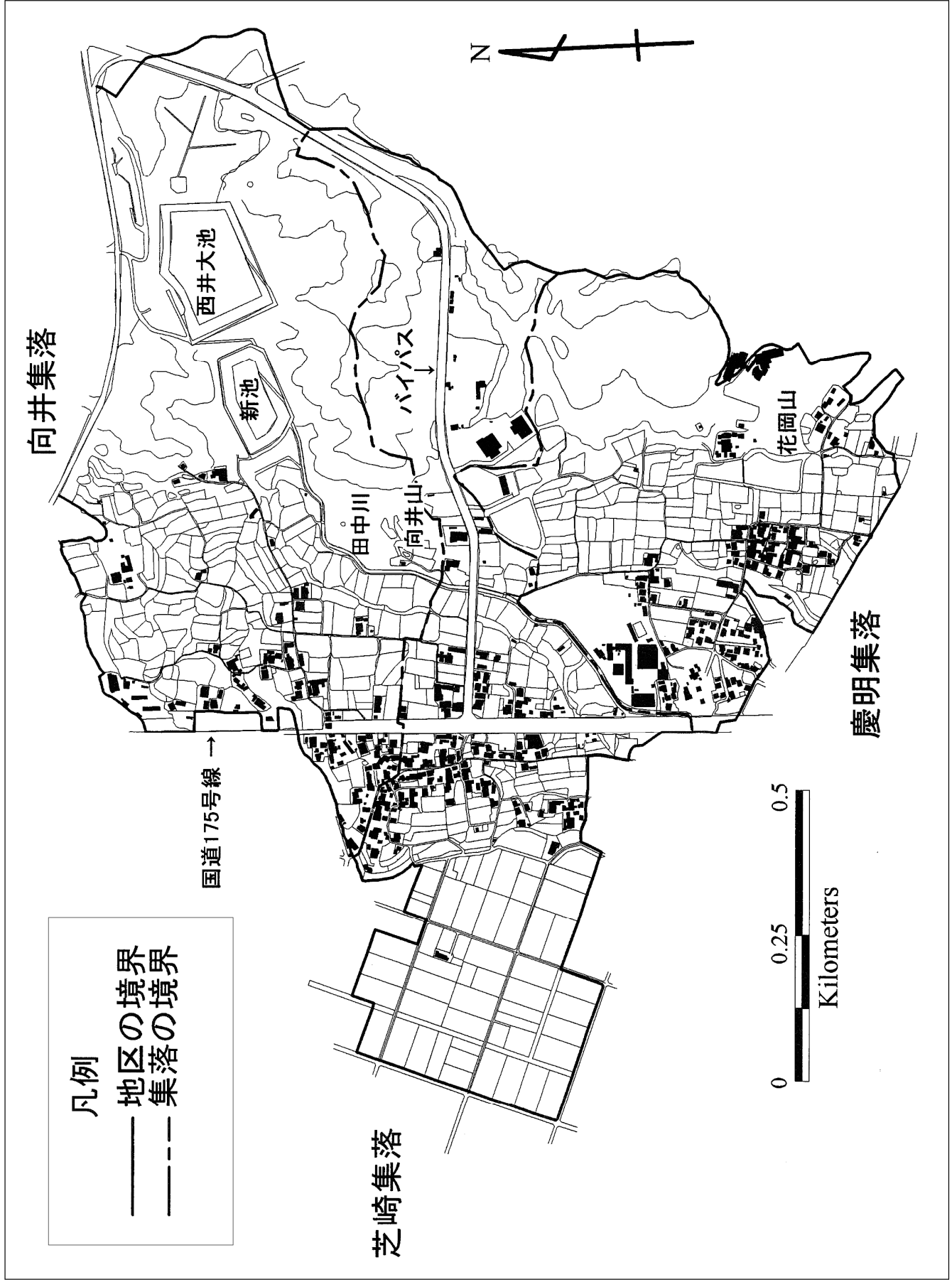


図1-3：平野南部地区の概要

1.2 気候条件

本地区は神戸市の中でも西寄りに位置していることから、梅雨季に記録的な集中豪雨が降りやすい六甲山付近に比べ降雨量も少なく、典型的な瀬戸内海気候地帯に属する。年降雨量は年によるばらつきはあるものの、約 1100～1300mm と日本でも特に降雨の少ない地域で、この少ない降雨量を有効に利用するために多くの溜め池が作られている。降雨が多い時期は梅雨季の 6、7 月と台風の影響が多い 9 月で、逆に降雨が少ないのは 1、2、12 月であり雪が降ることはまれである。

年平均気温は 15 度前後で、冬は平均気温が 3 度程度まで下がる。夏は日最高気温の平均が 32 度まで上がり、真夏に晴天の続く瀬戸内海気候の特色がよく現れている。

1.3 社会・交通条件

地区内を南北に走る国道 175 号線は、北は神出町を通過した後、三木市に抜け、南は玉津町で有料道路の第 2 神明道路と交差し、明石市まで延びている。地区の北部までは片側 2 車線であるが途中から 1 車線になるため、現在幅員の拡張が検討されている。国道 175 号線から地区中央部で枝分かれし、地区東部の森林を横断しているバイパスは西神ニュータウン方面に通じている。

これら 2 本の幹線道路沿いにはバス停が設置されており、西神ニュータウンや明石市街地への住民の足として利用されている。この他、地区の北部には神戸西バイパスの建設が計画されている。地区住民にとっての最寄り駅は神戸市営地下鉄の西神中央駅、および JR 明石駅である。これらの駅へはバスを利用することにより、約 15～25 分でアクセスすることができる。

図 1-4 は地区住民が主に利用する公共施設などを示したものである。地区外の公共施設はほとんどがバス路線沿いに立地しており、老人会等の行事が行われる区役所の出張所もバス停のすぐそばにあり、住民にとって非常に利用しやすい。医療施設は地区内に歯科と外科があるほか、西神中央駅・明石市街地方面にも総合病院等がある。日常生活品の購入施設としてはコンビニエンスストアが国道 175 号線沿いにあるほか、西神ニュータウン内や明石市街地方面に大型店舗がある。

このように主に明石市街地、西神ニュータウンの両方面が日常生活に欠かせない圏域となっている。以前は明石市街地が就業および生活の中心であったが、中学校校区がニュータウン内へ移転したこと、西神中央駅周辺に大型商業施設が立

地したことなどに伴って、西神中央駅を中心とする生活圏へと変化しつつある。

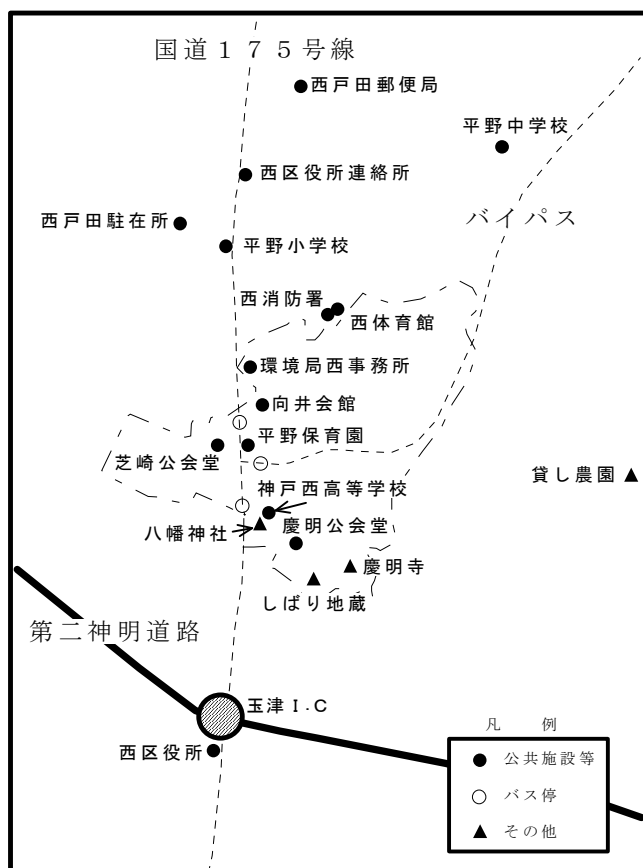


図 1-4：主な生活関連施設の位置

1.4 産業・経済条件

神戸市の産業に占める第一次産業の比重は 1990 年時点で 0.2% と極めて低く、就業者数からみても図 1-5 に示すように他の産業に比べて少ないが、約 5200ha の農地、約 6600 戸の農家、年間農業粗生産額 200 億円弱という近畿圏でも有数の農業地域を形成している。特に西区と北区では農業が盛んで、稲作の他、園芸、畜産等が行われている。

その一方、第二次産業に関しては、丘陵地が多く、六甲山によって神戸市の中心部と遮断されているという悪条件も手伝ってその振興が遅れていたが、1961 年から中小企業団地の造成が始まった。近年では、西神工業団地や西神第 2 工業団地等の開発に伴いエレクトロニクスなどの先端分野の工場進出が相次ぎ、工業が西区の産業に占める割合も大きくなりつつある。これに伴い農業の産業としての地位も相対的に低下してきている。

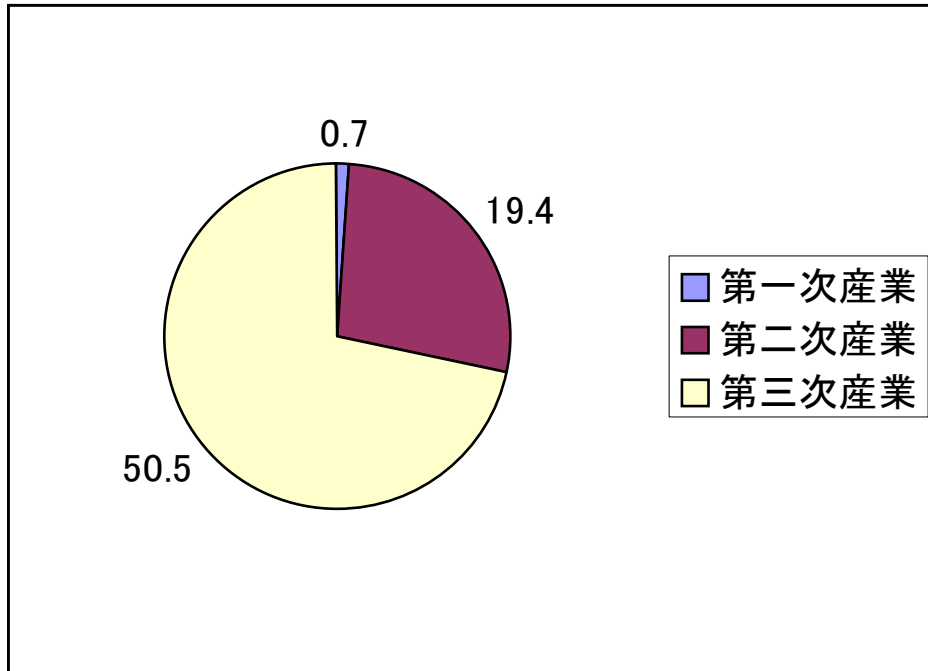


図 1-5: 1990 年度神戸市の産業別就業者数(単位:万人)

1.5 人口の推移と状況

かつては農村地帯であった西区も、西神ニュータウンの開発などによって人口が急増し、昭和 57 年に垂水区から分区した当時は約人口 9 万 4 千人と神戸市では最も人口の少ない区であったが、平成 9 年 4 月 1 日時点では約 23 万 4 千人にまで増えており、今後も自然環境に配慮した住宅団地の開発によって人口は増加するものとみられる。

平野南部地区は平野町の中でも国道 175 号線が通っており、西神ニュータウンや明石市へのアクセスが容易なため、昭和 30 年代後半に入って外部からの人口が流入したことにより混住化が進んでいる。そのなかでも特に慶明集落においてその傾向が大きい(図 1-6)。

しかし、計画対象地区内は全域が都市計画法の市街化調整区域に設定されており市街化につながる開発は制限されているため、近年は外部からの人口流入も少なく、各集落の人口は慶明集落を除いて横這いとなっている(図 1-7)。

一方、年齢別の人口は図 1-8 のようになっており、各集落とも 10 歳未満の人口が少ないことが目立つ。また、70 歳以上の人数は集落によってかなりのばらつきが目立ち、芝崎集落では他の世代と比べると少ないが、慶明集落では他の世代よりと比べて遙かに多く、特に高齢化の進んだ集落といえる。

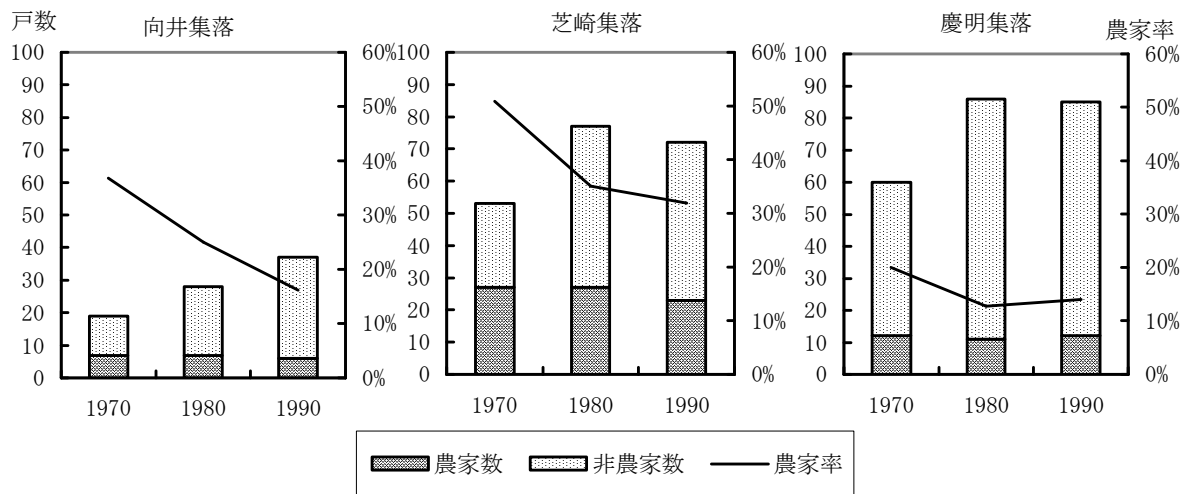


図 1-6 : 平野南部地区集落別の農家率等の推移 (資料 : 農林業センサス)

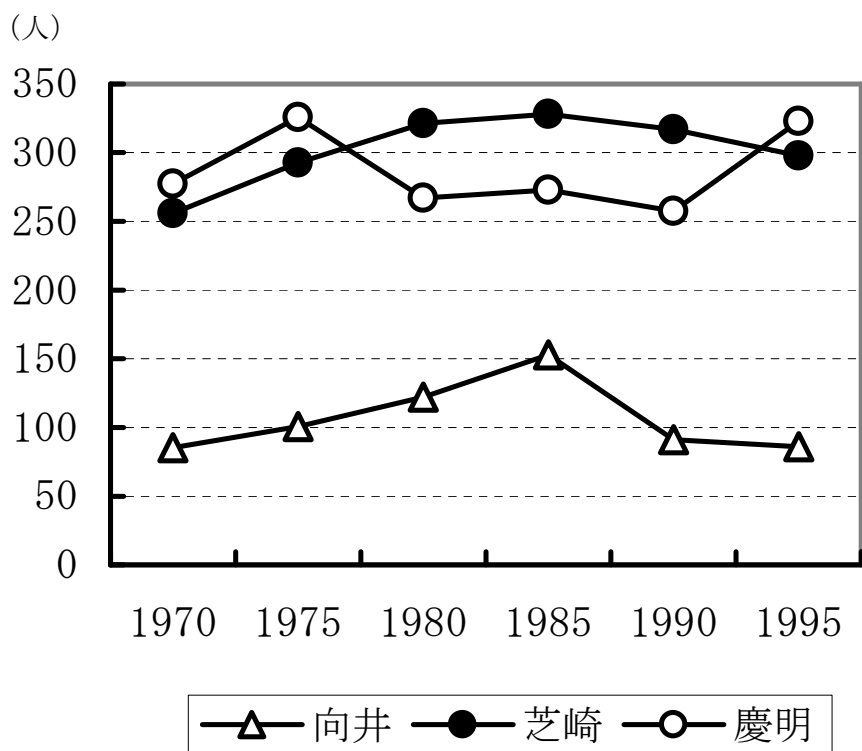


図 1-7 : 平野南部地区集落別の人口の推移 (資料 : 住民基本台帳)

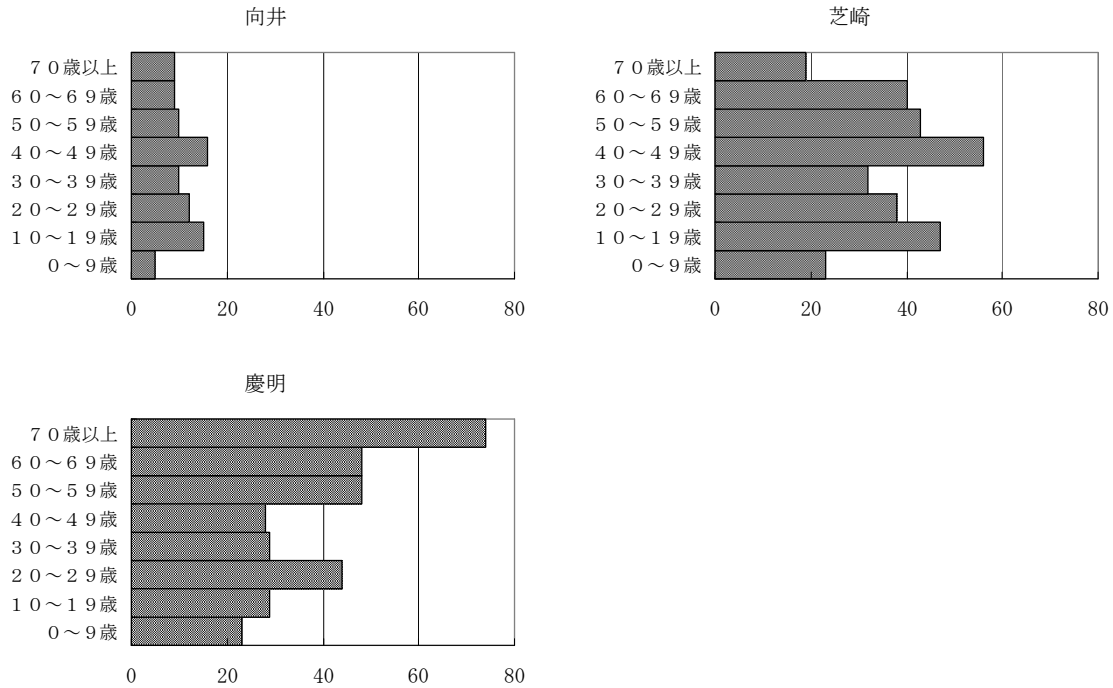


図 1-8 : 1995 年における各集落の年齢別人口構成 (単位 : 人)
(資料 : 住民基本台帳)

1.6 地区の名所と旧跡

平野南部地区にみられる名所・旧跡を図 1-9 に示す。本地区には約 1300 年前に建てられたとされる八幡神社がある他、隣接する地域には条里制によって形成されたと思われる田も残っており、この地域がかなり古くから開拓されていたことを物語っている。ただ、中世に豊臣秀吉による別所攻めの戦場になった歴史があり、由来が不明な旧跡も多い。ここでは地区を代表する 4 つの旧跡について説明を加える。

(1) 慶明寺

慶明集落の南東部に位置し、鎌倉時代弘安 4 年 (1281) 建立の臨済宗の禅寺である。神戸六地藏第 4 番の霊場であり、1 年を通して地藏参りに来る人も多い。また青少年坐禅道場の場としても有名で、近年は海外からの観光客にも一時の坐禅を体験する場所として知られている。他に古くから安産子安大師を祀っており、安産祈願のお札を授けている。寺宝に狩野法眼筆のふすま絵がある。

(2) 縛り地蔵

慶明寺より約 300m 南に祀られている地蔵を指す。花崗岩に彫刻されており、制作年代は室町時代か、あるいはそれ以前のものといわれている。掘り出されたときには全身に朱が塗られていたという話もある。願があると地蔵を 3、7、21 日間縛り、願いが叶うとそれはずすことから、この名称で呼ばれている。現在でも線香が絶えることがなく、地蔵盆の折りにはこの賽銭からお菓子を買って子供に配られるなど、地域の住民に欠かせないものとなっている。また、遠方から言い伝えを聞いて願掛けに来る人もおり、非常に厚い信仰を集めている。

(3) 花岡山

慶明寺のある裏山一帯は明石海峡を望む丘で、花岡山と呼ばれる。現在は共同墓地となっているが、昔阿倍野晴明が住んでいたという言い伝えが残っており、山の麓には花岡太郎という悪者が討ち取られてその悪霊を封じたとされる晴明自筆の梵字が彫られた自然石が置かれている。この石は 1762 年に記された『播磨鑑』にも花岡山の晴明伝説として登場している。

またこの丘は古墳地帯で、土器や石棺がいくつも発掘され、横穴式古墳が存在することも確認されている。墓地には室町時代の板碑（いたび）などがある。

(4) 八幡神社

玉依姫命（たまよりひめのみこと）をはじめとして五柱の神が祀られており、10 月 12 日には祭礼、1 月 19 日には厄神が行われている。今からおおよそ 1300 年前に九州の宇佐八幡宮より勧請して建てられた。古くから大般若教を転読して、雨乞いの神事などを行ったという記録が残っている。

この他にも地区北部には曹洞宗の西教寺があり、大歳（おおとし）・高良（こうら）・スサノオの各神社と共に古くから地区住民の信仰の対象となっている。またこれらの神社仏閣の他に、由来が不明な五輪の塔もあり、昔から守られてきたこれらの旧跡を保存し、地区固有の文化を継承していくことは重要だと考えられる。

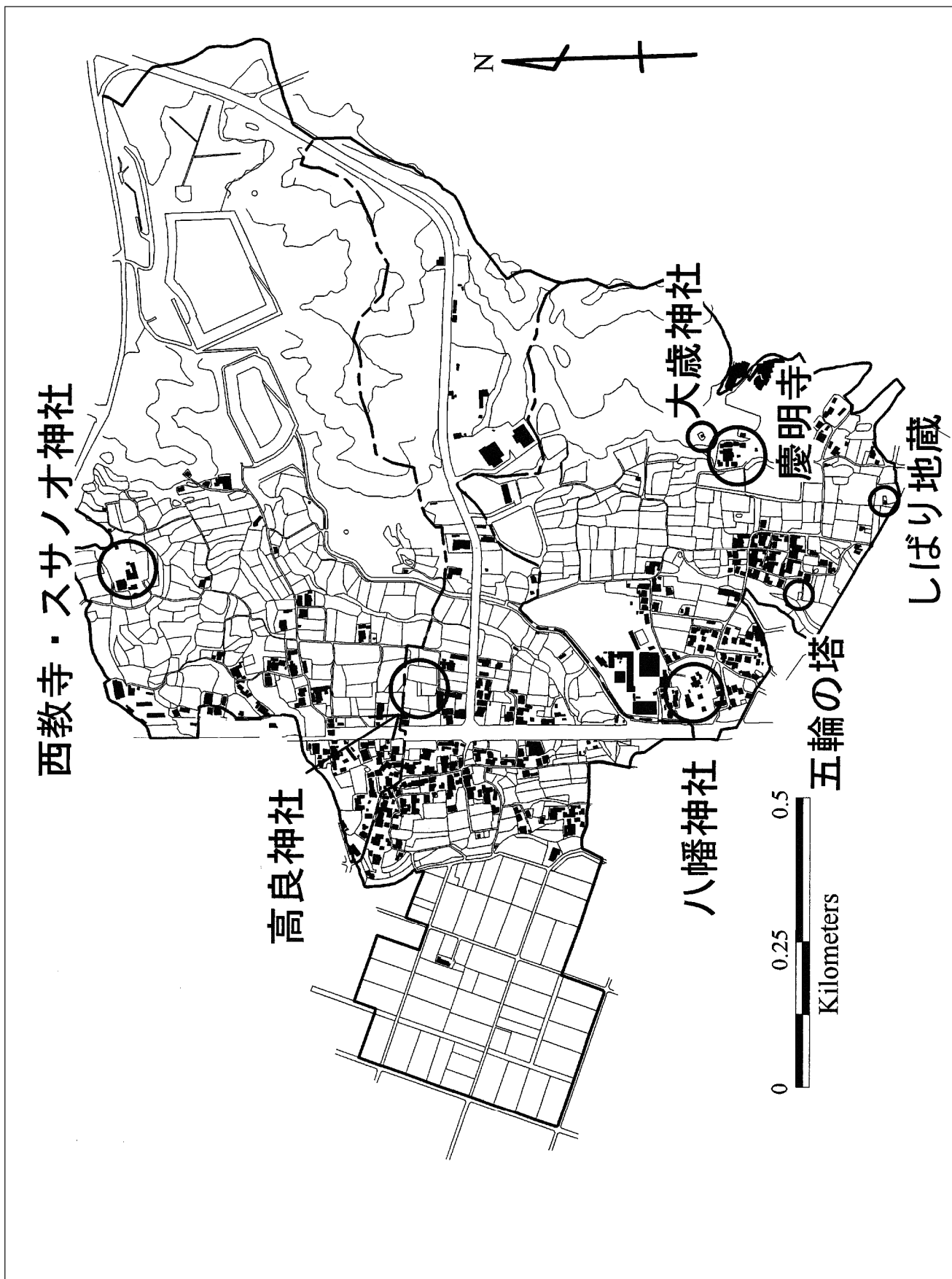


図1-9：平野南部地区名所・旧跡

1.7 地域組織の状況

地域の自治組織として平野町全体では敬老会・婦人会が、また数集落を単位として老人会がそれぞれ組織されている。さらに慶明・芝崎・向井など、各集落ごとに自治会などの組織が作られている。敬老会は自治会の費用で敬老の日にお祝いの会を催しており、婦人会では以前、年1回の旅行や健康保険等の徴収などを行っていたが、パート等で働く人が増えたため構成員が減少しつつあり、現在主だった活動は行っていない。以下、各集落の自治会等の活動内容について説明する。

(1) 慶明集落

自治会は、会長1名、副会長2名、会計1名、会計監査1名からなり、それぞれ任期3年で選挙によって選ばれている。また自治会とは別に農会があり、ここでは会長が任期2年で1名選ばれており、農協との折衝などにあたっている。また、全世帯75戸が隣保と呼ばれる班組織に分かれ、小さい隣保で6戸、大きい隣保で23戸から構成されている。5班ある隣保ごとに隣保長が1人ずつ選ばれており、戸数の多い隣保では下部組織としてさらに班を作っているところもある。活動内容としては花見等を行っている隣保もあるが、規模の小さい隣保では特に何も行わないなど、それぞれの隣保によってその取り組み方に差がある。

老人会は平野町老人クラブの下部組織で「第一愛宕会」という名称を持ち、60歳以上の有志によって、慶明集落34人の他、向井集落13人、大野集落13人で1つの組織を構成している。慶明寺の清掃を月1回行うほか、地区の清掃を年6回ほど担当しており、年2・3回の旅行、カラオケ、グランドゴルフなどのサークル活動を行っている。この他に慶明集落では婦人会の有志などが世話役となり、月に1回食事会を行っている。

この他に八幡神社の氏子総代が1名、慶明寺の総代が2名、慶明寺の墓地管理委員が1名、それぞれに属する住民の中から選ばれている。

(2) 芝崎集落

自治会は、会長1名、副会長1名、会計1名がそれぞれ任期2年で選出され、再任されることもある。農会は、会長1名、副会長1名がやはり任期2年で農家の中から選出される。隣保は4班あり、各1名の隣保長が選出される。農会は春と夏に圃場の草刈り、隣保は公会堂の清掃を月に1回持ち回りで行い、この他に高良神社の清掃を年に1回、5、6戸を単位とした講組織が行っている。

この他には老人会、青年団があり、老人会は福中集落、下村集落を含めた70数人で「第二愛宕会」を組織しており、公会堂や連絡所で旅行のほかカラオケ、舞

踊等のサークル活動を行っている。また青年団が中心となって高良神社の秋祭りを10月10日に行っており、前日の9日には獅子舞が集落内を回る（荒神払い）他、公会堂で子供相撲を行っている。さらに慶明寺の総代2名、八幡神社の氏子総代1名がそれぞれ選出されている。

また向井集落も含め10戸程度が参加している子供会があり、以前は盆踊りや七夕祭り、クリスマス会を行っていたが、現在は春に歓送迎会を行うほかにリサイクル品の回収も行っている。婦人会も名前だけの組織となりつつあり、行事は催していないがNHKの受信料の徴収などを行っている。

(3) 向井集落

自治会は会長、副会長、会計、土木委員のそれぞれ1名ずつからなり、以前は任期2年で選出していたが、現在は交代制になっている。自治会の関わっている行事としては1月15日に新年会と総会を兼ねた初集会の他、9年に1回八幡神社で行われる1月19日の厄除け祭、スサノオ神社の祭り（7月7日）、運動会（11月3日）、夏祭り（7月中の日曜日）がある。

また、農会は会長1名を交代で選出し、行事には山際のかんがい水路を掃除する「土砂どめ（1月14日）」のほか、5月末の田植え前には草刈りと飲み会を行う「池まつり」、9～10月の間に向井大池の堤体の漏水を防止するために行う「池どめ」がある。向井集落では隣保組織は存在しない。

老人会、婦人会は前述のように平野町全体の組織だが、向井集落独自に老人会は月に1回町内の清掃を、婦人会では毎月25日に集会を行い、年金を集めるほか年に2回食事会も行っている。八幡神社の氏子や慶明寺の総代も他の集落と同様に選出されているほか、西教寺の総代が2名選ばれている。さらに集落には源平塚と呼ばれる古い墓があり、近くに住む3戸で管理を行っている。

この他芝崎・慶明・大野集落と共同で消防団を結成しており、向井集落からは4名が参加している。行事としては歳末警戒や出初め式、祭りの警備の他に親睦旅行も行っている。

第2章

里づくりにかかる計画条件

2.1 神戸市総合基本計画

神戸市では昭和40年(1965)に「人間復活の都市づくり」を基本理念とする「神戸市総合基本計画」を策定し、計画的な生活基盤の整備につとめてきた。時代を経るごとに幾度かの改定を行ったが、近年の高齢化、国際化、情報化、市民の価値観・生活様式の多様化といった諸事情の変化に伴い、21世紀に向けた新しい市の方向付けが必要となっていた。

そこで、神戸の都市づくりの基本理念となる「新・神戸市基本構想」が平成5年9月に策定された。「第4次神戸市総合基本計画(マスタープラン)」はこの基本構想と、基本構想に基づいた神戸市域を対象とする基本計画、区域を対象とする区別計画からなっている。

(1) 基本構想

上記のように昭和40年(1965)に「人間復活の都市づくり」を基本理念とした「神戸市総合基本計画」が策定されたが、その後この理念をより深くきめ細かく追求しようと昭和49年(1974)に「人間都市神戸の基本構想」が策定された。この構想は、「人間都市」の理念のもとに市民を主体とする都市づくりを確立すると共に、都市基盤の整備や土地利用だけでなく、福祉、文化、環境、緑などのソフト分野での施策の方向性を明示したものであった。しかしその後20年以上が経過し、社会経済情勢の変化により生活や産業など都市づくりのあらゆる局面で新たな対応が求められるようになってきた。このため、これまでの総合基本計画の考え方を継承・発展させながら、長期的な視点から全面的な見直しを行い、2025年を目標とする「新・神戸市基本構想」が平成5年9月に策定された。

基本計画・区別計画の策定に当たっては、この基本構想にある次の3つの考え方が基本に置かれている。まず、「憲法の基本的人権が実質的に保障され、市民一人一人が個性や能力を十分に発揮し、暖かいふれあいと支え合いの中で多様な暮らしを選択、創造できる神戸」を都市づくりの基本としている。次に、そのための基盤として、「人・もの・情報の交流を生かしながら、人材を育て、新たな文化や産業を創造し、国内はもとより世界に向けて発信する神戸」の実現を図ると共に広く世界に目を向け、「世界の人々や都市との交流・協力を繰り広げ、世界の恒久平和や調和ある発展と環境保全に地域から貢献していくこと」を目指し

ている。さらに計画の実現に向けて、地方分権による「真の地方自治の確立」と共に、「市民の高い自覚と主体的な取り組み」を生かした都市づくりを進めるというものである。

(2) 基本計画

基本計画は基本構想の理念の他に阪神・淡路大震災からの復興を目指した「神戸市復興計画（1995年6月策定）の精神を踏まえ、2010年を目標年次として1995年10月に策定された。

このなかでの農業振興の基本方針は、「農業生産の場が神戸市域であることの自然的・社会的・経済的条件を最大限生かしたうえで、生産性の向上と高付加価値の農産物の開発により産業として魅力ある農業を展開すること」である。また農業の持つアメニティや自然保全などの多面的機能が発揮されるよう、人と自然とが共生するまちづくりを目標とする。

この基本方針のもと、

- ・農業生産の基本となる土地基盤、用排水施設、下水道などの生産基盤と生活基盤の整備状況は表 2-1 の通りであるが、これらの整備を計画的・一体的に進める
 - ・ブランド農産物の開発・育成や市民農園の拡充などを行う
 - ・新たな担い手の育成という観点から、多様な経営体の育成を進める
 - ・農地の流動化などによる地域農業の活性化を図る
- といった施策によって農業の振興を目指す。

表 2-1：神戸市の基盤整備の推移

	1986年	1995年
農地面積	5,806ha	5,521ha
圃場整備面積	1,903ha	2,866ha
圃場整備率	32.8%	51.9%
下水道の整備戸数	895戸	5,104戸

さらに農村を「人と自然との共生ゾーン」と位置づけ、秩序ある土地利用を推進するために「人と環境の共生プラン」を掲げている。この中では、身近に自然とふれあえる拠点として山々や水辺、農地等を保全・活用する自然共生ゾーンを形成することにより、「緑・水・生き物とふれあえる都市づくり」を推進している。

(3) 区別計画

区別計画は、区民により身近な計画として、区の将来あるべき姿とその実現の

ためのまちづくりの目標・施策の方向を示す区単位の総合的かつ長期的な計画である。

西区では区の長期的な課題として「地域文化の継承」「田園地域の居住環境整備」「農業の活性化」「水と緑の保全と活用」など10項目を挙げており、人と自然が共生した活力ある都市型農業を目指している。具体的にはニュータウンや都市の住民との交流を図り、都市型農業を育成するために大規模野菜団地・花卉団地の育成や観光・市民農園の整備、里づくり計画の実施、農村集落景観の保全等を施策としている。

また計画対象地区を含む平野地域については、「快適で住みよい田園環境の広がる町」を目標に、明石川の環境整備・平野町南西部の計画的なまちづくり等を事業としている。

2.2 神戸市農漁業基本計画

神戸市では、都市と調和のとれた農業の振興を図るため、昭和52年に「神戸市農業基本計画」を策定、昭和57年に「新・神戸市農業基本計画」、さらに平成元年12月に「第3次神戸市農業基本計画」を策定した。しかし農業を取り巻く環境は近年大きく変わりつつあり、上位計画（神戸市総合基本計画など）の策定もあって21世紀に向けた新たな計画の必要性が生じた。

そこで市民生活や地域の視点に立ち、自然と共生した魅力ある農業を市民と共に構築することにより、農業の持続的発展を目指して、2010年を目標年次とする「第4次神戸市農漁業基本計画」が策定された。計画では、「魅力ある農業地域づくり」と「個性豊かな農業の展開」を神戸市の農業の基本方向として、「市民生活を支え、市民と共に歩む農業」を実現することを基本理念としている。

(1) 魅力ある農業地域づくり

地域住民の主体的な取り組みと併せて、都市住民、事業者及び行政を含めた協働の取り組みを進めることで、魅力ある農業・農村地域の形成を図るため、以下の4つの計画を推進する。

①自然・農地保全計画

秩序ある土地利用の計画的推進を行うため、共生ゾーン条例の運用推進、農地の有効・高度利用、市街化区域内農地の適正利用を行う。

②里づくり推進計画

活力と魅力にあふれた快適農村の実現に向け、里づくり活動の推進、各種組織活動の促進、交流活動の推進を行う。

③生産環境・生活環境整備計画

生産基盤、生活基盤の整備を進め、快適で安全な生産環境と生活環境を創出するため、土地基盤の整備、生活基盤の整備、農業用水の確保、自然景観を考慮し

た整備、安全で快適な生活環境の創出を行う。

④交流推進計画

農業・農村地域とのふれあい交流を促進すると共に、地域資源の保全と活用を行い、農業・農村地域の活性化を図るため、農業とのふれあいの推進、地域資源の保全・活用、広域交流の促進、市民への情報発信を施策とする。

(2) 個性豊かな農業の展開

消費者ニーズ、流通の多様化に対応した農産物の安定供給体制の確立、及び創造性と発展性に富んだ経営体の育成、さらに園芸・畜産・水稻経営の高度化と合理化を図り、3部門が連携することによって、力強く活力のある生産構造を構築するため、以下の5つの計画を推進する。

①農産物安定供給計画

市民ニーズに対応するため、安定供給体制の確立、安全供給体制の確立、流通の多様化への対応、消費の拡大、神戸ブランド商品等の開発・育成を行う。

②担い手育成計画

産業として成り立つ、魅力ある農業を展開するため、企業的経営体の育成、後継者等の確保育成、営農組織の育成、研修の充実と経営改善支援の強化、雇用農業の推進を行う。

③園芸振興計画

市民の消費ニーズに的確に対応するため、産地の育成、栽培技術と収益性の向上、品質の高い農産物の安定生産、優良品種・種苗の安定供給を行う。

④畜産振興計画

優良素牛の安定確保と飼養管理施術の向上に努め、国際競争に対応できる力強い生産構造の実現を図ると共に飼育環境の整備を進めるため、酪農・肉牛の振興、省力化の推進、地域社会との共生、消費の拡大、衛生防疫体制の充実を行う。

⑤水稻合理化計画

良質米生産への誘導、環境保全機能等、水田の持つ多面的機能の保全のため、多様な生産組織の育成、省力化・効率化、高品質米の生産、水稻共済制度の改善、生産調整への対応を進める。

2.3 神戸市農業振興地域整備計画

神戸市における農業は消費地が近く、市場条件に恵まれているという長所がある反面、農地の価格が高く土地の流動化が難しいという面も持っている。このため土地節約型で、資本・労働集約型の経営が多く、作型も多種多様となっている。この様な現状を踏まえた上で、

- ・圃場整備、農道整備を行う傍ら作業委託、農地の流動化による稲作の規模拡

大と合理化

- ・野菜栽培の団地化と消費者への直接販売機能の確立
- ・花卉の共同栽培管理施設、花卉生産流通センター等の設置を進めていく。

計画対象地区である平野南部地区に関しては、現在、図 2-1 に示すように農業振興地域および農振農用地区域が設定されているが、芝崎集落においてその立地条件から農地としての存続が困難な農地と、慶明・芝崎両集落の主要道路沿いの農地を農用地区域指定から外すことを今後の農用地区域の設定方針としている。また、圃場整備事業等の基盤整備、稲作の機械化一貫作業体系の確立、集出荷貯蔵施設の整備、野菜栽培管理施設の整備、野菜・花卉の連作障害防止対策を進め、施設・露地野菜、施設・露地花卉の生産地化を図る。この他に農村生活環境施設整備を圃場整備事業と一体的に進め、活力ある住環境を整えていくことが示されている。

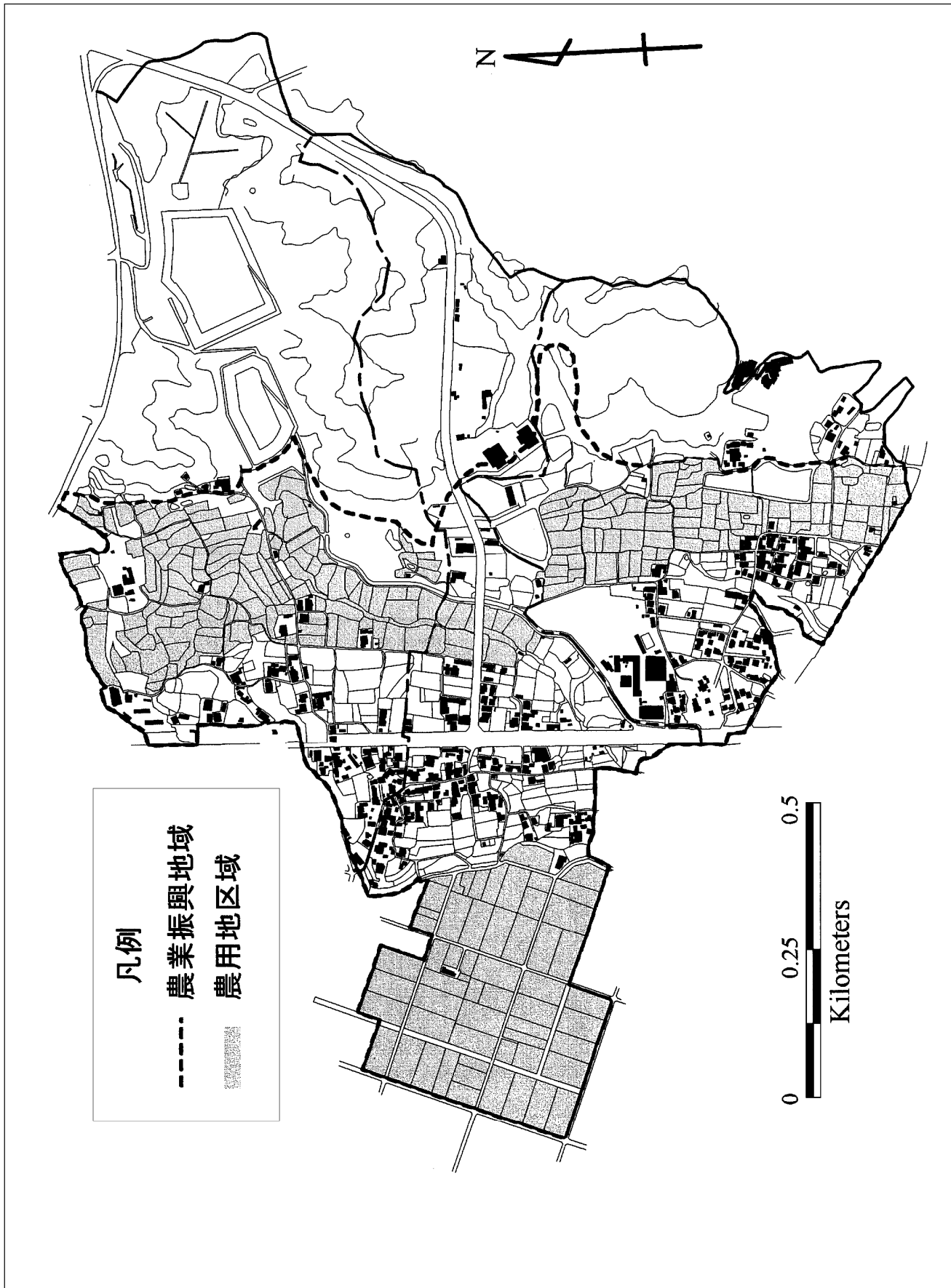


图2-1：農業振興地域指定状況

2.4 人と自然との共生ゾーン整備計画

従来の都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律（農振法）等では農用地区域以外の地域では、建物の建築を伴わない資材置き場や廃車置き場などの無秩序な開発行為に対する有効な対応が出来なかった。このため昔から守られてきた里山の荒廃だけでなく、スプロール（虫食い）的な土地利用による営農環境や生活環境の悪化が生じた（表 2-2）。また一方で、このような土地利用に対する需要も増加してきており、土地利用に対する法整備の必要性から神戸市では、市内の農業・農村地域を「人と自然との共生ゾーン」と位置付け、「人と自然との共生ゾーン整備計画」を 1992 年 3 月に策定した。

表 2-2：1986 年～1995 年における神戸市の農地転用状況

転用内容	面積 (ha)	割合 (%)
住宅用地	162	36
住宅以外の建築物 資材置場・駐車場 等	122	27
その他	115	26
合計	48	11
合計	447	100

この計画を受け、平成 8 年 4 月に「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」が制定され、平成 10 年 1 月には「人と自然との共生ゾーン整備基本方針」が策定され、共生ゾーンにおける基本理念や目指すべき方向が明らかにされている。共生ゾーンとは持続的農林業を展開しつつ、活力ある地域社会を維持することによって快適な農村環境を創出し、人と自然とのふれあいを良好に保つことを目的とした地域のこと、神戸市では市内の農振地域と調整白地のほぼ全域を同地域に指定し（図 2-2）、農業の振興や農村の活性化とあわせ、市民相互のふれあいを目的としている。

本条例によるゾーニングは神戸市が一方的に行うのではなく、共生ゾーン内の住民が参加した里づくり計画に基づいて行われる。具体的にはまず、図 2-3 に示すように自治会の人や世話人となって集落の住民に呼びかけ、里づくり協議会を設立し市長の認定を受けた後、市や専門家の支援を受けながら里づくり計画を策定することになっている。計画には整備の目標及び基本方針、農業振興に関する計画、土地の利用に関する計画、環境の整備に関する計画等が盛り込まれている。里づくり計画が市長の認定を受けると、この計画に沿った形で農村用途区域と農村景観形成区域が指定され、事業等が実施される。

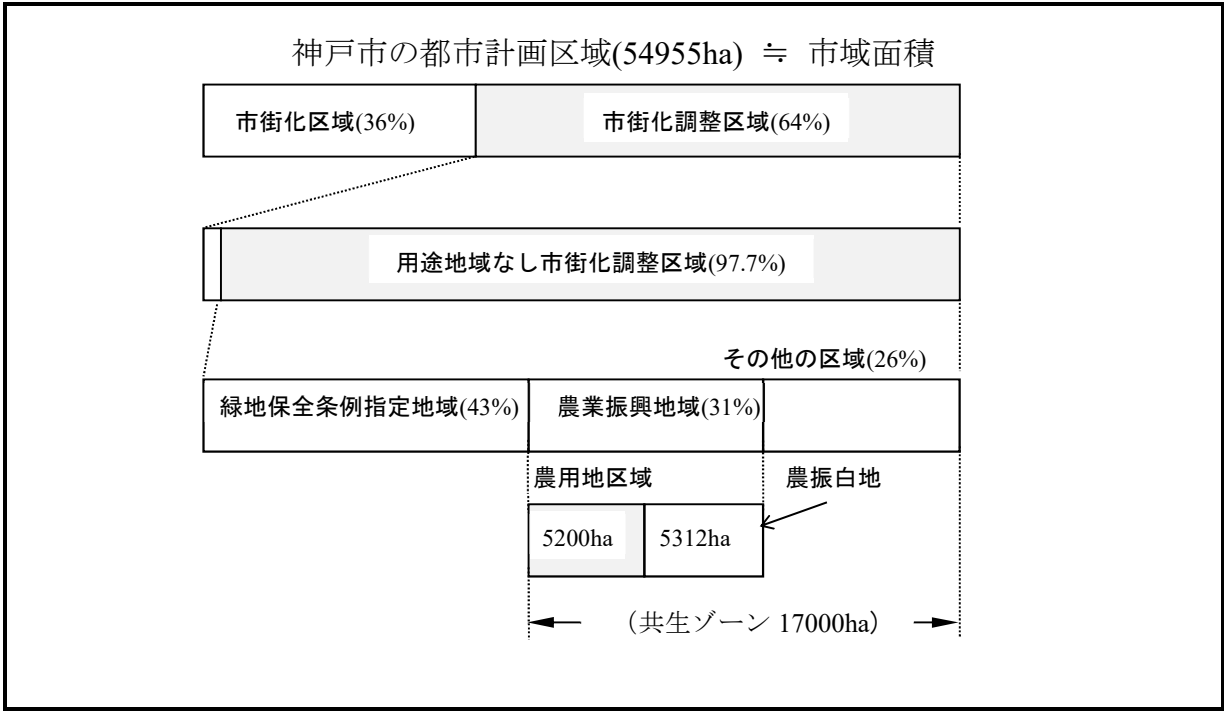


図 2-2 : 神戸市の区域設定

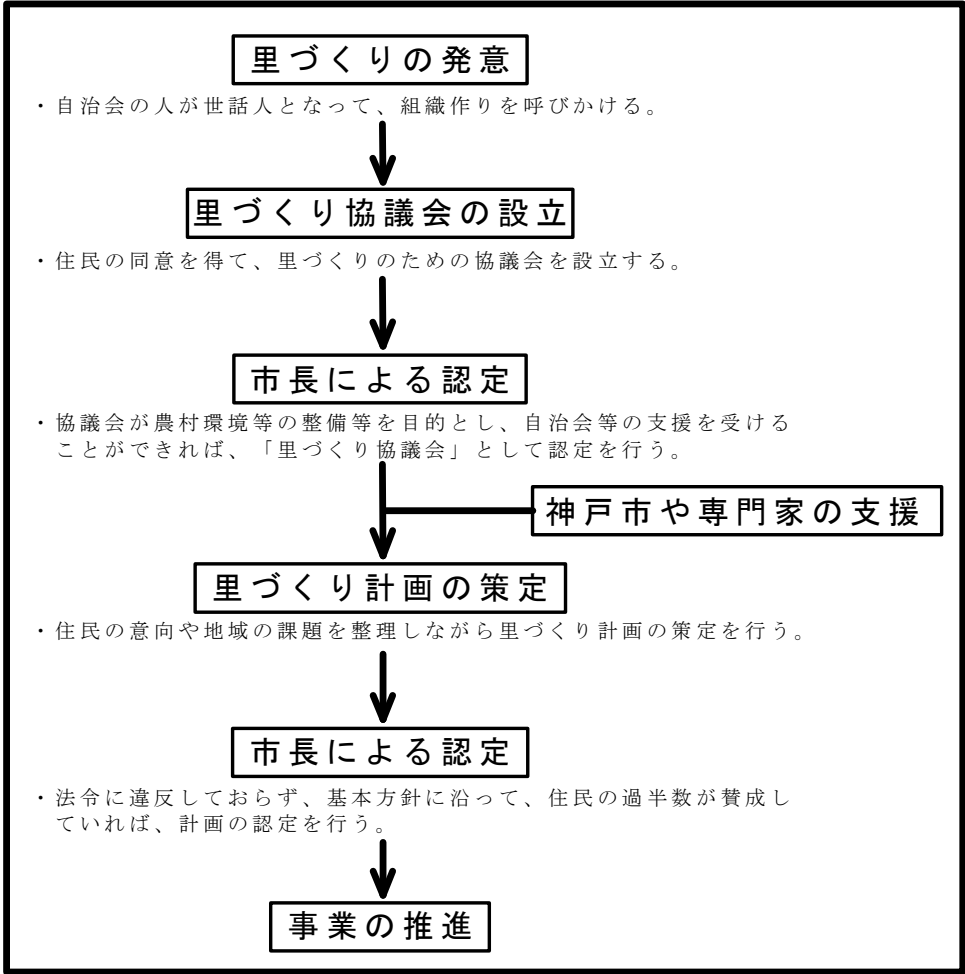


図2-3 : 里づくり計画実施までのフロー図

農村用途区域では計画対象区域を用途別に、①農業保全区域、②集落居住区域、③環境保全区域、④特定用途区域、の4区域に区分するがこれは計画認定後の土地利用に対して規制を加えるもので、現行の土地利用に対する規制はない。また、区域変更はおおむね5年ごとに必要に応じて行うことになっているが、市長が認定した里づくり計画を尊重して行う場合は、毎年1回行うことができる。区域は、計画対象地区のみでなく、必要に応じて隣接する他地域も含めて設定を行うことができる。以下、農村用途区域のそれぞれの特質を述べ、図2-4に概略図、表2-3に区域別の土地利用基準を記載する。

①農業保全区域

圃場整備を実施した区域や集団的優良農地等の農業振興地域内の農用地区域を中心に、介在するため池、農業用施設用地、散在集落など一体的に保全する必要性が認められる区域。基本的に営農以外の用途は認められず、良好な営農環境の保全・形成が図られる。設定面積は概ね3ha以上とする。

②集落居住区域

農家住宅、非農家住宅棟の集落部分が中心ではあるが、地域住民を対象とした各種公共施設、商業サービス施設等を計画的に立地させる区域も含むことができる。良好な生活環境の保全・形成を図る区域で、基本的に居住以外の用途に供しない。設定面積は既存の場合は概ね1ha以上、新規に計画する場合は1～2haとする。

③環境保全区域

良好な営農環境及び生活環境の保全・形成を図るために、農業保全区域・集落居住区域と一体的に保全を図り、自然の保全に配慮しながら土地利用調整を行う里山等の区域。設定面積は概ね3ha以上とする。

④特定用途区域

基本的に他の用途区域における土地利用以外の土地利用に供する区域。用途によってA区域とB区域に分かれる。A区域は市街化調整区域で立地可能な沿道サービス施設や学校などの施設が立地する区域。B区域はそれ以外の駐車場等の土地利用をされている区域で、1つの里づくり計画区域に1区域を限度とされている。A・B両区域とも既存の施設を含める場合は概ね1ha、新規に計画する場合は1～2haとなっている。

また、農村景観形成地域は必要に応じて予め作成された地域景観形成指針に基づき、歴史的な価値を持つ景観や優れた農村景観、良好な自然環境を有する景観等を保全・形成するために指定される地域で、同地域内においての土地利用行為や建物の色彩の変更といった景観の保全上支障になる行為に対して規制を行うことができる。

これらは里づくり協議会によって作成された里づくり計画に基づいているわけだが、里づくり計画の策定を促進するため、里づくり協議会の上部組織として図2-5のような組織が設立されている。

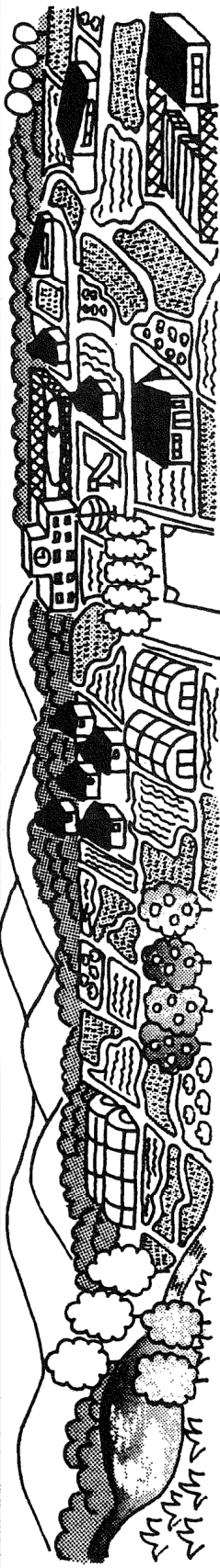
区域名称 内容		特定用途区域			
		環境保全区域	農業保全区域	集落居住区域	A区域 B区域
イメージ図					
区域の概念 (基本方針)		農地や集落を取り巻く里山や河川、ため池を中心に、良好な自然環境を形成している区域であり、自然環境の有する国土保全、環境保全、レクリエーション及び学習の場といった機能の維持、活用を図る区域	地域農業の振興に不可欠な農地、ため池及び水路等の農業用施設等が一体となつて良好な営農環境を形成し、今後とも農業を振興していく区域	農家住宅等を中心に、日常生活商品の販売店舗等の小規模な商業サービス施設を含めて建築物が集団的に立地している区域及び生活圏連施設、公共公益施設の効率的整備や良好な住環境の形成に配慮しながら、農家住宅等を計画的に立地させる区域	大規模な公共施設や沿道サービス施設等の市街化調整区域での建設が可能となし、施設が立地している区域及びこれらを計画的に立地させる区域
指定規模 (原則)		おおむね3ha以上	おおむね3ha以上	<ul style="list-style-type: none"> ・既存集落を含む場合 おおむね1ha以上 ・新規に計画する場合 おおむね1～2ha 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設を含む場合 おおむね1ha以上 ・新規に計画する場合 おおむね1～2ha
指定条件 (原則)				<ul style="list-style-type: none"> ①里づくり計画を尊重して指定する ②農用地区域を含めて指定しない ③幹線道路沿いに指定しない ④1里づくり計画の区域を限度とする (④はB区域のみ適用) 	
誘導すべき土地利用 (例示)		里山 河川 ため池	農業 農業用施設	農家住宅 分家住所 生活関連施設 駐車場	社会福祉施設 医療施設 コンビニエンスストア 資材置場 廃車置場
条件をつけて土地利用 (例示)		社会福祉施設 医療施設 運動・レジャー施設	農家住宅 分家住所	農業者住宅 分家住宅	農業者住宅 分家住宅

図2-4：農村用途区域のそれぞれの特徴

表2-3：用途区域別土地利用基準および施設立地表（抜粋）

・各農村用途区域における土地利用の用途は、次のような制限になります。

（○ 立地可能， △* 条件付きで立地可能， × 立地不可）

・ ☆ 都市計画法に基づく手続き（開発許可）が必要な施設

施設名称	農村用途区域			特定用途	
	農業保全	集落居住	環境保全	A区域	B区域
温室，育苗施設	○	△*1	△*1	△*1	×
農舎，農機具等収納庫，農業用資材置場	△*1	○	△*1	△*1	×
農産物貯蔵施設，農産物集出荷施設	△*1	○	△*1	△*1	×
畜舎，堆肥舎	○	×	△*1,2	△*1	×
家畜診療施設	×	○	△*1,2	△*1	×
農家住宅，☆分家住宅	△*1	○	△*1	△*1	×
☆集会所	△*1	○	△*2	○	×
☆日常生活関連施設	△*2,4	○	△*2	○	×
☆農産物加工施設	×	×	△*3,4	○	×
居住者の自己事業用 駐車場，資材置場（1,000 m ² 未満）	△*2,4	○	△*2	×	△*4
学校	△*3	○	△*3	○	×
社会福祉施設・医療施設	△*3,4	○	△*3,4	○	×
☆ドライブイン・ガソリンスタンド	△*3,4	○	△*3,4	○	×
駐車場	△*3,4	△*2,4	△*3,4	×	△*4
資材置場・洗車場	△*3,4	×	△*3,4	×	△*4
廃車置場	×	×	△*3,4	×	△*4
土採取場・廃棄物処理場	×	×	△*3,4	×	△*4
☆運動・レジャー施設	×	×	△*3,4	△*4	×
トラクターミナル	×	×	×	×	△*4
公共事業に伴う仮設施設 一時的な資材置場，駐車場	△*1,2,4	△*2,4	△*2,4	△*2,4	△*4

〔条件〕

*1 当該土地が農地である場合，当該用途区域内外に農地以外の代替の土地がないこと。

*2 里づくり協議会の承認が得られること。

*3 里づくり計画の中に当該土地利用が位置づけられていること。

*4 施設設置基準を満たすこと。

① 出入口を除く敷地の周囲に植栽帯を設置し景観に配慮すること。

② 植栽帯は原則として，土地利用を遮蔽できる高さ・密度を設置すること。

③ 植栽帯は下記の割合以上に設置し，周辺部へ均等に配置すること。

◆1ha未満 → 10/100 ◆1ha以上 → 20/100

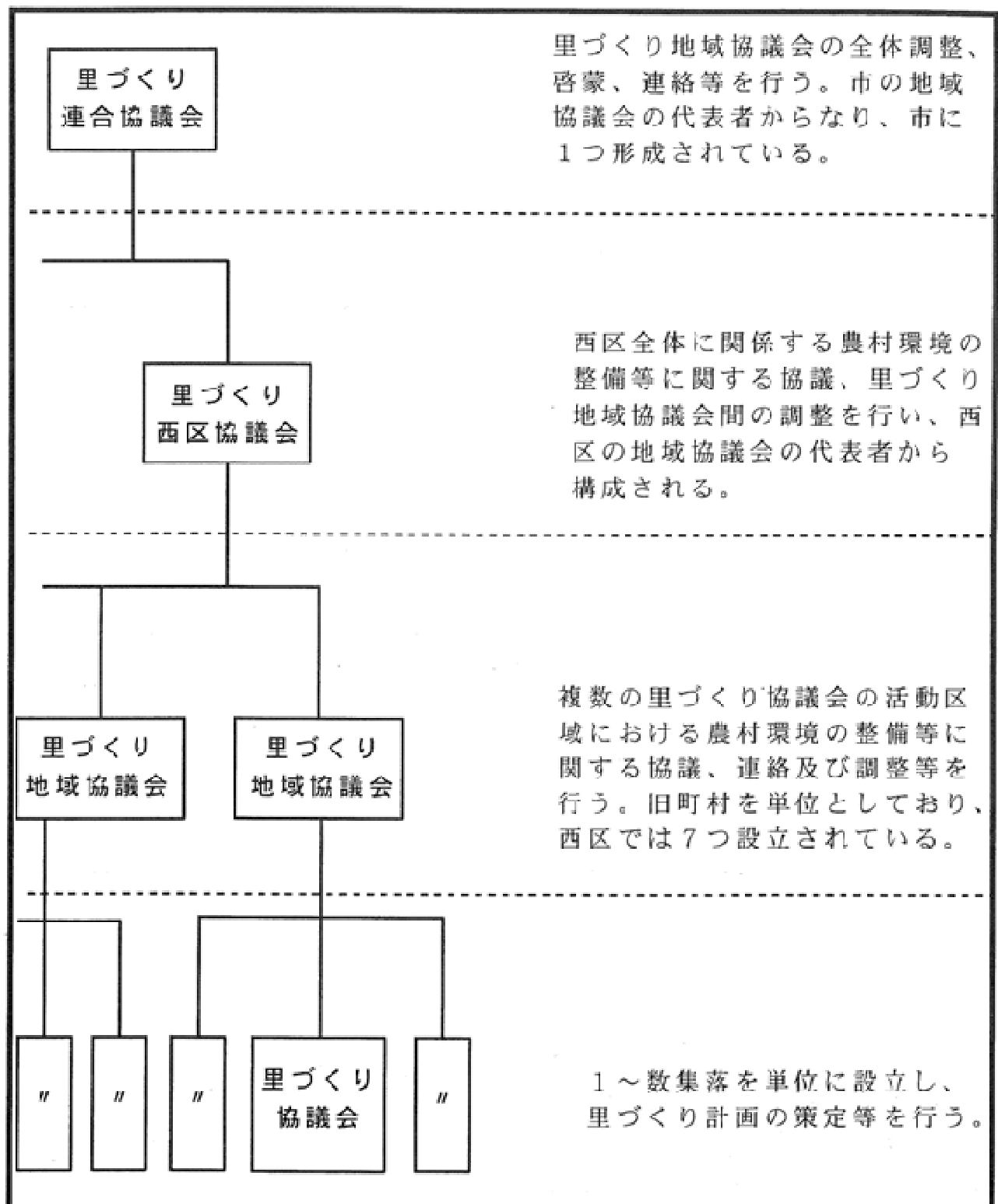


図2-5：里づくり協議会の組織体系

第3章

土地利用と生活環境の現状

本地区における現地調査を以下の日程で行った。第3章ではこれらの調査をもとに地区の現状を分析する。

第1回現地調査	平成10年8月3日～8月5日
第2回現地調査	平成10年10月23日～10月24日
第3回現地調査	平成10年11月27日～11月28日

3.1 土地利用

平野南部地区は表3-1に示すように、農地と山林がそれぞれ地区の約3分の1ずつを占めており、それ以外にその他の利用形態がみられる(図3-1)。国道175号線と西神ニュータウンへ通じるバイパスが農地・山林以外の土地利用に大きな影響を及ぼしており、事業所などの都市的な土地利用のほとんどがこの2本の主要道路周辺に集まっている。国道の周辺には住宅のほかにも事業所や駐車場がみられる。

また、この他に八幡神社の北側に位置する市立神戸西高等学校、地区の北側の境界に神戸市環境局西事務所がそれぞれ国道に面している。芝崎集落を横断するバイパス沿いには事業所や工場、土採り場などが立地している。集落の居住区は、慶明集落では花岡山の南側の麓と八幡神社の東側、芝崎集落では国道沿いに密集しており、向井集落では国道沿いの他に、地区北部の農地に介在する恰好で住宅が立地している。

一方、農地は国道を挟んだ東西両側に広く分布している。国道西側の農地は明石川に最も近い部分で圃場整備がすでに行われているが、芝崎集落の居住区部分に介在する農地は未整備であり、現在圃場整備計画が立てられている。また、国道東側の居住区と山林に挟まれた農地も未整備であることから圃場整備事業が立案され、すでに工事が着手されている。このため事業対象区域の農地は現在ほとんどが休耕状態にあるが、国道西側の圃場整備事業計画の対象農地では1999年以降に工事着工予定になっていることから、現地調査時においても軟弱野菜を中

心とした畑作やイチジクなどの果樹栽培が行われている。

また芝崎集落の圃場整備済みの農地では稲作中心の作付けが行われているほか、圃場整備を行わない国道東側の農地では主に軟弱野菜のような畑作の他にカーネーションなどの花卉栽培が行われている。一方国道東側の向井山周辺と西教寺の東側には農用地区域に指定されているものの、今回の圃場整備事業対象地区から外れたが農地があり、特に向井山周辺には耕作放棄されてから年月の経っている農地が多くみられる。

山林一帯には、降雨が少ないというこの地方の気候を反映してか溜め池が多く見られる。しかし、西神ニュータウンへのバイパスや土採り場、およびその跡地によって、これらの溜め池を中心として織りなされていたこの地域独特の景観もかなり変化している。特に、地区北東部にある西井大池の周辺には土採り場の跡地が現在も利用されず放置されている。また、かつてはよく利用されていた向井山周辺の山道も荒廃箇所が増えている。

表 3-1：地区の土地利用面積割合

用途	割合 (%)
造成中	1.0
工場	1.0
湖沼・水路	1.7
公共施設	3.1
寺社・公園	3.5
事業所	4.0
駐車場等	5.6
住宅	7.0
畑	15.3
水田	20.5
山林	32.9
その他	4.3
合計	100.0

(注：ただし道路は含めない)

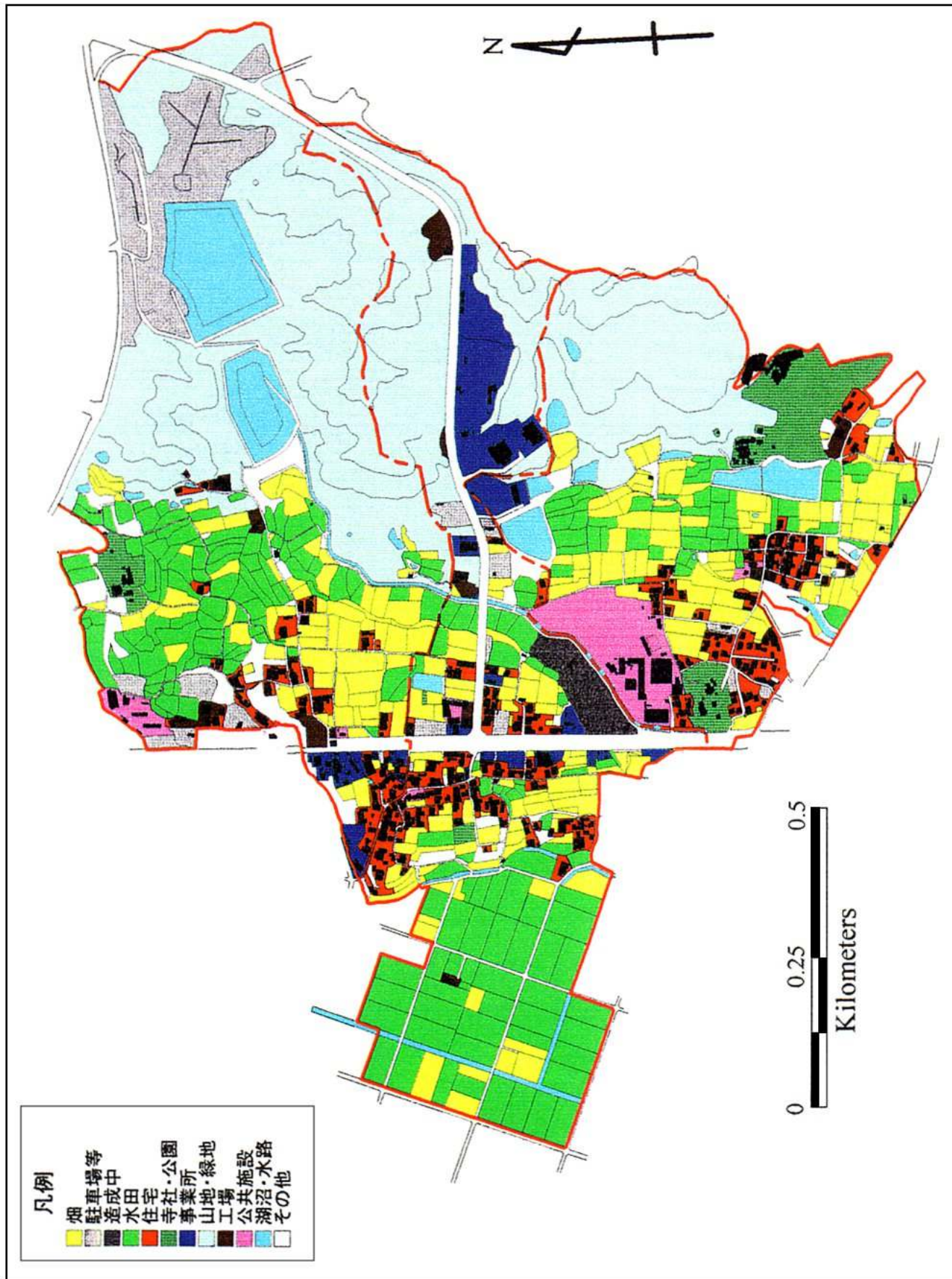


図3-1 平野南部地区土地利用現況

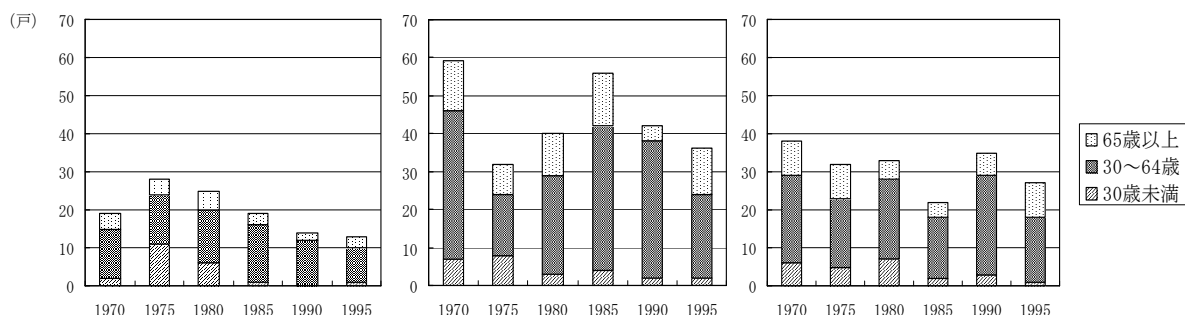
3.2 営農状況

表 3-2 は平野南部地区における専兼別農家数の推移である。本地区は、人口の流入により混住化が進行し農家率が減少しつつあるが、農家数自体には大きな変化はなく 1970 年以降ほぼ横這いとなっている。農家率の減少が続く向井集落も農家数自体は減少しておらず、非農家の増加によって農家率が減少していることがわかる。しかし 1990 年から 1995 年にかけては総戸数が頭打ちになったこともあり、農家率は逆に上がっている。集落別にみると、芝崎集落では 1975 年以降、第Ⅱ種兼業農家の割合が他の集落に比べて高い。

表 3-2：3 集落の専兼別農家数の推移（農業センサス）

集落名	年次	農家数	専業	I 兼	Ⅱ 兼	総戸数	農家率
向 井	1970	7	2	4	1	19	36.8%
	1975	7	5	2	0	-	-
	1980	7	7	0	0	28	25.0%
	1985	7	4	2	1	-	-
	1990	6	2	1	3	37	16.2%
	1995	7	1	3	3	23	30.4%
芝 崎	1970	27	1	15	11	53	50.9%
	1975	27	0	5	22	-	-
	1980	27	3	4	20	77	35.1%
	1985	25	3	6	16	-	-
	1990	23	3	5	15	72	31.9%
	1995	25	3	4	18	79	31.6%
慶 明	1970	12	6	5	1	60	20.0%
	1975	11	4	4	3	-	-
	1980	11	6	0	5	86	12.8%
	1985	11	2	4	5	-	-
	1990	12	3	2	7	85	14.1%
	1995	13	4	3	6	80	16.3%
全 体	1970	46	9	24	13	132	34.8%
	1975	45	9	11	25	-	-
	1980	45	16	4	25	191	23.6%
	1985	43	9	12	22	-	-
	1990	41	8	8	25	194	23.2%
	1995	45	8	10	27	182	24.7%

このように農家数の変化はこの 25 年の間ほとんど見られないが、農業就業人口は図 3-2 に示すように年次によって多少の上下があるものの、全体的に右肩下がりとなっている。なかでも 30 歳未満で農業に従事している人は近年ほとんどなく、今後農業の担い手の高齢化が懸念される。



次に、経営規模別農家数の推移を表 3-3 に示す。これを見ると向井、慶明、芝

向井

芝崎

慶明

図 3-2：3 集落の年齢別農業就業人口の推移（農業センサス）

崎の順に農家の経営規模が大きいことがわかる。芝崎集落の経営規模が小さいのは、第Ⅱ種兼業農家割合が高いことに起因していると思われる。また芝崎、慶明両集落は徐々に平均耕地面積が減少している。向井集落は現在 1 戸を除き 1.0ha 以上の規模を経営しており、他の 2 集落に比べると経営規模は大きい、近年は専業農家の割合が非常に低い。

表 3-3：経営規模別農家数と平均耕地面積の推移（農業センサス）

集落名	年次	農家数	0.3ha 未満	0.3～ 0.5ha	0.5～ 1.0ha	1.0～ 2.0ha	2.0ha 以上	平均耕地 面積 (a)
向井	1970	7	0	1	1	5	0	131.4
	1975	7	0	0	1	4	2	158.4
	1980	7	0	0	2	5	0	112.9
	1985	7	1	0	2	4	0	116.3
	1990	6	0	1	0	3	2	162.7
	1995	6	0	1	0	5	0	141.5
芝崎	1970	27	3	3	9	12	0	87.0
	1975	27	3	5	10	9	0	81.4
	1980	27	5	4	11	7	0	74.7
	1985	25	4	4	10	7	0	74.2
	1990	23	4	4	8	7	0	76.4
	1995	25	6	3	10	6	0	69.1
慶明	1970	12	0	1	2	9	0	120.8
	1975	11	0	1	3	7	0	116.4
	1980	11	1	0	6	4	0	90.9
	1985	11	1	0	5	5	0	96.9
	1990	12	1	2	4	5	0	80.3
	1995	13	3	0	6	4	0	83.9
全体	1970	46	3	5	12	26	0	102.6
	1975	45	3	6	14	20	2	101.9
	1980	45	6	4	19	16	0	84.6
	1985	43	6	4	17	16	0	86.9
	1990	41	5	7	12	15	2	90.2
	1995	44	9	4	16	15	0	83.4

さらに耕地の利用状況の推移を表 3-4 に示す。各集落とも年によって借入面積、貸付面積ともばらつきがあるが、向井集落を除いて流動化が進んでいるとは言えない。この表からは芝崎集落で 1970 年代に借入れを行う農家が多かったが、専業農家の減少とともに借入れ農家が激減したこと、慶明集落では 1985 年までは借入れを行う農家がいなかったことがわかる。また、貸付けを行っている農家はいずれの集落においても少なく、近年慶明集落で耕作放棄地が増えていることもうかがえる。

表 3-4：平野南部地区耕地利用状況の推移（農業センサス）

集落名	年	借入耕地		貸付耕地		耕作放棄地	
		農家数	面積(a)	農家数	面積(a)	農家数	面積(a)
向 井	1970	3	16	0	0	0	0
	1975	3	43	2	16	0	0
	1980	2	19	2	8	0	0
	1985	2	15	0	0	0	0
	1990	3	59	1	4	2	24
	1995	3	50	2	9	1	-
芝 崎	1970	12	212	0	0	0	0
	1975	9	126	1	35	0	0
	1980	2	45	1	45	0	0
	1985	1	0	0	0	0	0
	1990	1	0	0	0	2	52
	1995	3	58	1	-	0	0
慶 明	1970	0	0	0	0	0	0
	1975	0	0	1	25	1	55
	1980	0	0	1	24	0	0
	1985	2	64	0	0	2	26
	1990	0	0	1	25	4	75
	1995	3	41	2	28	2	34
全 体	1970	15	228	0	0	0	0
	1975	12	169	4	76	1	55
	1980	4	64	4	77	0	0
	1985	5	79	0	0	2	26
	1990	4	59	2	29	8	151
	1995	9	149	5	-	3	-

販売金額第 1 位作物別農家数の推移は表 3-5 のようになっており、かつては稲作中心の農家が多かったが、施設園芸へと営農の中心を移行した農家が多いこと

が読み取れる。かつては畜産業を営んでいた農家もあったが、現在は行われておらず、露地野菜の栽培も近年減少傾向にあり、施設園芸へと移行している。

しかし、芝崎集落では稲作中心の農家が多いことがわかる。これは芝崎集落では第Ⅱ種兼業農家が多いことから、集約的な労働力が要求される畑作を行えないためと考えられる。

表 3-5：販売金額第 1 位作物別農家数の推移（農業センサス）

集落	年次	水稻	施設野菜	露地野菜	果樹	花卉	その他	酪農養豚
向井	1970	6	1	0	0	0	0	0
	1975	2	2	2	0	0	0	1
	1980	1	5	0	1	0	0	0
	1985	1	3	1	1	0	0	0
	1990	0	0	3	2	0	1	0
	1995	1	4	0	1	0	0	0
芝崎	1970	23	2	1	0	0	0	0
	1975	20	1	0	2	0	0	0
	1980	19	1	1	0	0	0	0
	1985	17	1	2	2	0	0	0
	1990	16	1	2	0	0	0	0
	1995	15	2	2	0	0	0	0
慶明	1970	5	0	2	0	0	1	3
	1975	1	6	4	0	0	0	0
	1980	4	2	4	0	0	1	0
	1985	2	7	2	0	0	0	0
	1990	5	5	1	0	0	0	0
	1995	3	6	0	0	0	1	0
全体	1970	34	1	3	0	0	1	3
	1975	23	9	6	2	0	0	1
	1980	24	8	5	1	0	1	0
	1985	20	9	5	3	0	0	0
	1990	21	6	6	2	0	0	0
	1995	19	12	2	1	1	0	0

現在の本地区の主要な生産品目は稲作、軟弱野菜、花卉で、これらの平成 9 年度の生産状況を表 3-6 に示す。耕地面積では稲作中心といえるが、主要品目に占める生産額では全体の 4 分の 1 以下しかなく、軟弱野菜や花卉が収入面で大きなウェイトを占めている農家が多いことがわかる。また、軟弱野菜では露地ものと

ハウス栽培、花卉ではハウス栽培が行われているが、共に高い収益が得られる一方で、栽培に多くの労働力が割かれることから、11月に行った調査では「収益性の低い稲作よりも軟弱野菜や花卉栽培を十分手が行き届く程度の面積で行いたい」という農家の意見が得られた。施設園芸はあまり広い面積を必要とせず、また稲作を行っている農家にも兼業農家が多く、農作業に時間を割くことができないため、いずれの農家も規模拡大には消極的であることが地区内で農地の流動化が進まない理由と考えられる。

表 3-6：平成9年の主要品目の生産状況

品目	面積	生産量	生産額
水稻	2170a	93t	31.1 百万円
こまつな	500a	75t	35.8 百万円
しろな	389a	77t	33.4 百万円
トマト	46a	36t	10.5 百万円
カーネーション	30a	444 千本	26.6 百万円
計	3135a		137.4 百万円

3.3 圃場整備計画

すでに本地区では明石川に最も近い西側の農地は圃場整備が行われているが、国道西側の集落居住区に介在する農地と国道東側の農地については未整備のままであった。このような農地のなかには国道に面しているものもあり、今後スプロール的に転用される可能性も考えられるため、適切な土地利用と優良農地の確保、また労働の集約化を進めるために圃場整備導入の必要性は高まっていた。

このような状況の中、平成5年3月に完了した国営東播用水事業により西井大池に用水が確保されることになった。しかし、末端の用排水路の整備ができていないため事業の効果は十分に発揮されず、依然貯水量の不安定な地区内の溜め池を使用していた。このため、東播用水から末端排水路までの送水区間を整備し、年間を通じた用水の確保という用水路の効果を最大限発揮させるためにも圃場整備の必要性が生じたため、圃場整備計画が発案され（図 3-3）、平成10年度より国道西側の事業対象地区を除き造成工事が着手されている。

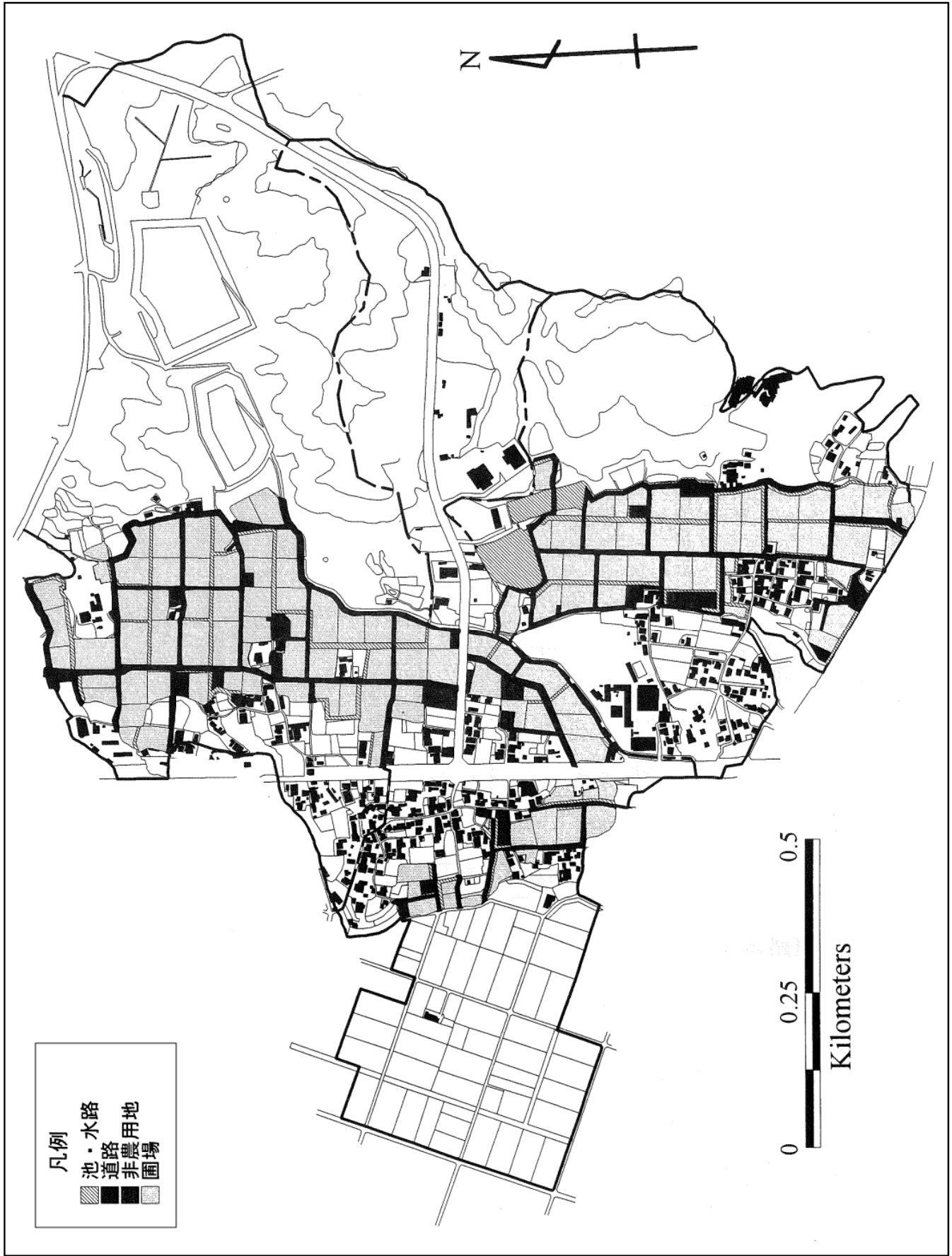


图3-3：平野南部地区圃場整備計画案

この計画案では、国道沿いと向山周辺の一部を除いた国道東側の農地と、国道西側の未整備農地が事業対象区域になっている。区画の大きさは軟弱野菜や花卉を栽培している農家が多いため、これらの栽培に適当な 30a 未満の区画がほとんどであり、区画の広さは平均約 17a である。また、施設園芸を行う際に利用されるビニールハウスは 5.4m×35m の規格のものが多いため、これに配慮して南北方向を 50m にとっている区画が多い。溜め池は東播用水により用水の安定的な確保が行えるため、区域内に点在する小規模な溜め池や慶明寺の西側に広がる溜め池、高良神社の東に面している溜め池は埋め立て、農地として利用する。一方、神戸西高校の北東 150m ほどにある 3ヶ所の溜め池については、北西のものは補修し、その他の 2ヶ所は補修、統合することにより今後も使用する。

計画段階で非農用地は 35ヶ所設定され、事業対象区域の約 7.2%を占めている（表 3-7）。分家住宅等の住宅用地がその大半を占めているが、この中には公園用地もある。圃場整備事業によって付設される農道は全て 3.5m 以上で、6m 道路も一部付設することで、圃場への農業機械の搬入や、歩行者の安全等に配慮したものになっている。

表 3-7：圃場整備事業計画における用地設定の割合

利用内容	割合(%)
農用地	92.8
非農用地	7.2
住宅用地	5.6
農業施設用地	0.4
公園用地	0.6
その他	0.6
合計	100

3.4 道路体系

図 3-4 は計画対象地区の道路網の現在の状況である。国道 175 号線とバイパスが地区の幹線道路で、この 2本の幹線道路には歩道が付設されている。しかし、これらの幹線道路の他に歩道のついている道路はなく、幅員が 3.5m 以上あるものも国道西側の圃場整備によって付設された道路と新池の道路のみで、生活の基本となる集落内道路は全て 3.5m 未満となっている。また、国道東側に広がる農地内を縫うように走る道路には軽トラックが一台通れる程度の広さしかないものもあり、舗装されてない区間も多い。

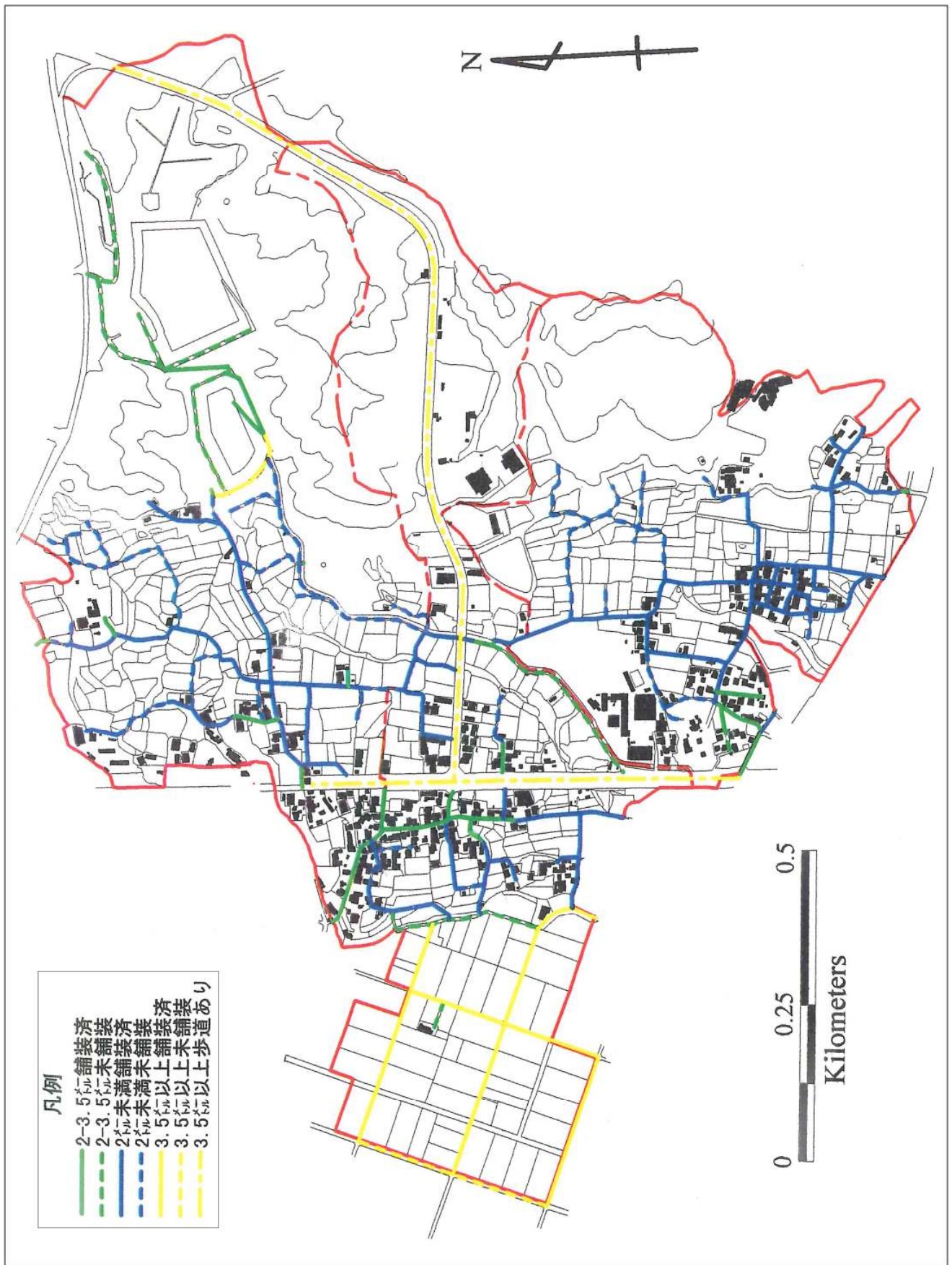


图3-4：平野南部地区道路網

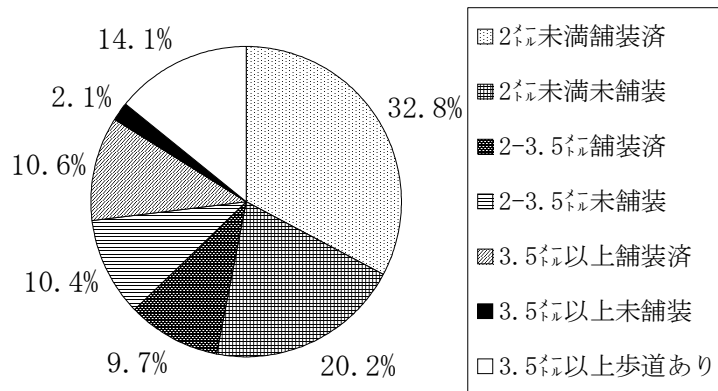
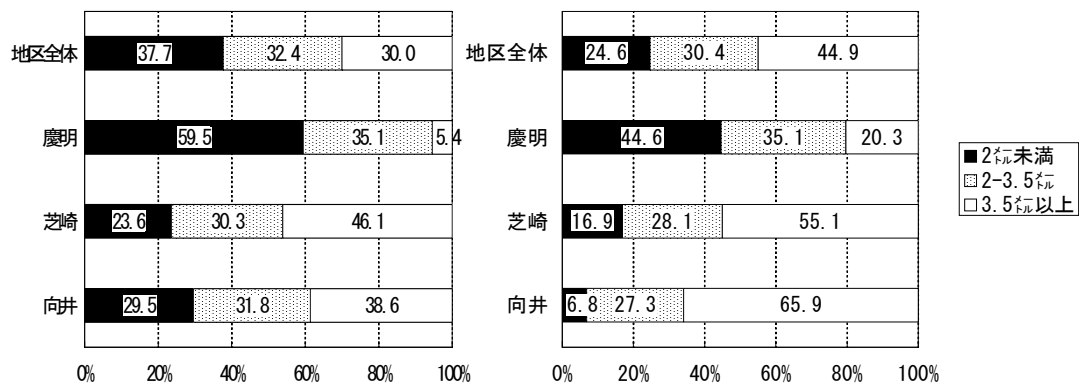


図 3-5 : 地区の幅員別道路長の割合

幅員別道路の割合について図 3-5 に示す。地区内の幅員別道路長の割合は、現状では大型自動車の通行が困難な幅員 2m 未満の道路が 50%を越え、普通自動車のすれ違いが困難な 2m~3.5m の道路が約 20%となっており、安全に自動車が行き通れる道路は総延長の 4 分の 1 にすぎない。

また自動車での乗り入れが想定される住宅・事業所といった建物や施設と道路との沿接状況は図 3-6(A)に示すように、現時点では各集落とも道路からの乗り入れが困難な施設が多いことがわかる。しかし、現在進行中の圃場整備事業によって付設される農道により、図 3-6(B)のように各集落とも道路から施設への沿接状況は改善される。特に向井集落では、幅員 3.5m 以上の道路と沿接する施設の割合が 30%近く増加し、逆に幅員 2m 未満の道路と沿接する施設は 7%程度にまで減少する。ただ、慶明集落は圃場整備実施後も約半数の施設が幅員 2m 未満の道路に沿接しており、集落内での往来が改善されるとは言い難い。



(A) 現況

(B) 圃場整備後

図 3-6 : 住宅や事業所への幅員別沿接状況の比較

注) 数字は%で、すべての建物の数に対するそれぞれの幅員道路に接する建物数の割合

さらに建設省の所管事業として、地区の北部をなぞる形で神戸西バイパスの建設が予定されており、このバイパスは西で第二神明道路、東で阪神高速道路北神戸線や本州四国連絡道路と連結される計画にある。役割としては交通量の多い臨

海部の混雑緩和や、西神地域の発展が挙げられており、この道路ができることによって地区の都市化が一層進行することが予想される。

3.5 生活環境

お年寄りなどが遠方への用事がある際には、国道 175 号線や西神ニュータウンへのバイパス沿いにあるバス停が利用される。これらの幹線道路には歩道がついており、歩行者が安全に通行することができる。しかし集落内道路は狭く、自動車のすれ違いが困難な箇所も多いため歩行者の危険性が否めない。また集落内道路から幹線道路に出る交差点には信号がついてない所もある他、芝崎集落西側のすでに圃場整備が行われた農道は国道が混雑している時だけでなく、1 日中抜け道として使われており、朝や夕方の通勤時間には特に交通量が多く、登下校時の児童や生徒にとって危険である。

小中学生の通学路には国道 175 号線と西神ニュータウンへのバイパスが利用されているが、ニュータウン内の中学校（平野中）に通う中学生は現在、主に自転車を利用しており、集落の居住区からバイパスに抜ける際には幅員の狭い道路を通行しなければならない。

また公共下水道は現在のところ設置されていない。公園は向井集落と芝崎集落にあるが、いずれも広さが十分とは言えない。このため、現在バレーやグラウンドゴルフなどを行う際には新池や西体育館が使われている。またこれらの公園はいずれも借地であるため、今回の圃場整備事業によって創設される非農用地を利用して用地確保される予定になっている。

この他、国道沿いは騒音や振動がひどく、向井集落には防犯灯の壊れている場所がある。これらの 1998 年 8 月 3 日に行われた第 1 回ヒアリング調査で得られた結果を図 3-7 に示す。

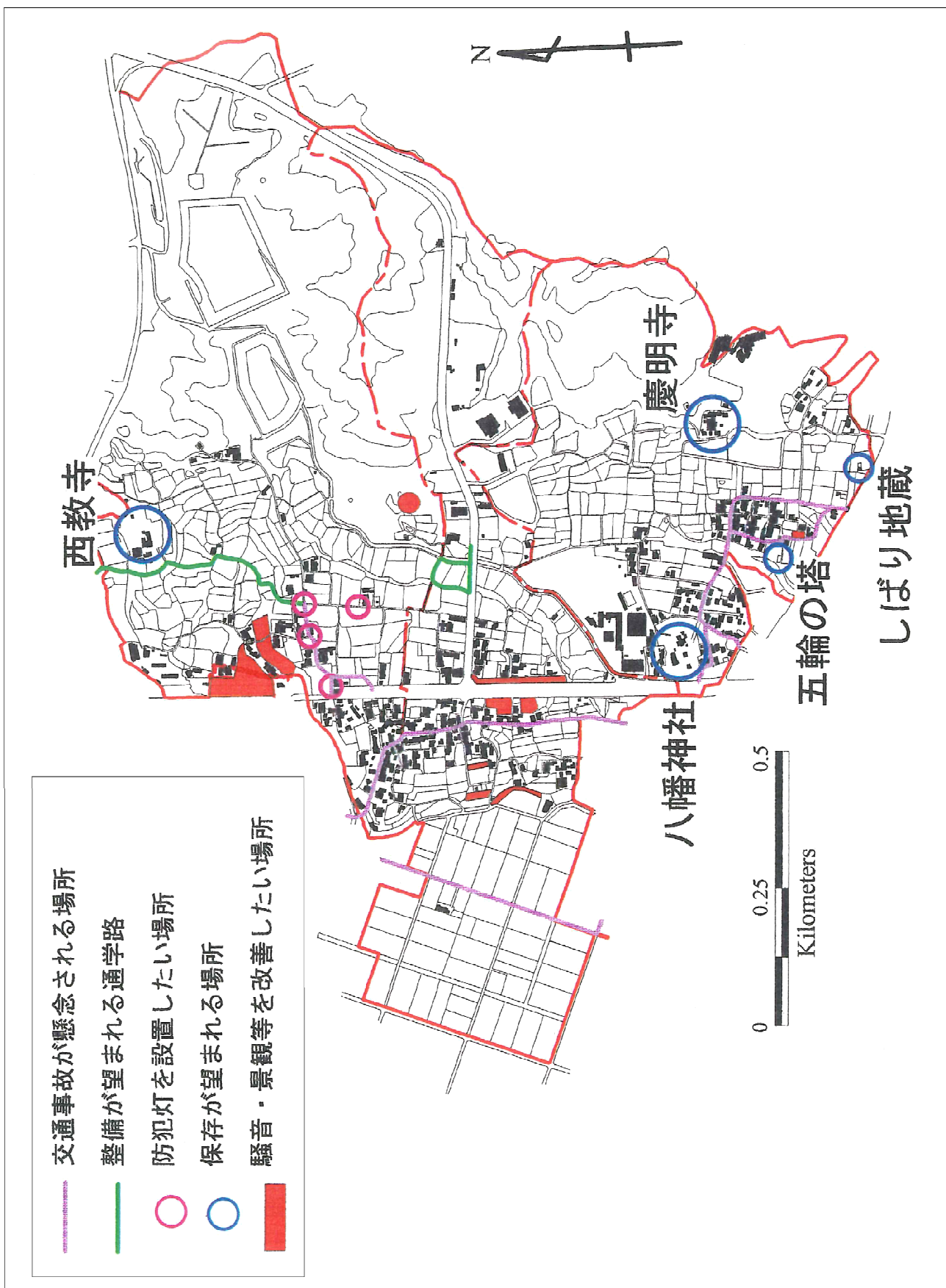


図3-7：平野南部地区生活環境点検結果

第4章

住民アンケート調査の結果

本地区の農業経営の現状と将来の営農意向、および農業生産基盤、生活環境整備の課題、地域の将来像に関する考え等を把握するために、1998年1月にアンケートによる住民意向調査を行った。調査は地区内に居住している世帯主だけでなく婦人層、後継者層にも幅広く依頼し、あらゆる職業、年齢階層の意向を把握するように努めた結果、185人の回答を得た。

年齢階層別の結果は図4-1の通りで、いずれの年齢でも男女間に偏りなく回答しているといえる。

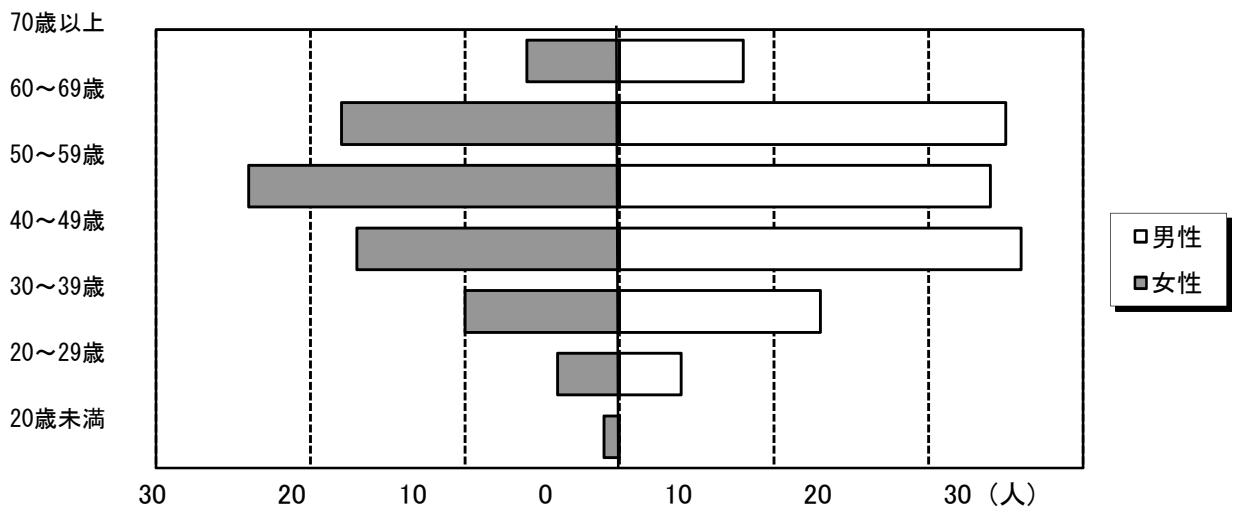


図4-1：回答者の年齢別人数

図4-2は地区住民の職業を訊ねた結果で農業以外の職業を見ると、自営業よりも会社員の方が多く、西神方面や明石市街地へのアクセスがよいという地区の立地条件を反映した結果と言える。また、市街化区域に隣接している慶明集落では、向井、芝崎の両集落に比べて会社員等の恒常的な勤務をしている人や年金等を収入源としている高齢者の割合が高い。

4.1 農業経営の現状

図4-3は専兼別農家数の割合を示したものであるが、地区内の専業農家は17.6%で、兼業農家が50%、自給的農家も32.4%となっており、農家の兼業化が進んでいる。所有農地面積は図4-4に示すように1ha前後の農家が多く、経営耕地面積

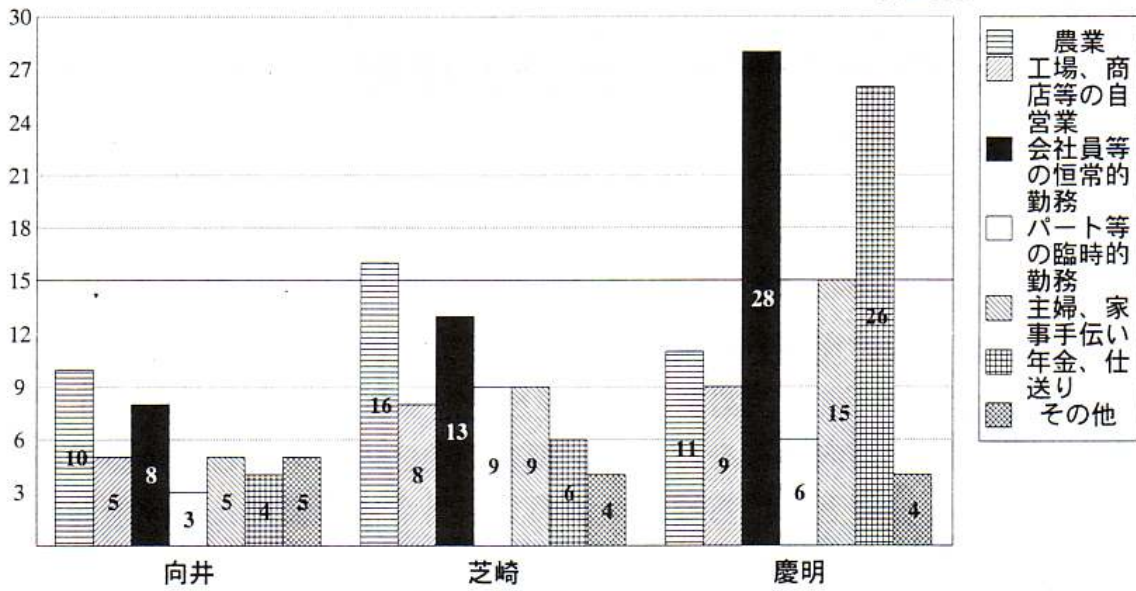


図 4-2：回答者の職業

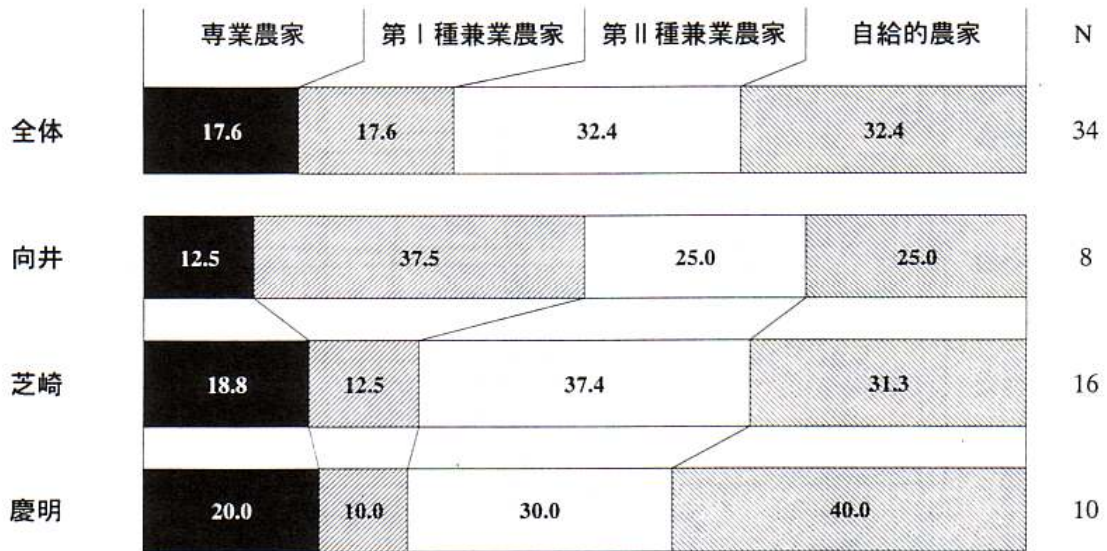


図 4-3：専兼別農家数割合

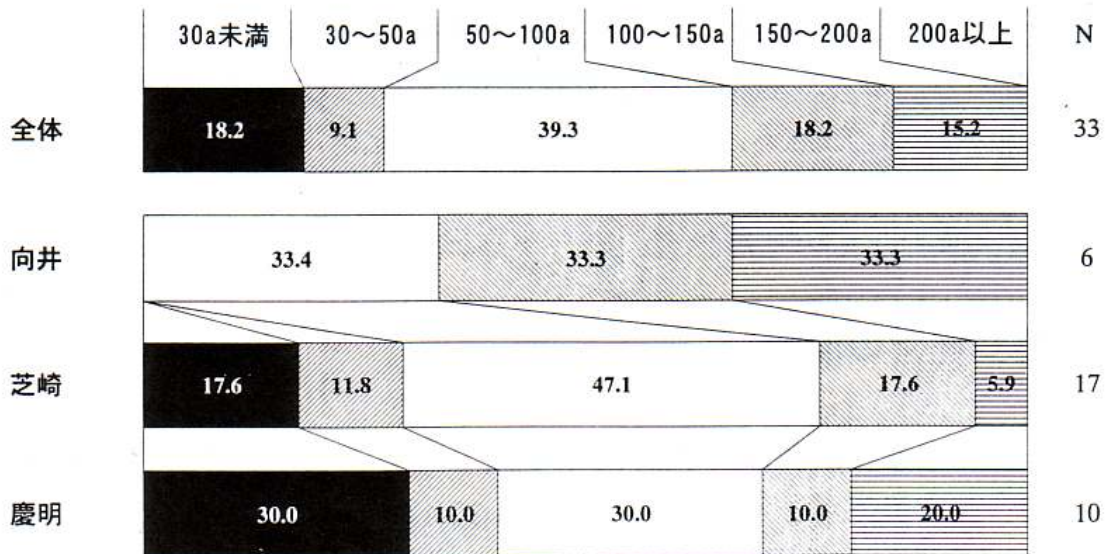


図 4-4：所有農地規模別農家数割合

も図 4-5 からうかがえるように 2ha 以上を耕作している農家はない。しかし、経営耕地面積が 1ha を越える農家は地区全体で 47.4%あり、向井集落では特にその割合が高い。さらに、経営耕地面積をみると 50a～1ha の農家が少なく、1ha 以上の農家と 50a 以下の農家の二極化が見られ、第Ⅱ種兼業農家の多い芝崎集落では 50a 以下の経営を行っている農家の割合が他の 2 集落に比べて高い。その他の農地の所有や利用状況をまとめたものを表 4-1 に示す。本地区の農家は平均 79.1a の農地を所有しているが、そのうち直接自分で耕作している農地は平均 43.0a にとどまっており、圃場整備実施前のため農地の貸付や借入といった流動化はほとんど行われていない状況にある。

表 4-1：農地の所有および利用状況

	所有農地面積	経営耕地面積	貸付農地面積	借入農地面積	休耕農地面積
件数	34	34	34	34	34
最大値(a)	180	160	25	30	20
平均値(a)	79.1	43.0	1.3	2.5	3.8

図 4-6 は販売金額第 1 位の作目を表したものであり、地区全体の 45.1%が水稻中心の農家で、特に芝崎集落では 74.9%にもなる。しかし、向井、慶明両集落では施設野菜や路地野菜といった畑作物を経営の中心にしている農家が多く、集落ごとにその営農形態は異なるといえよう。

4.2 今後の農業経営と農用地整備の方向

世帯主の将来の営農意向を訊ねた結果は図 4-7 の通りで離農志向の農家はほとんどなく向井集落では専業志向の農家がいるなど、兼業化は進んでいるものの今後も農業は続けていきたいという農家の意向を読み取ることができる。

将来の経営は、図 4-8 に示すように将来的には経営規模の変更よりも経営内容の変更を希望する農家が多い。また、農業をやめたいと答えた農家はなく、経営内容を変更したいとする農家は施設栽培や畑作物中心の経営を考える一方、水稻栽培農家の多い芝崎集落では稲作中心の経営を考える農家が多い。

図 4-9 は生産組合による大規模営農についての考えを訊ねた結果で、「委託するつもりはない」、「委託に不安」があわせて 53.2%と「生産組合に参加したい」、「生産組合に委託したい」の合計 21.8%を大きく上回っており、生産組合に対しては消極的な姿勢の農家が多く、芝崎集落においてその傾向が強い。芝崎集落では兼業で稲作を行っている農家が多く、圃場整備事業の導入による省力化が見込めることから、生産組合に参加したり、作業を委託する必要性が少ないことが主な理由と考えられる。

図 4-10 は後継者の有無について訊ねた結果で、「後継者が決まっている」、または「すでに継いでいる」農家は 12.6%に過ぎず、大半の農家は後継者が決まっていない。前章で農家の高齢化について触れたが高齢化のみでなく、後継者不足も地区の農業にとって大きな問題であることがうかがえる。また、高齢化が進んでいることから、近い将来後継者問題が表面化すると思われる。特に慶明集落では明らかに後継者ができない農家が 4 割を占めており、農地保全の面から営農組織の結成等の人的資源の確保が必要といえよう。

農業機械や生産施設に対する要望については図 4-11 に示すように、「農協による機械の貸出」、「農業機械の共同利用」に対する要望が強く、高額な農業機械が農家の経営を圧迫している現状が浮かび上がる。特に水稻の盛んな芝崎にこの傾向が強い。さらに流通や出荷に対する要望を訊ねた結果が図 4-12 で、「市場の情報提供」、「販売体制の強化」を求める声大きい。

図 4-13 は現在の農地の問題点について訊ねた結果である。芝崎集落では国道西側の圃場整備済みの農地を耕作する農家が多いためか「問題なし」と答えた農家が半数近くを占めるが、向井、慶明集落では用排水、農道、農地について不満を持つ農家が多い。地区全体でみると、「区画が狭くて不整形」、「農地が分散」、「農道が狭い」、「圃場排水不良」といった点の指摘が多く、これらは圃場整備の導入により大きく改善されると思われる。農地の分散状況に関しては図 4-14 に示すように、5 筆以内の農地を持つ農家は地区全体で 24.1%に過ぎず、残りの農家は 6 筆以上の農地を所有している。また 26 筆以上という農家も地区全体で 10.3%を占め、作業の効率化を妨げている。しかし、芝崎集落では筆数が 10 筆以内の農家が多い。これは経営耕地面積が他の 2 集落よりも小さいこと、圃場整備済みの農地を所有している農家が多いことに起因していると考えられる。逆に向井集落では 26 筆以上の農家が 4 割を占めており、圃場整備による改善が期待される。

このように本地区の農地は作業効率が悪いことから図 4-15 に示すように、圃場整備による省力化への期待が高い。特に現在稲作中心の兼業農家が多い芝崎集落では省力化に対して 8 割の農家が期待しており、今後も兼業で稲作を続ける意向の農家が多いためと思われる。また、圃場整備によって「施設栽培がしやすくなる」という期待も大きい。これは、野菜・花卉を中心に経営したい意向を反映したものだといえ、特に向井集落でその割合が高い。この他、慶明集落では農作業の受委託に対する期待が高く、逆に向井、芝崎集落では低い。地区全体でみると、圃場整備を積極的に評価している回答が多い。

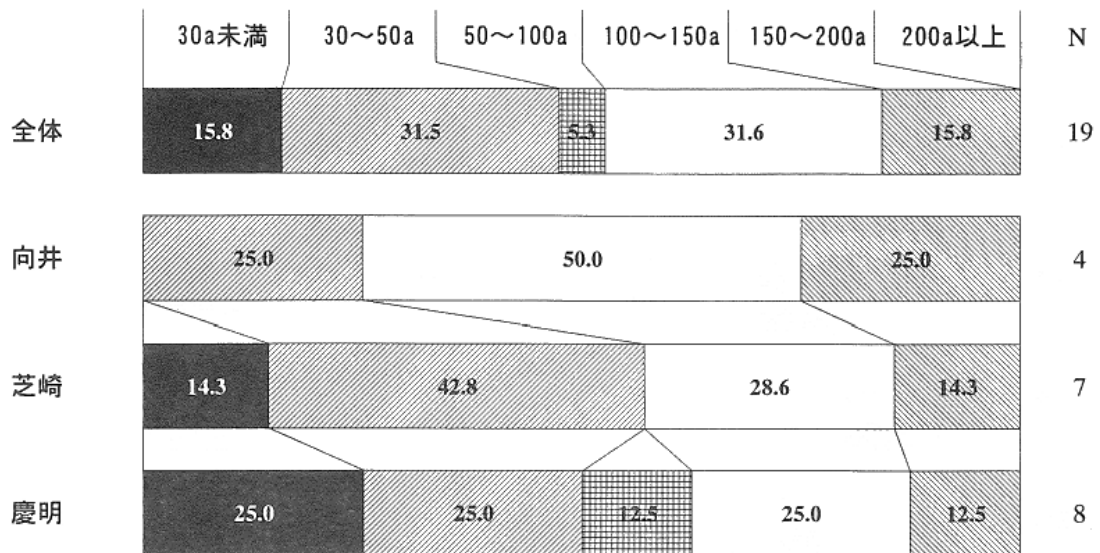


図 4-5：経営耕地規模別農家数割合

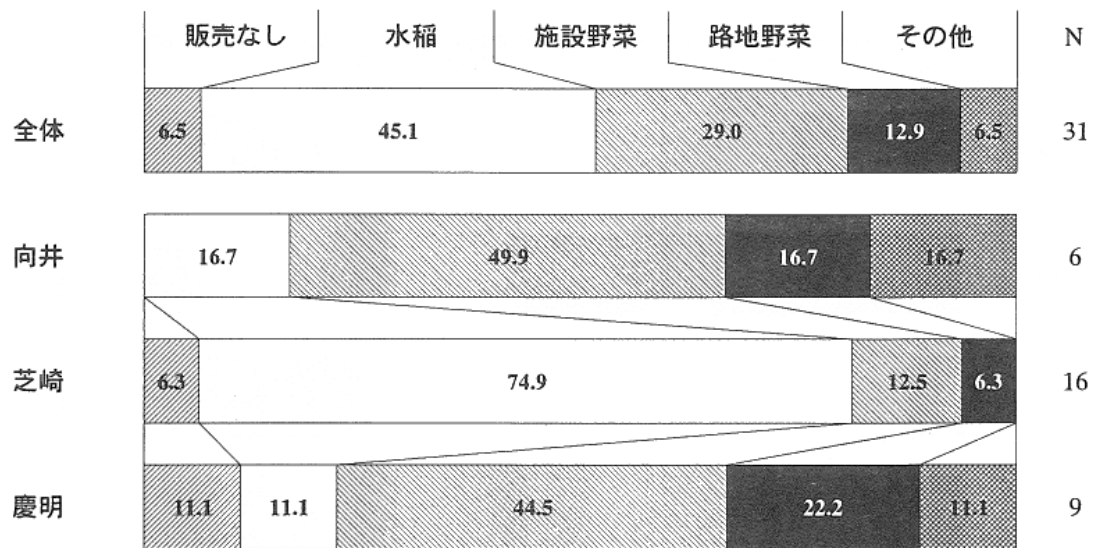


図 4-6：販売金額第1位作物別農家数割合

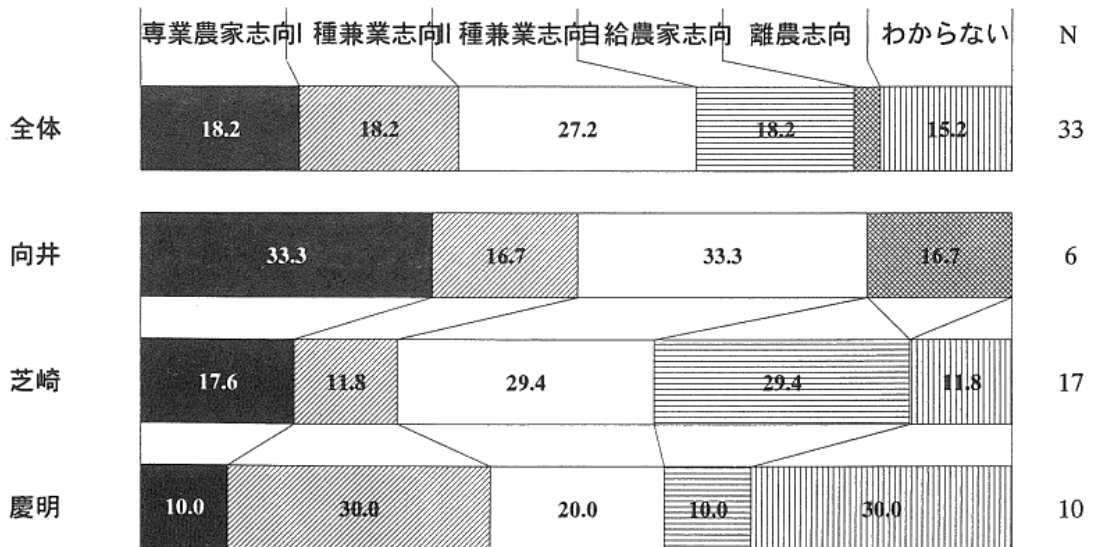


図 4-7：将来の営農意向

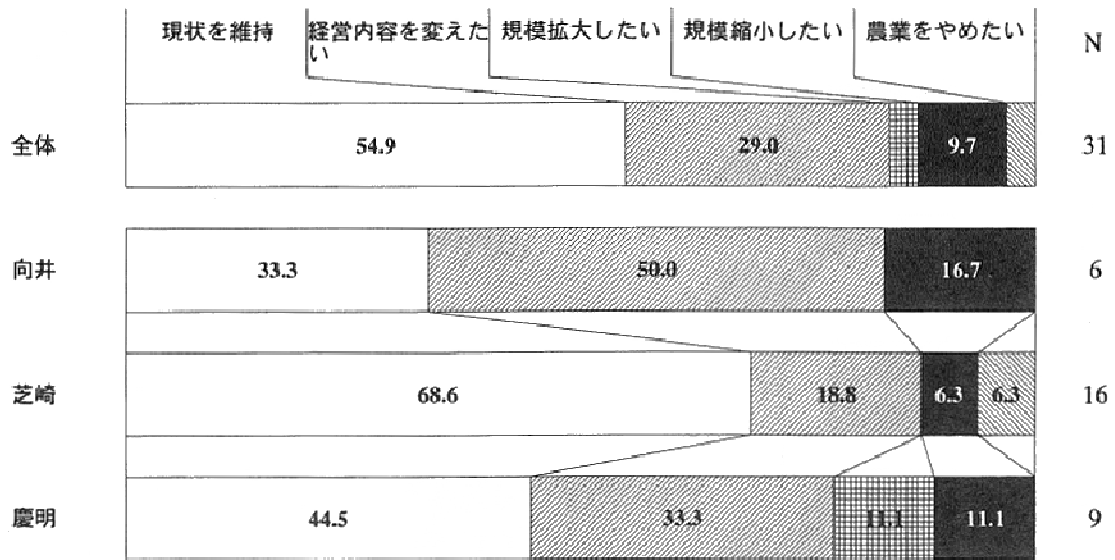


図 4-8：将来の農業経営規模に関する意向

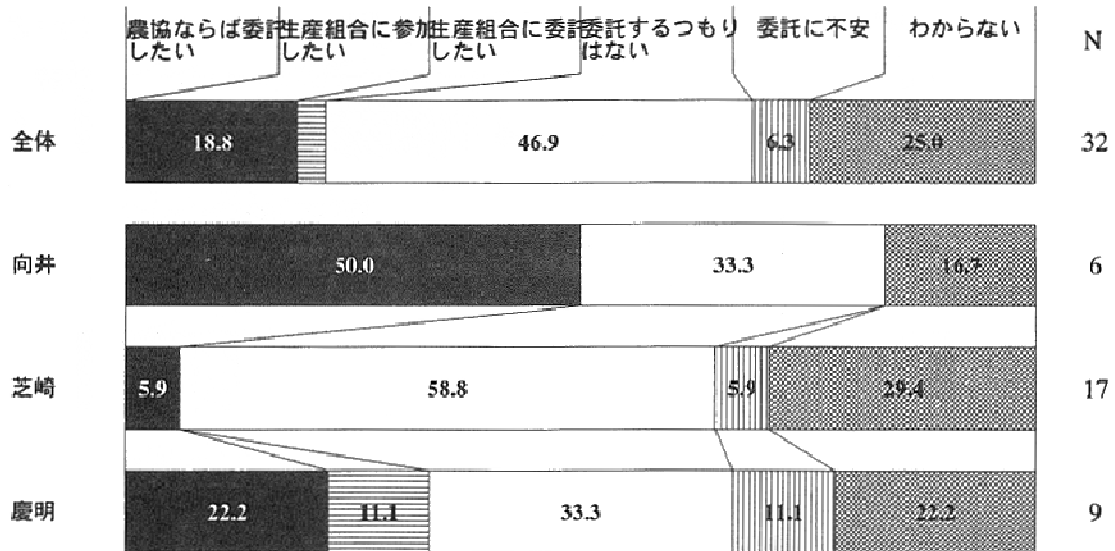


図 4-9：農地の受委託についての考え

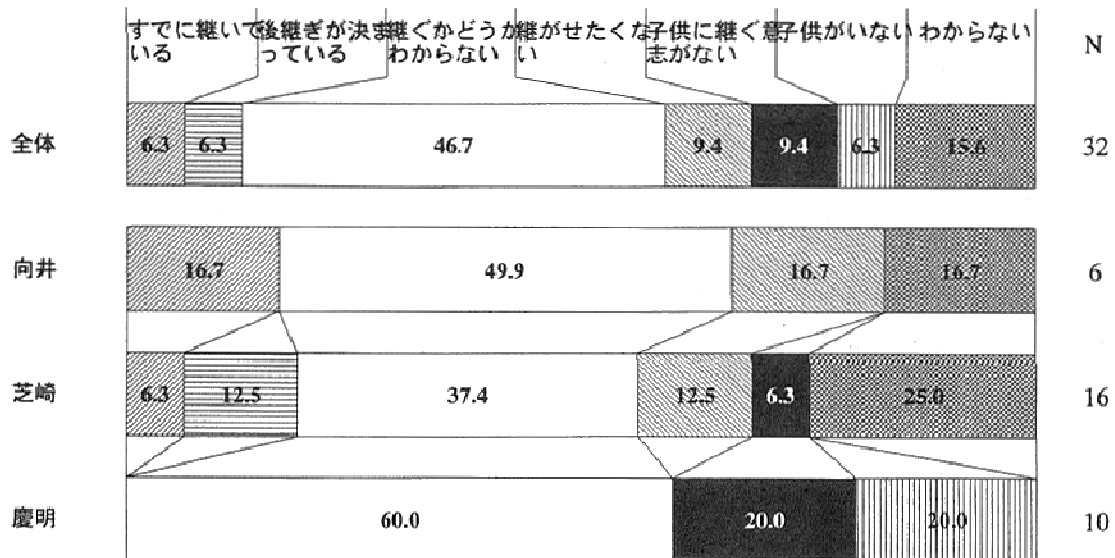


図 4-10：後継者について

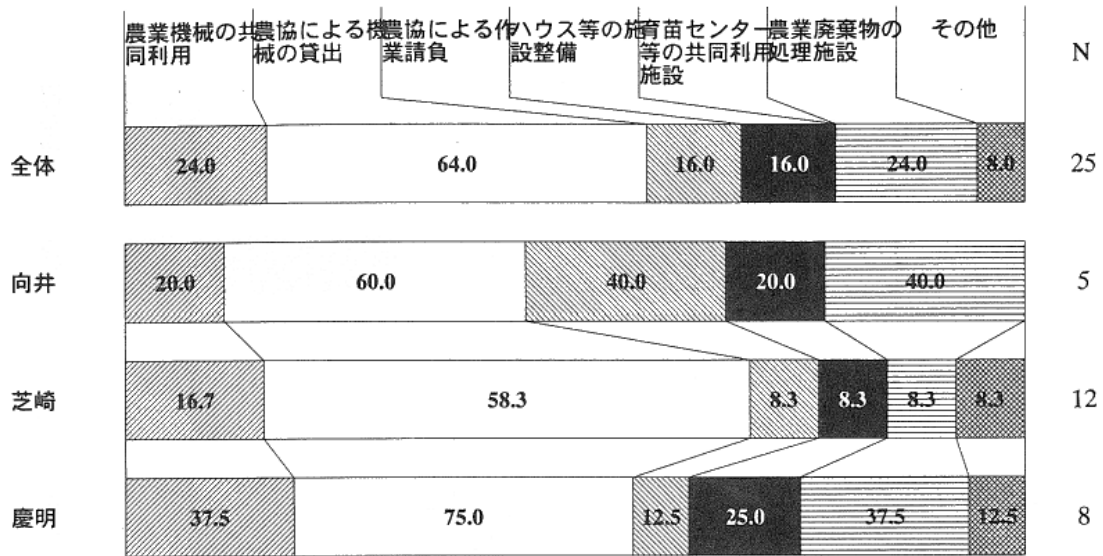


図 4-11：生産施設等の整備に対する要望

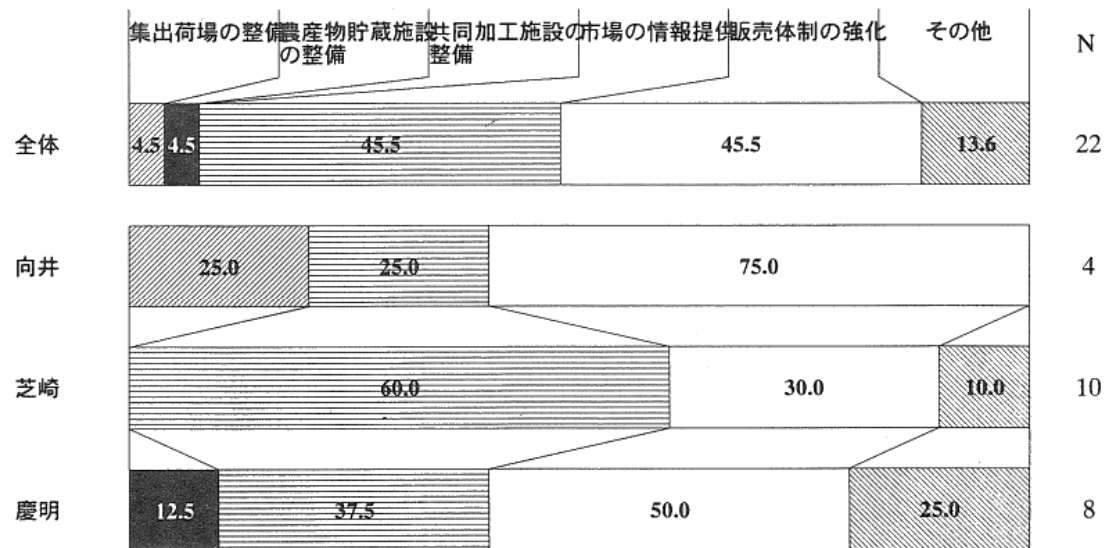


図 4-12：流通出荷等に関する要望

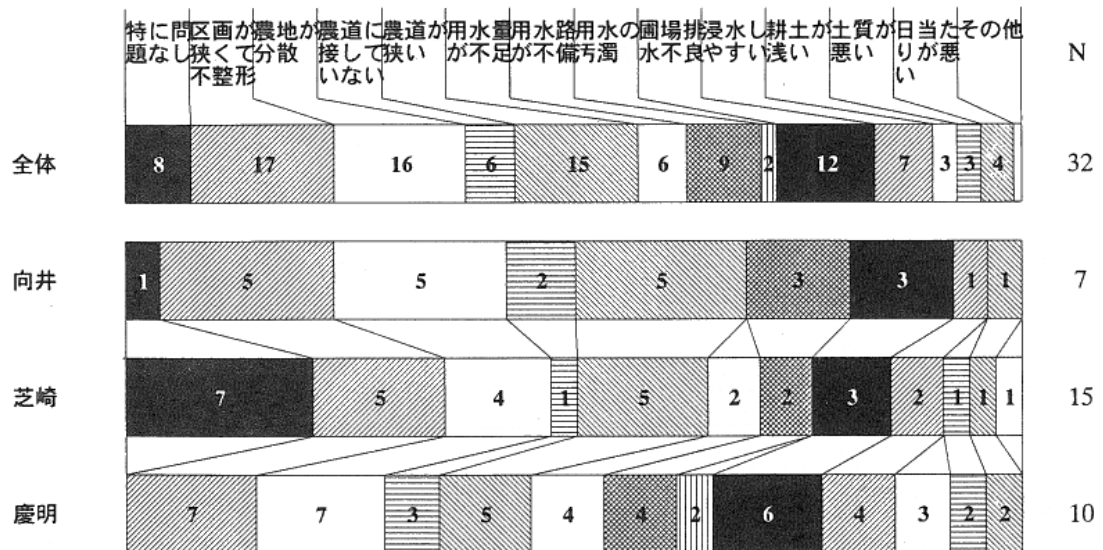


図 4-13：農地の現状と問題点

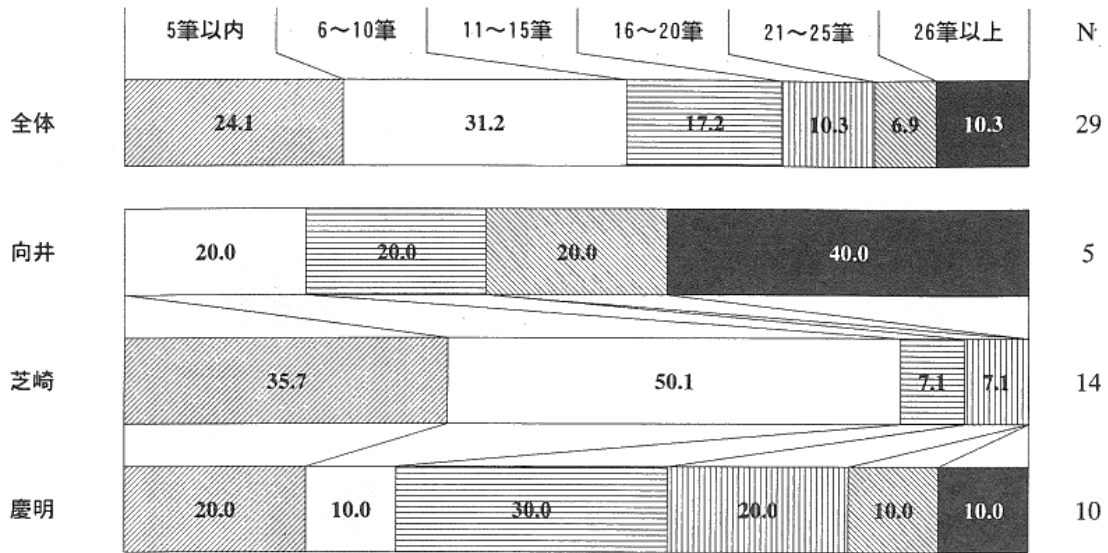


図 4-14：農地の分散状況

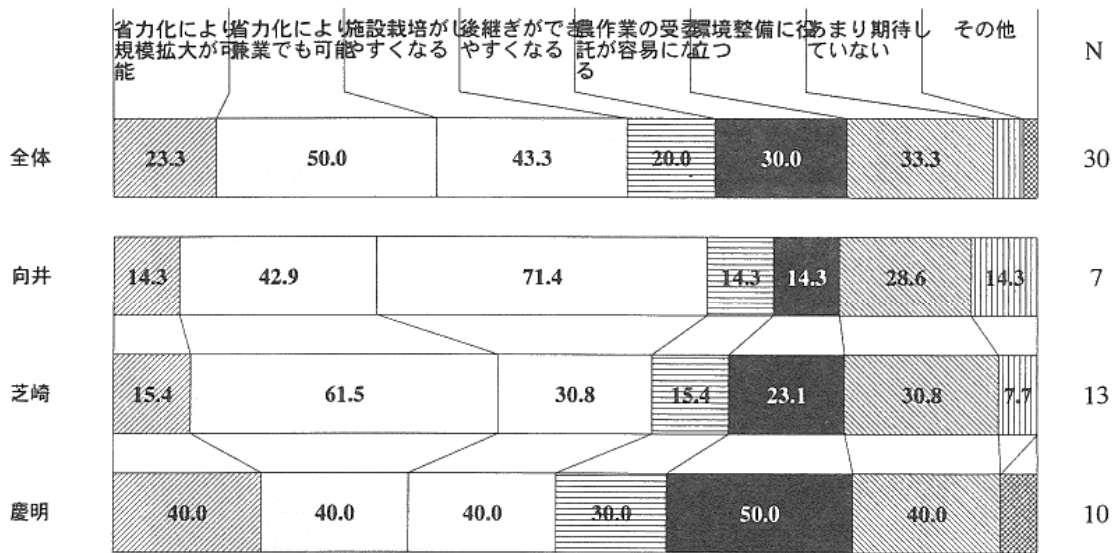


図 4-15：圃場整備への期待

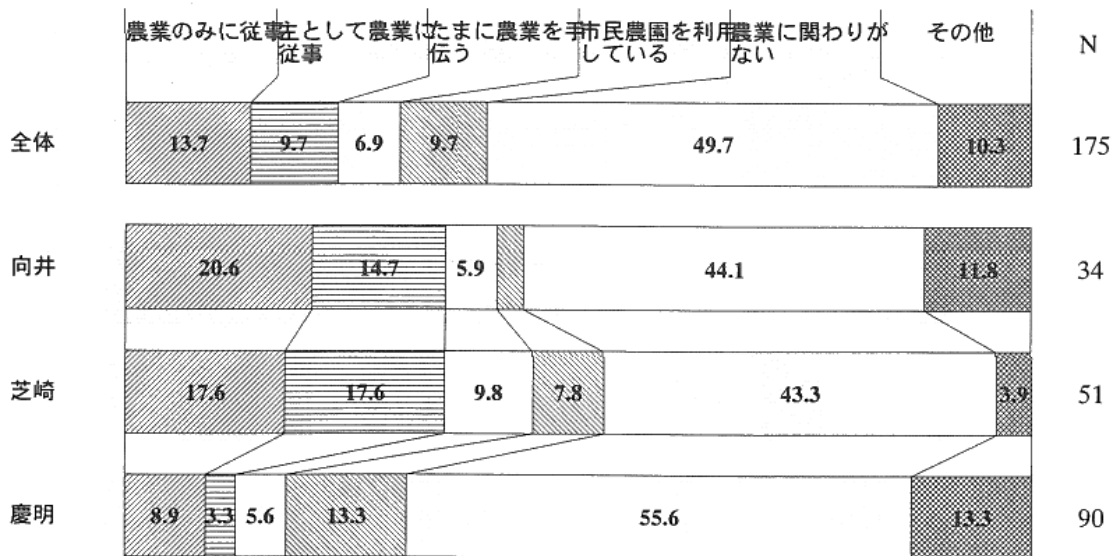


図 4-16：農業との関わりについて

以上、農家の現状と意向をまとめると慶明集落に規模拡大を希望する農家があるものの、地区全体を通して現状維持を志向する農家が大半を占める。今後の経営内容については集落により若干の違いがあり、向井集落では都市近郊という集落の立地条件を活かした労働集約的で高収益の野菜・花卉栽培を希望する農家が多く、逆に芝崎集落では人手のかからない稲作による兼業化志向が強く、慶明集落は両方の農家がみられる。また、後継者問題は地区を通じての問題で、今後人手不足に伴う耕作放棄が予想されるものの、現時点では生産組合への参加や作業の委託については消極的な農家が多い。

4.3 生活環境について

図 4-16 は住民と農業との関わりについて訊ねた結果で、「農業に関わりがない」と答えた住民が地区全体の 49.7%を占めており、市街化区域に隣接した都市近郊の農村を表す混住傾向を読み取ることができる。しかし、市民農園を利用している住民も 1 割程度あり、農業に関心のある非農家もいることがわかる。

図 4-17 は日常の主な外出先を訊ねた結果で、西神中央、明石方面、地区内、神戸三宮方面、その他の順になっており、地区北部に位置する向井集落では地区の南側に位置する明石方面へ外出する人は少ない。また、図 4-18 に外出の際の主な交通手段を示すが、自家用車と路線バスが主な手段であることがうかがえる。地区内には国道が走り、バス停も数ヶ所あることから自動車やバスによる西神方面や明石方面へのアクセスが良い反面、最寄りの地下鉄の駅からは遠く、三宮方面へは外出しにくいという交通条件を反映した結果と考えられる。年齢別には図 4-19 に示すように、60～69 歳で 28.6%、70 歳以上では 71.4%が主な交通手段を路線バスと答えており、地区のお年寄りにとって買い物などの際にはバスが有力な交通手段となっている。

図 4-20 は生活環境の快適性について質問した結果で、「子供の遊び場が少ない」、「公園、運動場が少ない」、「図書館等がない」に回答が目立ち、特に慶明集落では「図書館等がない」という指摘が 44.7%と多い。この他に目立った回答として慶明集落では「公民館が手狭」という意見があった。

生活環境の保健性については図 4-21 に示すように目立つ意見として「蚊、ハエ等が多い」、「雑草やゴミの不法投棄」、「騒音振動がひどい」が挙げられる。国道沿いに住居が密集している向井、芝崎集落では、騒音振動を挙げた割合が慶明集落に比べて高くなっており、慶明集落では雑草やゴミの不法投棄や蚊、ハエの多さが指摘されている。

図 4-22 は生活の安全性について訊ねた結果で、「交通事故の危険」、「防犯灯が少ない」という回答が特に多かった。これは地区内を国道やバイパスといった幹線道路が走っていることが大きいと考えられ、住宅の密集した慶明集落では防犯灯の少なさに関する指摘が多い。

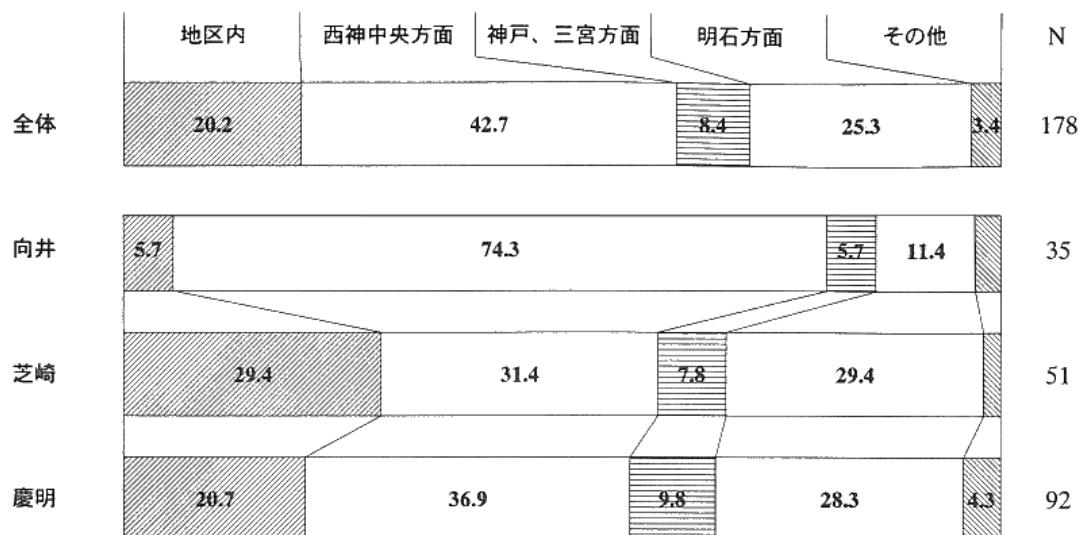


図 4-17：主な外出先

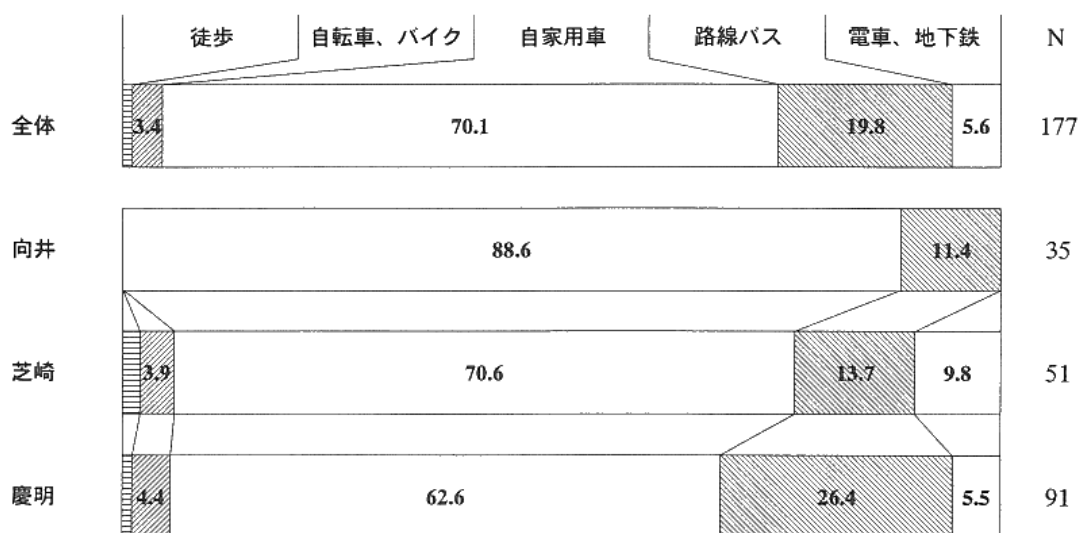


図 4-18：主な交通手段

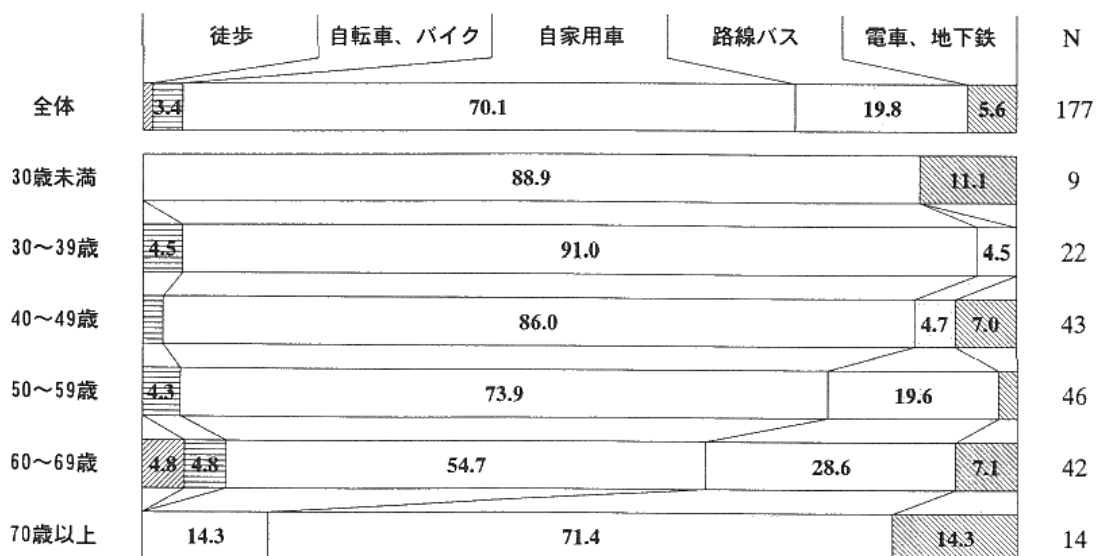


図 4-19：年齢階層別の交通手段

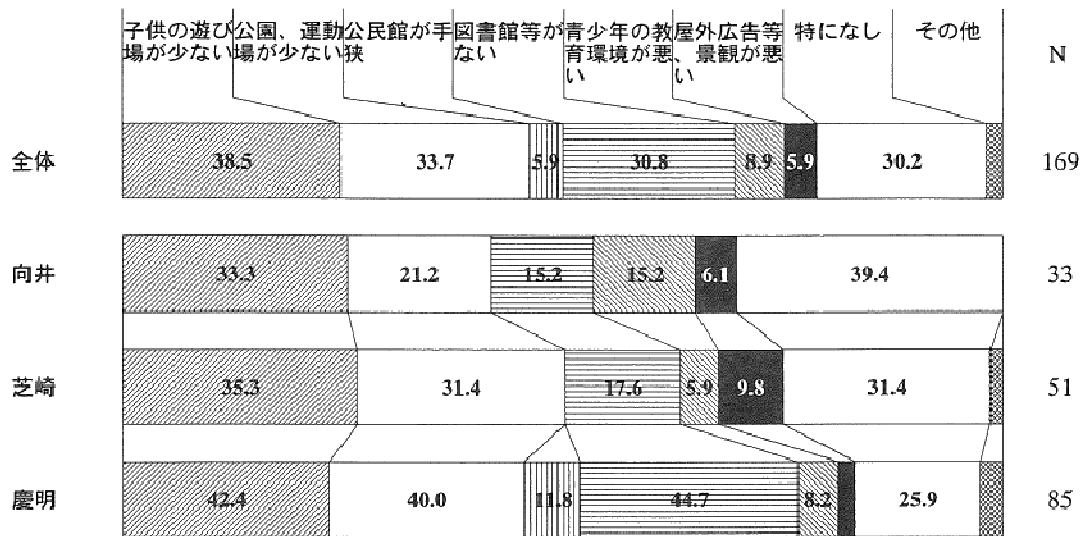


図 4-20：生活環境で不便なところ

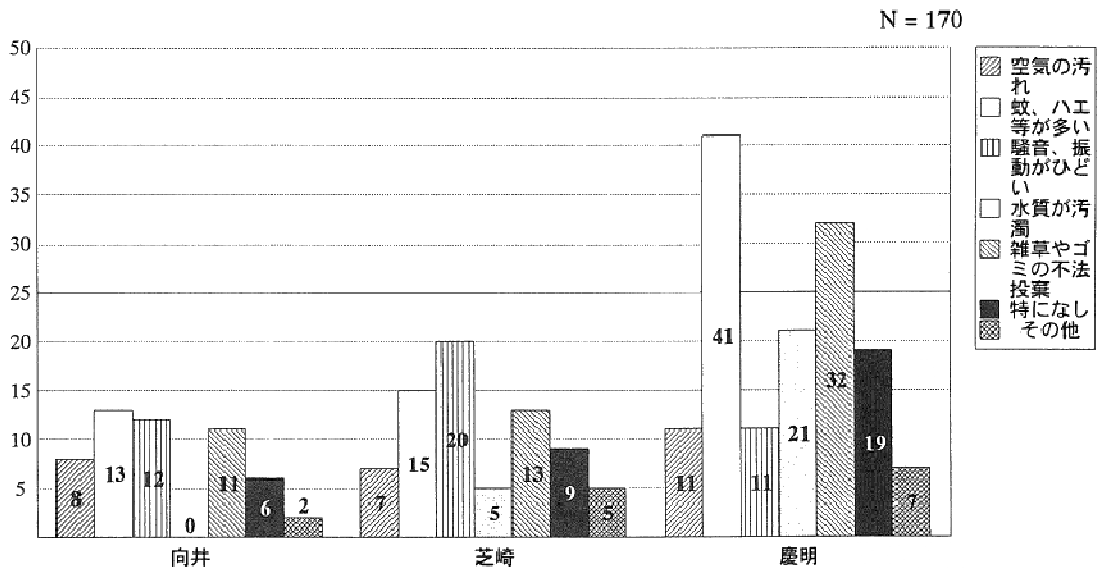


図 4-21：生活環境で不潔なところ

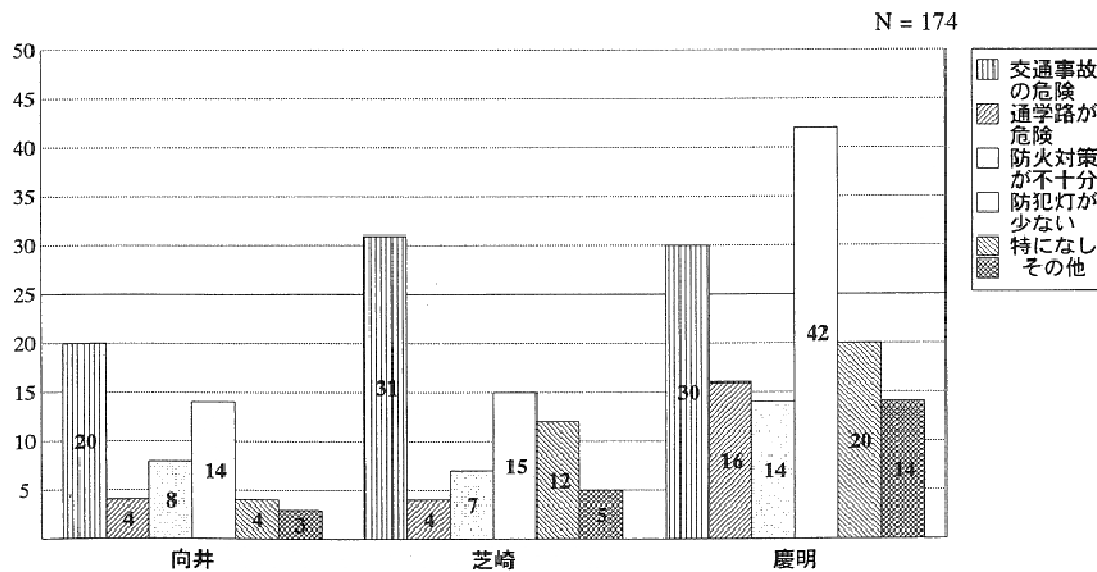


図 4-22：生活環境で危険なところ

図 4-23 は生活の利便性に関する結果で、主な意見として「日用品の買い物が不便」、「医療施設が遠い」、「集落内道路が不備」、「駐車場が不足」が挙げられた。集落別にこれを見ると、向井集落では「集落内道路の不備」、芝崎集落では「駐車場が不足」、慶明集落では「日用品の買い物が不便」がそれぞれ意見が最も多い。慶明集落の回答には買い物の不便の他にも医療施設の遠さが指摘されており、60 歳以上の高齢者が 38.1%と他の 2 集落に比べて多いことがこの理由と考えられる。

図 4-24 は生活環境整備に対する要望で、各集落とも下水道整備への要望が最も多い。この他に向井集落、芝崎集落では「集落内道路の整備」と「街路灯の整備」が、慶明集落では「公園、運動場の整備」、「集落内排水路の整備」に対する要望が目立つ。

4.4 地域整備について

まず、農地の所有者に対して将来の農地の利用意向を訊ねた結果は図 4-25 に示すように「全て農地として利用する」と答えた農家は全体の 21.9%を占め、「当分の間は農地として利用する」と合わせると約 6 割が農地として利用すると答えている。また慶明集落では半数の農家が「全て農地として利用する」と答えている。一方で農地の一部転用を希望する農家も 25%あり、転用の希望先としては図 4-26 に示すように分家住宅や駐車場、資材置き場などが挙げられている。

次に周辺地域の都市化の進行に対する考えを訊ねた結果、図 4-27 のように「便利になる」という肯定的な意見よりも「交通事故が心配」、あるいは「農村風景が壊される」といった否定的な意見が多い。しかし、集落別の傾向として慶明集落の住民は「生活が便利になる」という意見が多く、都市化の利点を評価する声もある。また図 4-28 は地区内に農地が存在することに対する考えを訊ねた結果で、「耕作放棄地が見苦しい」という意見もみられるが、全体的には「緑が多い」、「新鮮な野菜が入手しやすい」、「子供にとって良い環境である」のように農地を積極的に評価した意見が目立つ。

そこで今後の地域整備の方向を訊ねたところ（図 4-29）、「一定区域の転用」を希望する意見が 34.8%と最も多く、以下「現在の農地はすべて保存すべき」28.6%、「わからない」23.6%、「積極的に開発すべき」9.9%となっている。周辺の都市化に関する考えでは集落ごとに傾向の差が認められたが、地域整備の方向性に対しては意見の差はあまりない。容認できる転用の内容は図 4-30 に示すように住宅、公共施設、商店がそれぞれ約半数と現在の住環境の整備に対する要望が大半を占め、事業所や工場に対する志向は少ない。集落別には、向井、芝崎集落では住宅への要望が最も高いが、慶明集落では商店に対する要望が最も強くなっている。このように生活環境の向上のためある程度の開発を必要としているものの、農業の振興や農地を保全する意向も強いことがうかがえる。

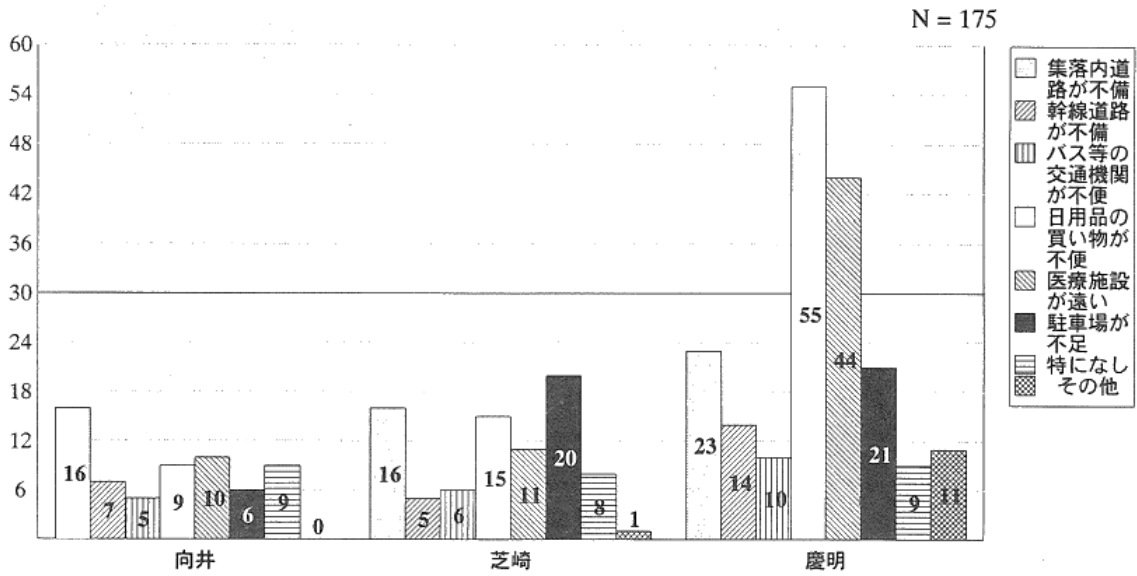


図 4-23：生活環境で不便なところ

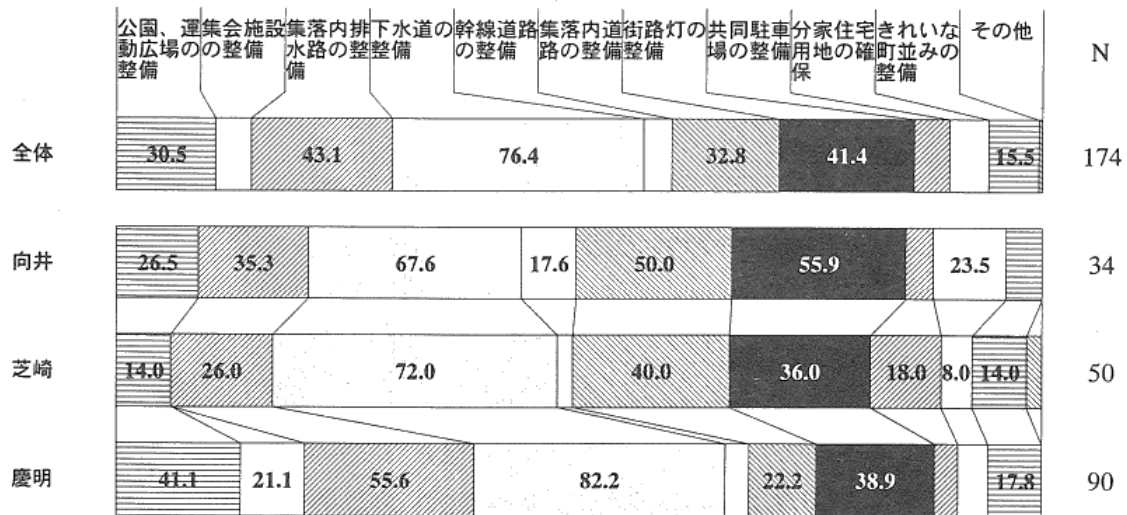


図 4-24：生活環境の整備に関する要望

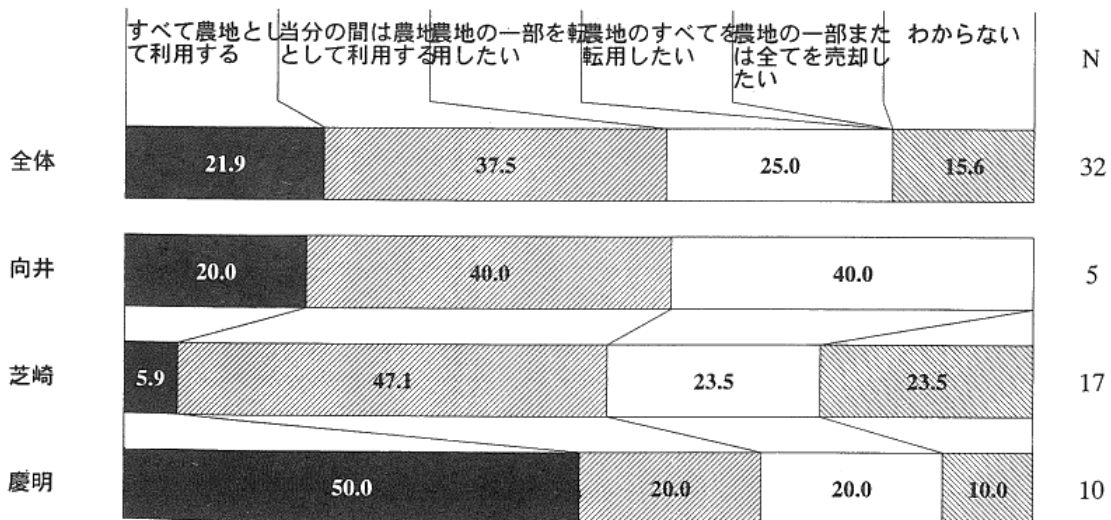


図 4-25：将来の農地の利用意向

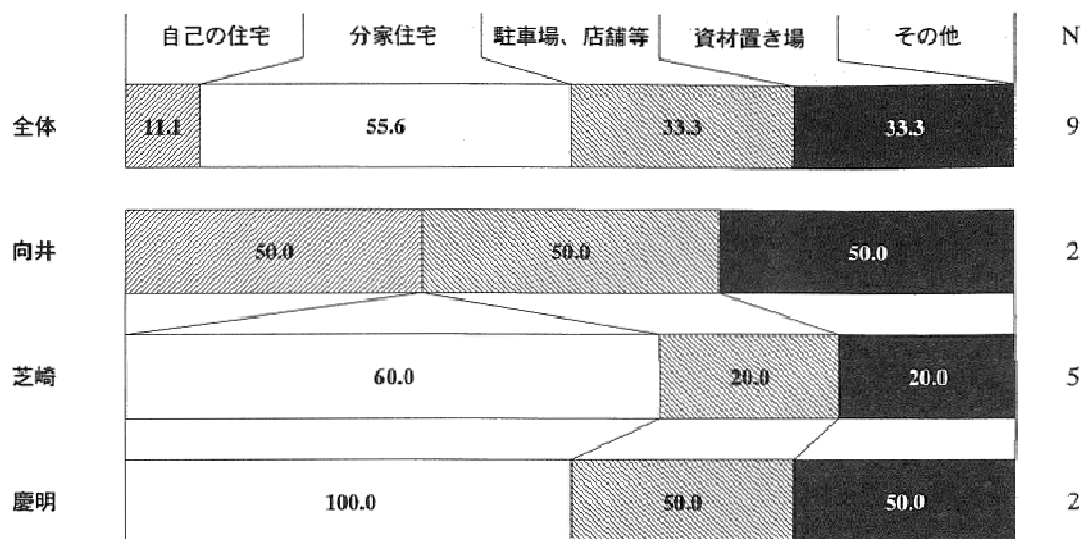


図 4-26：転用希望の用途

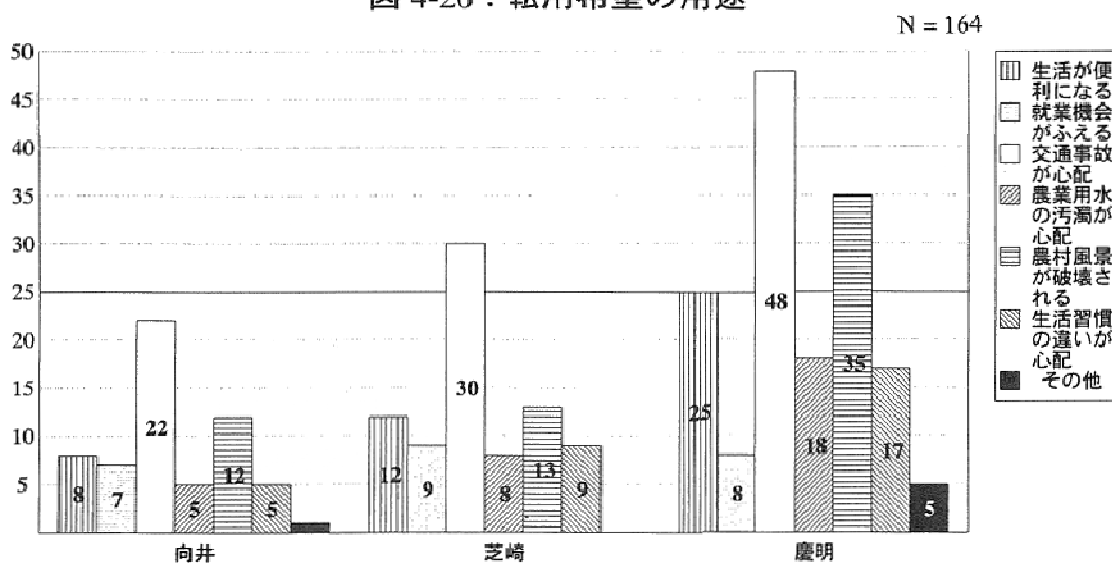


図 4-27：都市化の進行に対する考え

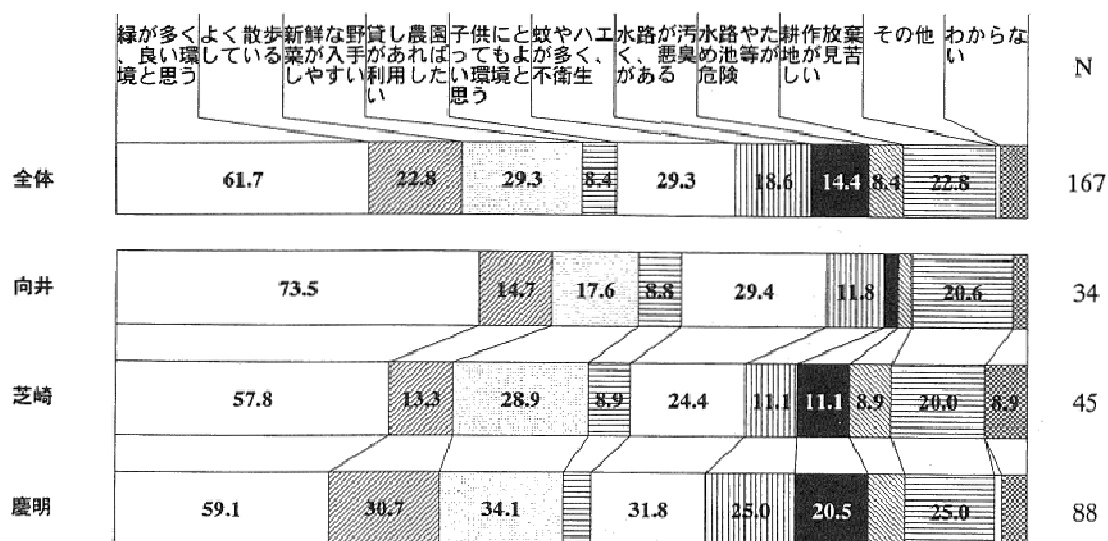


図 4-28：周辺の農地の存在に対する考え

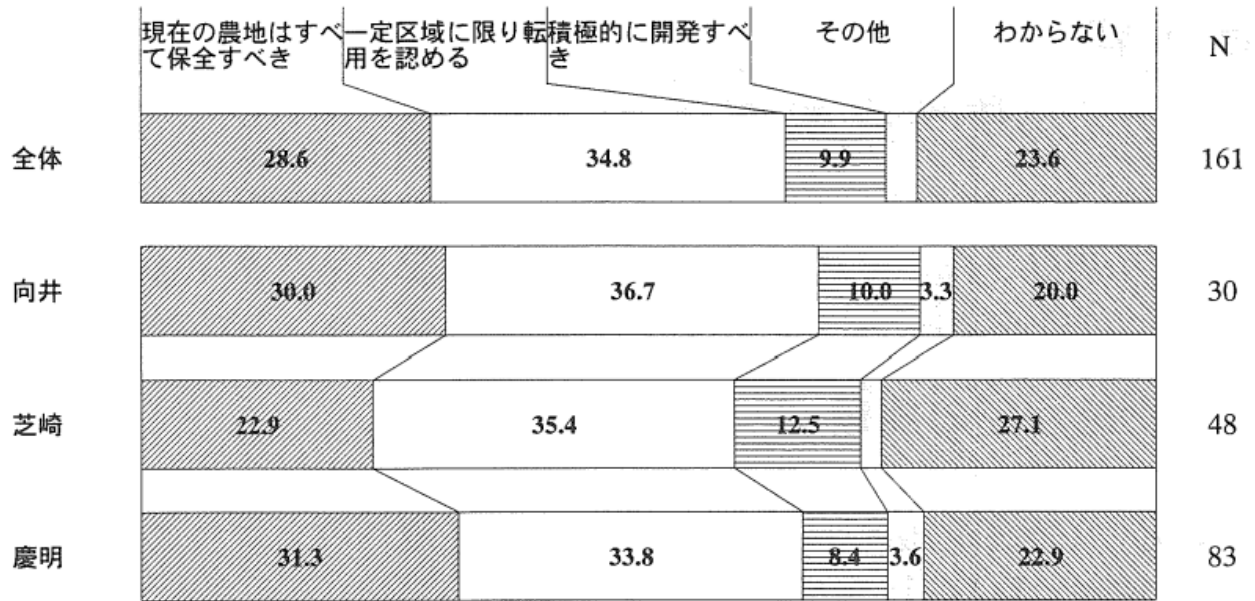


図 4-29：今後の地域整備の方向

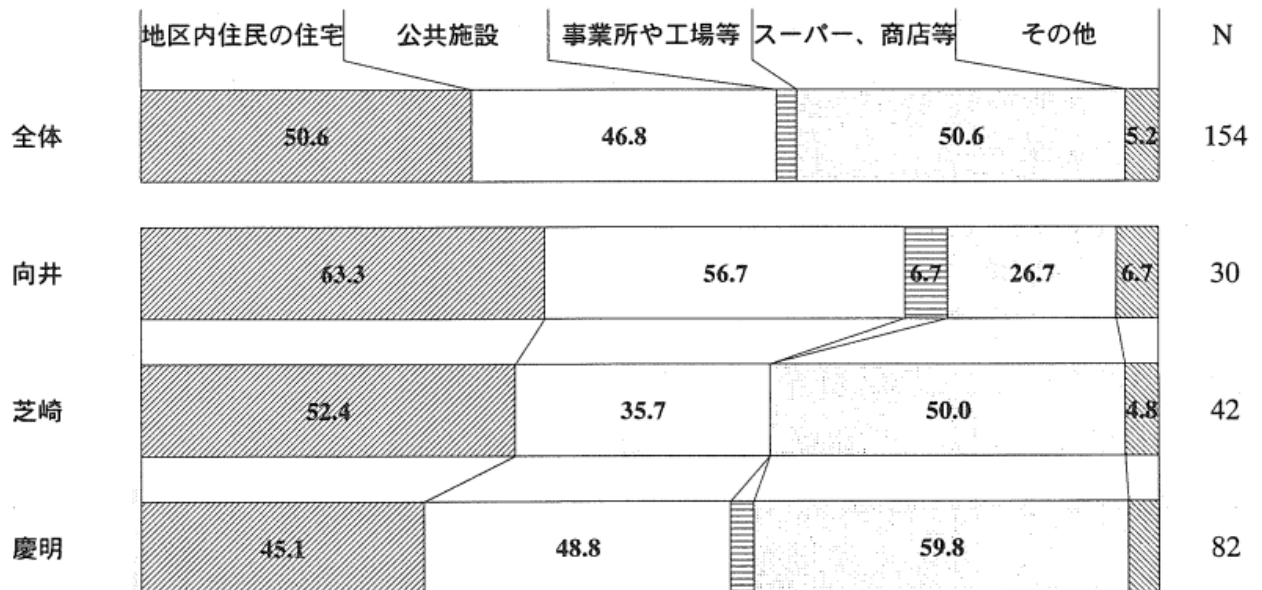


図 4-30：地区内で容認できる開発内容

第5章

計画対象地区の課題

5.1 土地利用の課題

本地区は全域が都市計画法の市街化調整区域に設定されているものの、市街化区域に隣接し、地区内を国道が通っていることもあって農地に対する都市的土地利用への転用需要が高い。国道沿いの農地については通過交通による排気ガスや振動の影響から営農環境に恵まれているとはいえ、転用することが適正な土地利用につながるとも考えられる。

しかし国道沿い以外では優良な農地がまとまって存在しており、これらの農地を確保することは神戸市の食料供給を安定させる意味からも重要である。そこでこれらの農地に関して保全すべき区域であるかどうかの線引きを行う必要がある。

また現在、国道は地区の途中までは片道二車線であるが、北端から一車線になっているので幅員を拡張する予定があり、すでに用地買収が始まっている。これに伴って地区北側に隣接する福中集落内の飲食店には移転計画があり、その代替え候補地として転用を打診されている農地がある（図5-1）。

農地以外では土採り場やその跡地の取り扱いに関する問題がある。バイパス沿いには現在土採り場やその跡地が多く、特に西井大池周辺の土採り場跡地は面積も広く、完全に放置された状態で辺りの景観は原形をとどめていない。現在の景観は周辺の山林部分との調和がとられておらず、このまま何の対策も行われなければ、バイパス沿いの山林一帯は今後このような土採り場が増えることも予想されることから、一層無味乾燥なものになる可能性が高い。古くから住民に親しまれてきた里山も一旦土採り場となってしまうと復元することは難しいので、里山のもつ豊かな景観を守るためにも周囲と調和のとれた土地利用を図るべきである

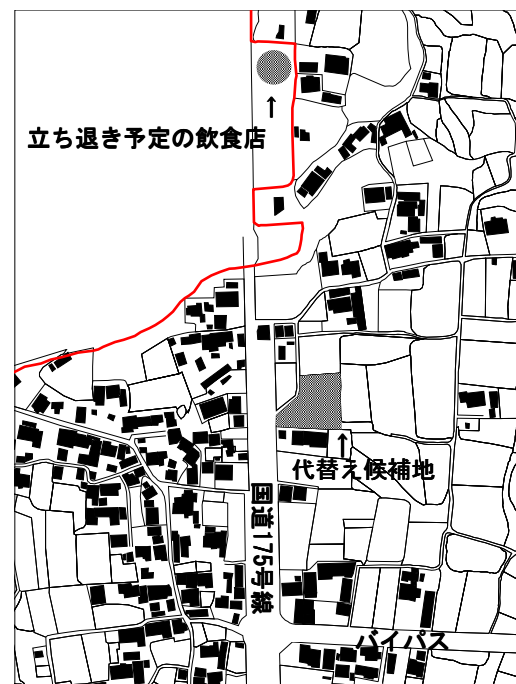


図5-1：転用予定の農地

う。

一方国道沿いも住宅、事業所、農地等が入り乱れている状態で、適正な土地利用がされているとは言い難い。このように統制の取れていない土地利用は景観面のみでなく、居住環境、営農環境の面からも好ましくないため立地条件に応じた土地利用を誘導する必要がある。その他、地区内には資材置き場や廃車置き場などの土地利用が多く、緑豊かな農村地帯であった地区の景観を乱す原因になっている。

このように本地区の土地利用には住民が快適な生活をし、営農を行っていく上で妨げとなる点が見られ、そのままにしておけば地区の土地利用が今以上に混乱してしまう可能性も高い。そのような事態を避け、地区にある数多くの史跡等に恵まれた農村環境の保全を図りながら、地区の活性化が望めるよう「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」の主旨に沿って農村用途区域区分を定め、秩序ある土地利用計画を策定することが必要である。

5.2 道路整備の課題

本地区の集落内道路幅員は全て 3.5m 未満しかなく、住民アンケートでも集落内道路の整備に対する要望が多くみられた。1998 年 10 月に行った調査でも住民の間から「集落内道路では自動車と人とのすれ違いができず不便で危険だ」という意見も聞かれ、自動車の離合や歩行者の安全確保に支障を来している様子がうかがえた。

しかし第 3 章で述べたように（図 3-6）、現在進行中の圃場整備事業に伴う区画の変更により地区内の道路事情は大きく改善される。ただ、道路への接続状況を考えると、圃場整備地区に面して立地する住宅は圃場整備により道路幅が広がり便利になるが、それ以外の住宅の場合、特に住居が密集している古くからの集落中心部分では現在の接続状況は改善されない。集落内道路は住居が密集していることから拡幅が困難な箇所が多いが、このような密集した集落形態を有する慶明、芝崎集落では、この点を改善するために、可能な部分で道路の新設や拡張といった対策を行うことも考えられよう。

5.3 生活環境整備の課題

現在地区には下水道が整備されておらず、生活環境に関するアンケート項目でもすべての集落において下水道整備に対する要望が最も高かった。このことから下水道の整備が急務といえる。一方、集会施設は向井、芝崎集落ではアンケートでの要望も少なく、改善の必要はないと考えられるが、慶明集落に関しては手狭だという意見が見られた。また慶明集落では公園や運動場についての要望も高い。慶明集落の集会施設は住居が密集した中心部分にあり、駐車スペースも確保しづらいことから住民が利用しやすい施設となるよう用地を拡

げる必要がある。

さらに生活環境の安全性では防犯灯の少なさを挙げる意見がみられた。圃場整備によって道路網の改善されない場所、すなわち住居が密集し古くからの町並みが残されている部分では住民の安全を図るためにも防犯灯の設置が必要であろう。

また、古くから開けていた本地区には八幡神社やしほり地蔵など歴史ある旧跡も多く、地区住民だけでなく、遠方に住む人々からも信仰を集め親しまれる存在となっている。特に、しほり地蔵は地区外から参拝に来る人も多いが、現在利用されている休憩施設は老朽化が進んでいることから、今以上に地区住民が親しみを持てる史跡となるよう改善することが望まれる。

このように地区に古くから根付いてきた旧跡を整備し、活かしていくことは文化の継承という面から見ても重要であり、引いては地区住民の間に繋がりを生むもとにもなり得る。住民が自分たちの町の魅力をよく知り、誇りを持つことが活力のある町づくりにつながると思われる。

5.4 農業振興の課題

本地区には離農志向を持つ農家はいないが、将来的に規模縮小を希望している農家がある。また農業従事者の高齢化が進んでおり、後継者を確保している農家も非常に少ないことから、今後、担い手が不在の農地が耕作放棄される問題が深刻化すると予想される。耕作放棄地は周辺の圃場に用排水面や畦畔の維持といった面で悪影響を与えるほか、アンケート調査でも農地に関する印象に「耕作放棄地が見苦しい」という回答がみられるように景観面からも好ましくない。したがって食料生産の場としての農地を確保するために、受け皿づくりを含めた対策が必要と考えられる。また、今後の営農に関しては主に労働集約的な施設園芸による軟弱野菜・花卉の生産を志向する農家と、土地利用型の水稲栽培を志向する農家に分かれることから、施設園芸と水稲に分けて課題を探りたい。

(1) 施設園芸

以前から本地区では露地栽培の他、ビニールハウスによる野菜・花卉の施設園芸が行われてきたが、今後施設園芸を経営の中心にしたいと考えている農家が多い。しかし、施設園芸を新規に始めようとする際にはビニールハウス建設等の初期投資に大きな出費が必要となる。また現在施設園芸を行っている農家もビニールハウスの老朽化が目立つ上、1998年秋の台風により被害を受けた施設も多く、新規購入を必要とする農家も多い。したがって、これらの農家を資金面から支援することが望まれる。また「神戸市農業振興地域整備計画」に示されているように、野菜生産の団地化を行うことによって生産地のブランド化

を図り、さらに直売体制を整えることで収益性を高めることが求められる。この他に農協等による土づくり、連作障害・害虫対策などの技術指導も必要である。

(2) 水稻

コストダウンと品質の向上が急務である。圃場整備事業によって生産基盤が整備され、作業の効率化は期待できるが、各農家の平均耕作面積は1ha前後と稲作専作経営としては規模が小さいため、現状のままでは生産コストの低下にはつながらない。また貸借等による農地の流動化も進んでいないため、今後は利用権の集積等を通じて経営規模の拡大を図り、生産コストを下げる必要がある。農業機械に関しても、アンケート調査では農協による貸出や機械の共有化についての希望が多いことから、これらに関する対策を進める必要がある。

5.5 向井山周辺の利用に関する課題

第3章でも触れたように、向井山周辺に存在する農地は農用地区域に設定されているものの、地権者の同意が得られないことから今回の圃場整備計画の対象には含まれていない。その現状をみると、ほとんどは耕作が行われておらず、一部は原野と化しており、周辺の農地にまで雑草や害虫などが発生して悪影響を与えている。しかも、毛布が放置されている箇所がありボヤ騒ぎを起こしたこともあって、このような状況から住民の間では農地として利用して欲しいという希望が多く聞かれた。

しかしこれらの農地は地権者が多く、また、地権者の中には地区外に居住している人もあって意見をまとめることは容易ではない。入り口付近が原野化しているため重機による整備を行わなければならないほどの状態であり、地区住民にとっても不安を与えていることから、その利用方法を地区住民で考え、行政の支援も受けながら適正な利用を図っていく必要がある。

第6章

里づくり計画

6.1 基本方針

神戸市では「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」を定め、農業・農村地域を“人と自然との共生ゾーン”に指定し、適切な土地利用の誘導を図ることにより、地域農業の振興と農村地域の活性化を図り、農業・農村地域のもつ公益的機能を最大限に発揮させる施策がとられている。

本地区は全域を市街化調整区域に指定されており、神戸市総合基本計画の西区区別計画においても都市型農業の振興と自然型レクリエーションゾーンに指定されている。またこれを受けて、第4次農漁業基本計画においても、環境保全に配慮しながら都市型農業を振興すべき区域とされている。

一方住民アンケート調査の結果から、地区の整備に関する基本方針についての住民の意向は、開発よりはむしろ現在の農村的住環境の維持・整備に主眼をおいてほしいというものであることが得られた。住宅需要の面を考慮すると、地区の人口増加は近年頭打ちになってきているので、今回の圃場整備事業に伴って創設される非農用地で十分賄うことができると考えられる。よって本地区の里づくり計画は現在の住環境の改善を基本方針とする。

ここでは「人と自然との共生ゾーン整備基本方針」の主旨に即して、平野南部地区における集落の現状と土地利用上の課題、住民意向、および神戸市農漁業基本計画の内容を踏まえ、“快適で住みよい田園環境の広がる町”を基本理念として里づくり計画を策定する。

6.2 農村用途区域区分

本地区は周辺の都市部へのアクセスがよいという長所がある反面、計画性のないスプロール的な都市的土地利用開発の危険性を孕んでいる。そこで図 6-1 に示すように農村用途区域区分を行う。以下各用途区域ごとにその判断基準及び範囲を説明する。

(1) 特定用途区域 A

現在向井、芝崎両集落の国道沿いには沿道サービス施設等の特定用途区域 A に該当する施設が集まっており、将来的にも通過交通による騒音や排気ガスのため、住宅地や農地としての利用には適していないと考えられる。また現在、国道沿いには道路幅員の拡幅に伴って転用案の持ち上がっている農地があることから、その農地を取り込んだ形で地区北側に隣接する福中集落の一部とともに国道沿いに特定用途区域を設定する。また、地区内の市立神戸西高等学校もその利用内容から特定用途区域 A に指定される。

(2) 集落居住区域

平野南部地区の集落形態は、向井集落の国道東側部分を除き、住宅が密集した集居集落なので、現在の集落エリアに隣接する、圃場整備事業によって新しく創設される分家住宅用地を加えて集落居住区域に指定する。向井集落については、比較的住宅の集まっている、特定用途区域 A に指定した区域の東側を集落居住区域に指定する。

(3) 農業保全区域

すでに圃場整備が行われた芝崎集落の西に広がる農地と今回圃場整備事業が行われる予定の農地、及びその周辺の農地の一部を農業保全区域とする。この他に農用地区域に指定されている農地が山林周縁部に存在するが、今回の圃場整備計画の対象区域からは外れており、整備を行わない限り将来的に農地として利用されないと考えられる。したがって今回は農業保全区域には指定せず、環境保全区域として周囲の営農環境や景観に配慮した利用を図る。

(4) 環境保全区域

上記の 3 区域に含まれない地区東側の山林一帯は環境保全区域として、土地利用の転換は認めず景観や環境の保全に努める区域とする。また、現在すでに土取り場として利用されている場所およびその跡地は緑豊かな周囲の景観になじまない土地利用であるが、神戸西バイパスの建設予定地になっていることから、工事によってさらにその範囲が拡大しないよう配慮する必要がある。

(5) 位置付けする施設等

位置付けする施設等は下記の通りとする。

① 資材置場 1,768 m²

位置及び面積	神戸市西区平野町芝崎字小原 410-70 山林 4,027 m ² の内 1,700 m ² 神戸市西区平野町芝崎字小原 410-78 山林 193 m ² の内 68 m ²
農村用途区域	環境保全区域
用途	資材置場 1,768 m ²
用途の概要	造園用資材及び植木類
備考	山林 4220 m ² の内 42%を残存緑地として保全する。

② 駐車場 470 m²

位置及び面積	神戸市西区平野町向井字山ノ口 620 田 470 m ²
農村用途区域	農業保全区域
用途	駐車場 470 m ²
用途の概要	自動車販売の一時保管場所
備考	470 m ² の内 10%を緑地として保全する。

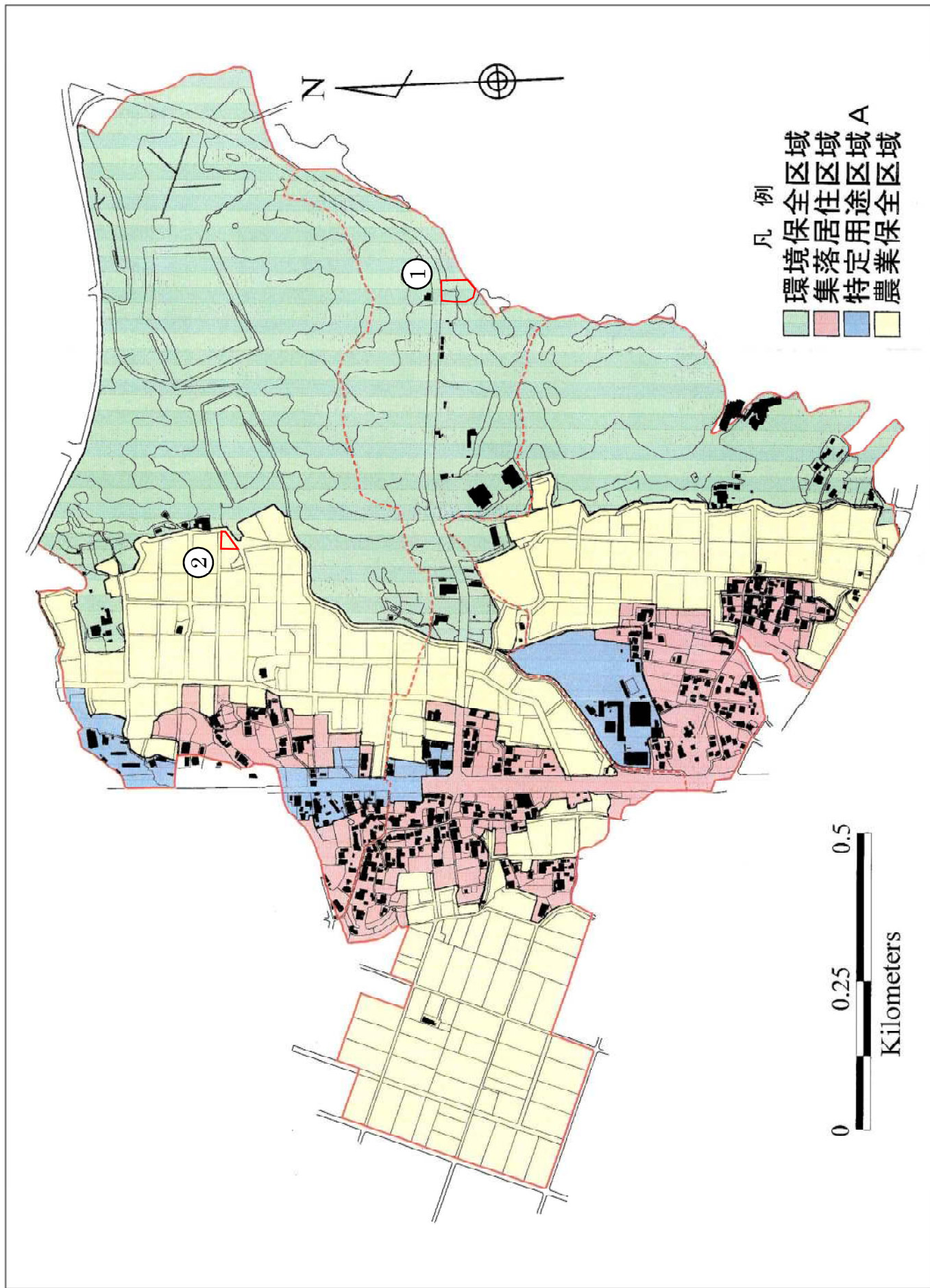
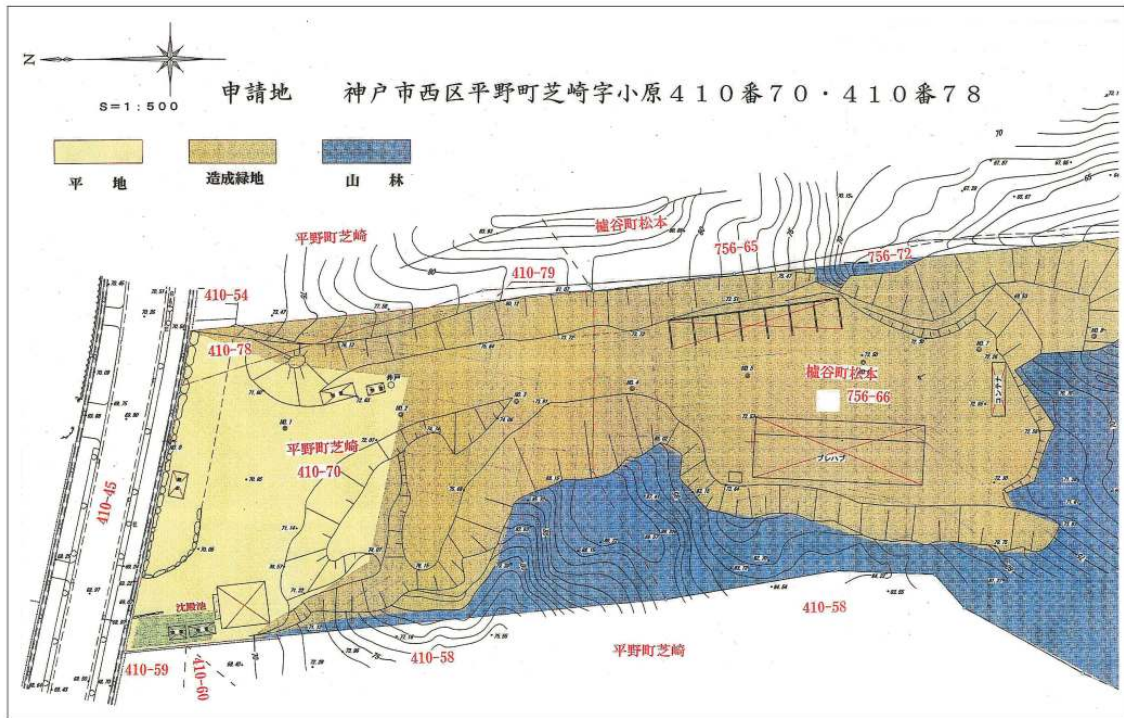
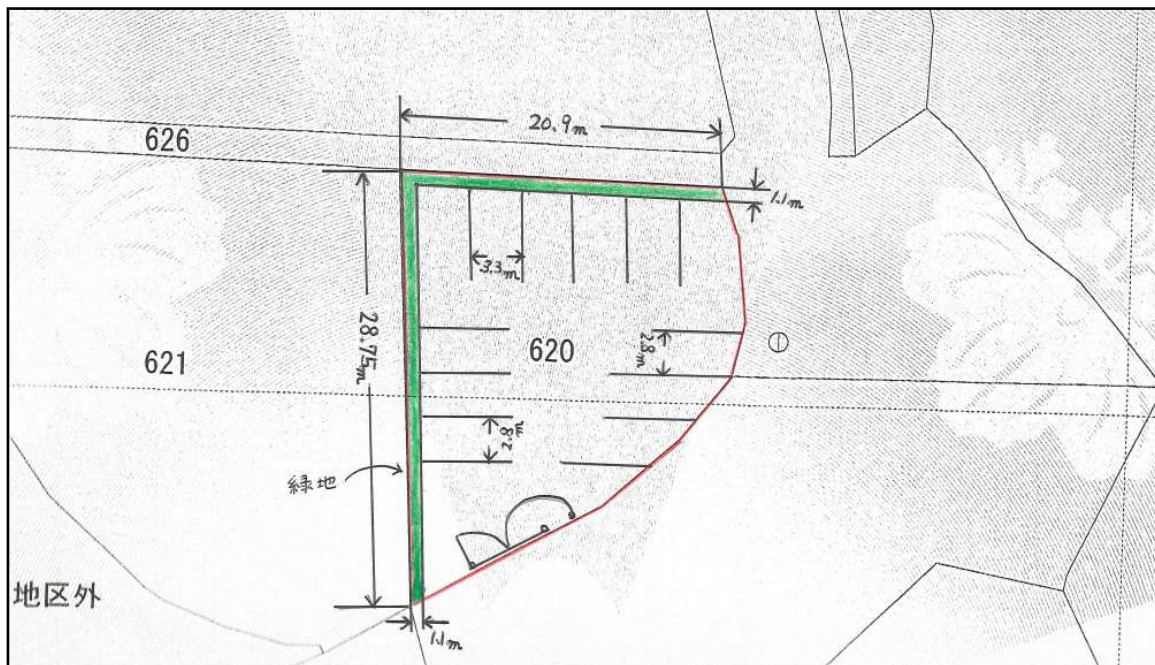


图6-1：平野南部地区農村用途区域区分

① 資材置場 平野町芝崎字小原 410-70 ほか1筆 1,768 m²



② 駐車場 平野町向井字山ノ口 620 470 m²



6.3 道路網整備計画

住宅等からの道路への接続状況を改善するため、今回の圃場整備で計画されている農道に接続する形で、芝崎集落の西側と慶明集落の公会堂南西部分に道路を新設し、また八幡神社の東側の集落内道路は拡幅を可能な部分について行うこととする。これらの新設道路や、道路の拡幅により図 6-2 に示すように接続状況の改善が期待される。さらに、向井集落の必要箇所には防犯灯を設置する。

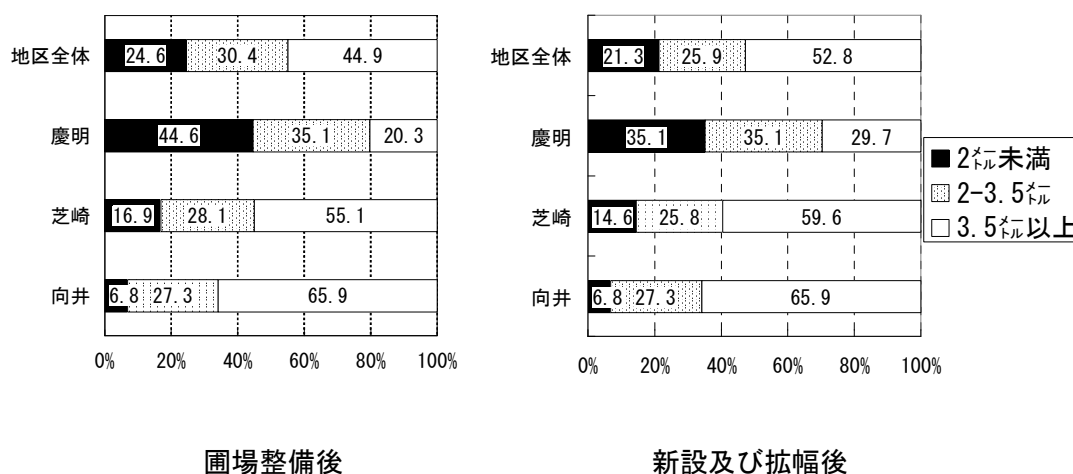


図 6-2：新設道路及び拡幅による道路への接続状況の変化

6.4 農業振興計画

平野南部地区では恵まれた自然環境を生かして、野菜や花の生産で古くから堅実で安定的な農業経営をおこなってきた。本地区は現在圃場整備事業を実施中であるが、圃場整備事業により圃場の区画が集約・整形され、また作業用道路の整備等により利用効率が高められつつあることから、住民の土地利用に対する意識も変わりつつある。特に農家については、営農環境が一変するのを契機に、新たな営農意欲をもって農業に取り組もうとする姿勢が明確に感じられる。

今後地区としては、農村環境や農業生産機能を維持していくためにも認定農業者を核として、圃場整備事業後の圃場を有効に活用して、土づくりに取り組み水稲や軟弱野菜、切花を中心とする農産物を安定的に生産、出荷することにより、足腰の強い農業を目指すこととする。

(1) 水稻栽培計画

① 水稻栽培の目標

平野南部地区では、平成9年度には1676.2aの水稻を作付けしており、品種別の作付け状況は表6-1に示すとおりである。

表6-1：水稻の栽培面積と品種別作付け面積（単位：a）

	どんとこい	こしひかり	きぬひかり	日本晴れ	合計
慶 明	453.3	0.0	0.0	0.0	453.3
芝 崎	272.7	406.7	121.6	173.4	974.4
向 井	196.5	5.3	0.0	46.7	248.5
地区全体	922.5	412.0	121.6	220.1	1676.2

以前は栽培が容易で収量が安定している「日本晴れ」や「中生新千本」を中心に栽培されていたが、消費者のニーズに合わせて量より質、食味に重点をおくとともに、栽培、収穫、調整作業の分散化を図るための水稻栽培が推進された結果、「どんとこい」を中心とした作付けへと推移してきた。今後も、圃場整備事業により整備された水田を活用して、食味に重点を置いた「おいしい米作り」と合理的な水稻栽培管理を追求する。

② 水稻栽培作業の合理化

水稻栽培作業の合理化を促進するために、当面は地区周辺の既存オペレーター組織の活用を図る。現在、既に当オペレーター組織の利用が行われているが、兼業農家を中心に集約的野菜栽培型の農業を目指す専業農家も含めて水稻栽培作業を委託する。

将来的には、地区内の圃場が大区画に整形されたことから、地区内の農家グループで農地の利用集積や作業委託を希望する近隣の農家の稲作を請け負うことも検討する。平均的な委託作業内容は、日常の野菜栽培用のトラクターを活用できる荒起し以外の田植え、稲刈りの稲作主要2作業とし、利用率の低い稲作機械への過剰投資を避けるとともに、水稻栽培の省力化を図ることにより生じた余剰労働力を、主要作物である軟弱野菜の栽培や兼業労働に振り向ける。

なお、集落環境の維持とオペレーター組織活動の円滑化を支えるために、畦畔および水路の除草等の管理と水稻栽培における日常の水管理等は個々の農家で実施する方向を基本とする。

③ 農業機械の共同利用

現在慶明集落では機械の共同利用が行われているが、利用効率の低い機械については、共同利用により機械への過剰投資をできる限り回避する。

(2) 野菜・花卉栽培流通計画

①野菜の栽培目標

本地区では表 6-2 に示すように、古くから培われ、継続されてきた野菜栽培技術をもとに都市型農業の利点を活かした軟弱野菜栽培が行われているが、今後も農業構造改善事業による施設（ビニールハウス）の整備と技術の研鑽を図り、地場野菜の生産に意欲を注ぐ。

栽培品目については新たな施設を活用して、生育が早く収益性に優れるシロナ、コマツナ、ホウレンソウ、キクナ、チンゲンサイを中心とした栽培と経験を生かした栽培が行われているトマトの栽培を継続する。栽培体系は軟弱野菜では約 9 回転の輪作体系を組み合わせ、ビニールハウスの高率利用を維持し、生産費の軽減および所得の向上をめざし、一方トマトについては品質の向上と安定出荷によって所得の向上につなげる。

表 6-2：野菜の栽培面積（平成 9 年度転作実績実面積、単位：a）

	コマツナ	ネギ	キクナ	ホウレンソウ	シロナ	チンゲンサイ	トマト	家庭菜園	合計
慶明	102.8	0.0	39.8	40.1	147.7	0.0	0.0	30.9	361.3
芝崎	12.6	12.4	0.0	29.8	19.1	0.0	46.1	193.5	313.5
向井	45.3	0.0	0.0	5.0	64.0	37.1	3.7	8.0	163.1
全体	160.7	12.4	39.8	74.9	230.8	37.1	49.8	232.4	837.9

②花卉栽培の目標

平野町内には昭和 30 年代からカーネーションの切花栽培に先覚的に取り組み始めた農家があり、地区の後継者がカーネーションの将来的な需要を見込んで、新たにカーネーション栽培に取り組み始めた。昭和 40 年代には 7 名の後継者が施設を整備し、規模拡大を行ったことにより西区でも有数の切花産地として、安定的な栽培量を維持してきた。しかし、その後のオイルショックの影響や淡路等其他産地との競合、また他の切花、特にカジュアルフラワーと総称されるスターチスやトルコギキョウ等の切花に消費の枠を奪われ、カーネーションは徐々にではあるが生産を縮小することとなった。

この様な状況の中で現在、カーネーションもスプレー仕立ての導入等でカジュアルフラワー的な方向も模索し、需要の回復を目指している。またカーネーションは栽培や収穫調整に特に技術を要する作目であり、常に根強い需要もあることから、今まで培われた技術を生かして品質の高い生産を維持していく必要がある。したがって栽培農家は減少しつつあるものの、施設（ビニールハウス）の整備により一定の規模拡大を行い、これまでに蓄積された技術やセンスをより一層向上させ、カジュアルフラワーとしての消費拡大を進めながら市場のニーズも取り入れ、同時に栽培と収穫の省力化を進めることによって堅実な経営をめざす。

③土づくり

圃場整備事業完了後は、特に有機物の投入による土づくりを進める。土づくりの方法としては今までどおり、神戸牛牧場より購入した牛糞堆肥を粃殻で再調整して圃場に施用し、連作体系にも耐える土づくりを継続する。そのためにも、施設の近辺に簡易な堆肥板を整備し、良好な堆肥による土づくりを助長する。

④流通対策

JA 神戸市西への出荷により、市場流通を中心として安定的な出荷により産地の信用度を高め、生産農家の経営安定を図る。また、産地直売についても JA 神戸市西とともに取り組み、直販施設等が整備されていることから、経営農業基盤確立農業構造改善事業により整備された施設で生産された農産物を地域で連携して安定的に出荷するとともに、女性や高齢者の労働力を活かした野菜生産で積極的に出荷品目の確保に取り組む。

(3) 地域農業の担い手確保

①認定農業者による農業振興

平成 11 年度末現在の地区における認定農業者は 12 名であるが、今後地区内の専業農家を認定農業者として経営の安定化を導くために、経営改善計画の検討を進める。さらに今後は認定農業者を中心として、農業構造改善事業によりビニールハウスを整備し、野菜や花の安定的な栽培量の確保を図ることにより、地域の基幹農業としての位置付けをより一層明確化する。また特に意欲のある農家については、パート雇用による規模拡大も検討する。表 6-3 に認定農業者を中心とする栽培計画を示す。

表 6-3：認定農業者を中心とする栽培計画（現況 1998 年、計画 2003 年）

栽培延べ面積（単位：a）												
	シソ	キナ	コマツ	晩生菜	ホレンソウ	ミズナ	ネギ	チンゲンサイ	カーネーション	トマト	水稲	合計
現況	443	150	433	160	313	92	40	155	25	40	585	2437
計画	575	412	493	265	423	125	0	214	35	80	518	3141
収量（単位：t）												
	78	31	81	33	45	17	12	28	0	35	54	—
現況	78	31	81	33	45	17	12	28	0	35	54	—
計画	106	82	98	49	68	29	0	39	0	80	26	—

②後継者・U ターン就農者の確保

現時点における後継者の確保については万全ではないが、現在就農している数少ない青年農業者を将来の地域農業のニューリーダーとして指導および支援するとともに、堅実な営農環境を整備し、新たな後継者がスムーズに就農出来る環境を整えておく。

(4) 地域農業基盤確立農業構造改善事業導入による農業振興

地域の基幹農産物の生産を振興するために表 6-4 に示す地域農業基盤確立農業構造改善事業を導入する。

表 6-4：農業振興のための事業計画

	ハード事業	ソフト事業
補助事業名	経営基盤確立農業構造改善事業	経営基盤確立推進事業
事業年度	平成 11 年度～12 年度	平成 11 年度
事業費	115,500 千円	2,000 千円
事業主体	JA 神戸市西	神戸市
事業内容	ビニールハウスの設置 129 棟 25,557 m ² 栽培品目 軟弱野菜、トマト、花卉 設置場所 西区平野町 (慶明、向井、芝崎) 運営方法 リース契約 利用主体 平野第一生産組合	ビニールハウスの利活用支援 地域連携協定の実施支援 利用生産者の経営改善等支援

(5) 耕作放棄の防止

農地の耕作放棄については、隣接および周辺農地の営農意欲の低下にもつながることから、農業保全区域の農地については農用地の利用集積や作業の受委託等により余力のある農家が支援に参加し、除草や耕起といった、農地を管理するための最低限の作業だけでも実施できるようなシステムを検討する。また、農業保全区域で耕作放棄地が発生しないよう、関係農家の間で協定を締結できるように努力する。

6.5 生活環境整備計画

下水道については、平成 13 年から平成 15 年をめどに公共下水への接続が行われる予定となっている。一方、住民から古くて手狭であるとの指摘を受けた慶明集落の集会施設は、現在の場所で改築を行い、また非農地設定により新たに公園広場も整備する。

休憩施設の老朽化が目立つしほり地蔵には、現在の場所に新しい休憩施設を整え、今までと同じく地区住民の信仰の場として親しまれるだけでなく、地区外住民とのコミュニケーションの場としても利用されるように計画する。また集落内の必要個所には防犯灯を設置する。

6.6 里山周辺整備計画

平野南部地区の東側に広がる向井山を中心とした慶明寺まで広がる里山一帯は、地区の農村景観を構成する重要な要素であるが、土採り場や民間業者の進出によって昔からの景観を大きく変えている。また向井山の麓と田中川に挟まれた農地は地区外の住民も含めた多数の地権者が錯綜し、農地として耕作されていないばかりか、ゴミの投棄場所と見受けられる部分もあり、地区住民に不安を与え、その改善を難しくしている。附近一帯は住民にとって向井山への散策路として利用され、春にはタケノコが採れる場所としても親しまれていたが、農地の荒廃とともに現在は足が遠のいている。また慶明寺北側の花岡山一帯にはゴルフ場の開発計画が持ち上がっているが、これは開発を望まない地区住民の意思を無視したものといえる。

このように地区の中で大きな割合を占める里山一帯を地区住民にとって納得のいく利用にすることは非常に重要であるが、現状では地権者の大半が地区外住民であり住民の意思を伝えることが難しいので、行政の支援を仰ぎながら対策を講じていくことが求められよう。

里山周辺をもう一度住民にとって身近な存在として取り戻し、地区のシンボルとなる活用方法としては、西神ニュータウンからのアクセスの利便さを考慮すると、市民農園としての利用が適切と考えられる。しかし、単にニュータウンに住む人々に利用してもらうための施設としてではなく、市民農園を通じた都市住民との交流による地区の活性化に主眼点を置くべきであろう。

具体的には市民農園に付随するクラブハウスを交流の場として提案する。そのためにはクラブハウスを地区の住民にも開放し、また開放するだけでなく住民に利用されるような施設内容にしなければならない。クラブハウスには簡素な調理場を備えることにより、収穫祭などのイベントを地区住民と農園利用者が共に行うという利用方法が挙げられるが、さらに他の施設を設置することにより地区の住民と市民農園の利用者の両方にとって魅力あるものにしたい。例えば図書館をクラブハウス内に併設する。もちろん本地区の規模に見合った程度のものでよいが、その図書館を地区の文化の中心と位置づけ、趣味教室などを開催することにより、子供から老人まで気軽に利用できるようにする。さらに郷土関連の資料を置くことによって、住民が自分たちの地区の歴史を知る良い機会にもなり、住んでいる場所に対する愛着や誇りをもつことができよう。この他には施設に隣接する形でウサギなどの小動物を飼育する小屋を設置すれば、小さな子供を持つ親の利用も呼び掛けることができ、そこにお年寄りからその子供の世代、さらに孫の世代という3世代が集うことによって、コミュニティーとしての親密感も深まると考えられる。

またクラブハウスには昨今のモータリゼーション社会も考慮して十分な広さの駐車場を用意する。と同時に、これまで住民の散策路として利用されてきた自然

道も整備を行い、向井山、花岡山それぞれの頂上とを結んだ短いハイキングコースとして道を巡らせることによって里山の緑に利用者が気軽に親しめるだけでなく、その維持管理も行いやすい計画とする。

これら道路網整備と生活環境整備、および里山周辺整備に関する計画案を図 6-3 に示す。



向井や慶明で取り組まれている集約的施設栽培



地区の名所の1つ、しばり地蔵



芝崎に広がる圃場整備済み水田



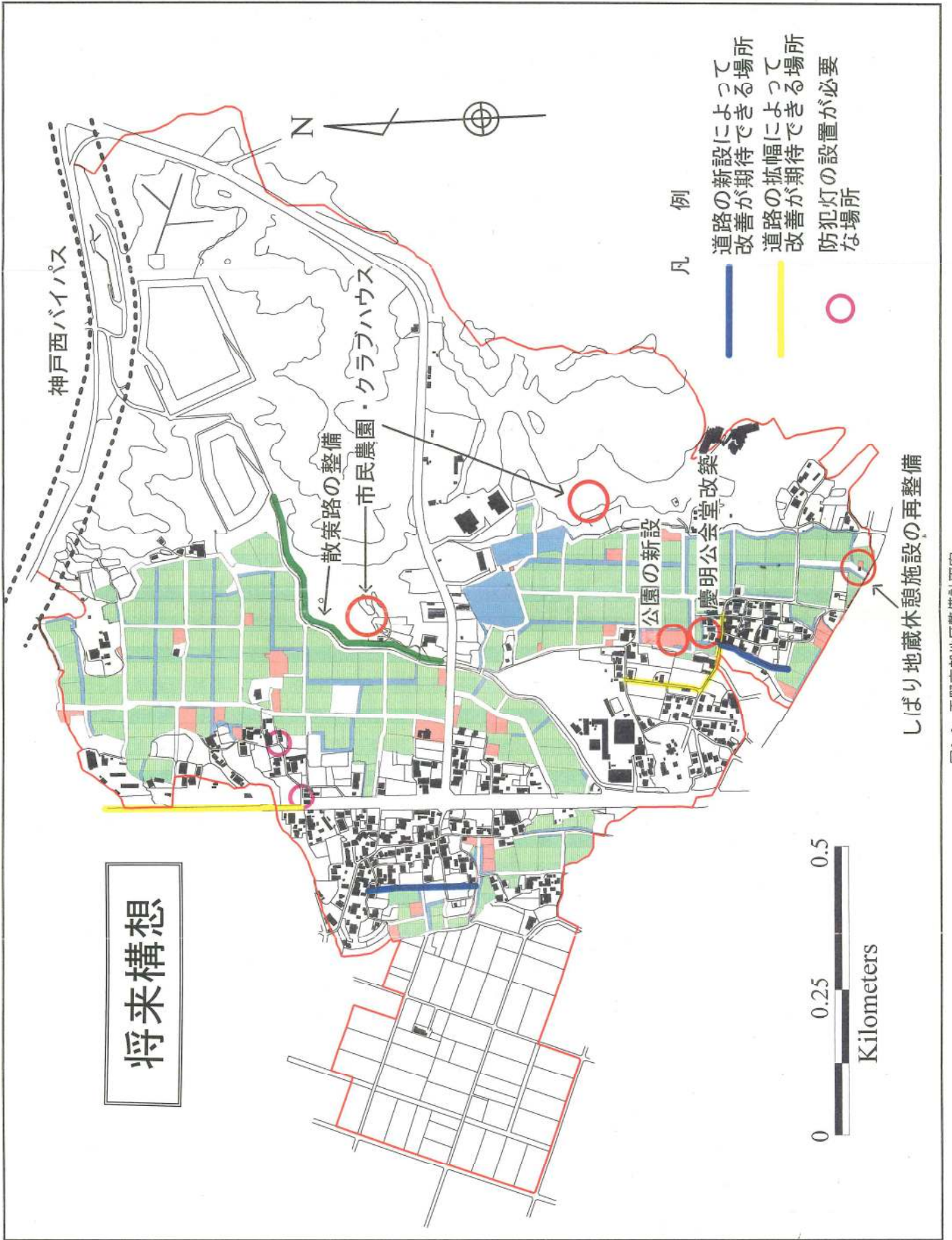
周囲に古墳も存在する慶明寺



向井公民館で行われた自己点検マップ作成の様子



芝崎集落にある高良神社



しほり地蔵休憩施設の再整備

図6-3：平野南部地区整備計画案